

平成18年8月31日(木曜日)第3回定例会

○出席議員(19名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	20番	遠	藤	聖	作	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員						

○欠席議員(2名)

2番	佐	藤	毅	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
----	---	---	---	----	-----	---	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	課長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理委員会事務局	局長	菅野英行	総合政策課行財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課	課長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	財務室	室長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	総合政策課	企業立地推進室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道課	課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課	課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課	課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務	事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課	課長	菊地宏哉	学校教育課指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習	課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	水一ツ	課長	清野健	農業委員会事務局長
	振興課	課長		
	監査委員	委員長		
	監査委員	委員長		

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主任	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第1号

第3回定例会

平成18年8月31日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 議第47号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 議第48号 表彰について
- ” 9 議案説明
- ” 10 委員会付託
- ” 11 質疑、討論、採決
- ” 12 認第 1号 平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 13 認第 2号 平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 14 議第49号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 15 議第50号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第51号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第52号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 18 議第53号 平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 19 議第54号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 20 議第55号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- ” 21 議第56号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- ” 22 議第57号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 23 議第58号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- ” 24 議第59号 損害賠償額を定め和解することについて
- ” 25 議第60号 市道路線の認定について
- ” 26 議案説明
- ” 27 監査委員報告
- ” 28 質疑
- ” 29 予算特別委員会設置
- ” 30 決算特別委員会設置
- ” 31 委員会付託
- 散 会

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様へ申し上げます。過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中にあわせ、会議における服装について決定しております。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は佐藤毅議員、佐竹敬一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、4番 煤津博士議員、18番 那須稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月28日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月13日までの14日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの14日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成18年8月31日（木）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月31日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月 1日(金)		休	会	
9月 2日(土)		休	会	
9月 3日(日)		休	会	
9月 4日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 5日(火)		休	会	
9月 6日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

9月 8日(金)	午前9時30分	総務分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月 9日(土)	休 会			
9月10日(日)	休 会			
9月11日(月)	午前9時30分	総務分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月12日(火)	休 会			
9月13日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第4、議第47号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第47号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、大沼保義委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き任命しようとして提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第47号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第8、議第48号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第48号表彰について御説明申し上げます。

本市の発展に寄与され、市政に功労のあった方を表彰するため、議会の同意を得ようとするものであります。

高橋武正氏は、平成3年から15年の長きにわたり、寒河江市商工会副会長を務められるなど、本市の産業経済の振興、発展に大きく貢献されました。氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る8月22日に開催した市表彰審査委員会において、全会一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第48号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第48号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第48号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第12、認第1号から日程第25、議第60号までの14案件を一括議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 認第1号平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。収入は25億3,374万4,479円、支出は26億7,054万4,532円であります。この結果、収益的収入及び支出については、1億3,680万53円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。収入は2,700万円、支出は1億5,979万5,648円あります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億3,279万5,648円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金3億1,103万6,549円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別紙資料のとおりであります。

次に、認第2号平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。収入は12億4,317万2,950円、支出は10億7,375万35円あります。この結果、収益的収入及び支出については、1億3,146万9,154円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。収入は2億6,931万124円、支出は9億4,055万9,509円あります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は6億7,124万9,385円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。剰余金については、剰余金計算書及び剰余金処分計算書に記載のとおり、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1億2,000万円を積み立てし、4,914万7,618円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別冊資料のとおりであります。

以上、2件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第49号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金等など、3億1,126万円を追加するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ139億8,345万8千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第2款総務費は市民浴場用配湯ポンプ設置工事請負費273万円を追加するのが主なものであります。

第3款民生費は食の自立支援事業費257万円を追加するのが主なものであります。

第4款衛生費は普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億3,552万3千円を分担金に追加するのが主なものであります。

第6款農林水産業費は法定外公共物の維持補修工事費480万円を計上するのが主なものであります。

第8款土木費は公共下水道事業特別会計繰出金8,520万円を減額するほか、側溝整備及び道路改良事業費1,450万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費は小中学校の暖房設備補修工事費などとして324万5千円を追加するのが主なものであり

ます。

これら歳出予算に対する歳入については、財政調整基金繰入金8,520万円を減額し、地方交付税 3 億3,552 万 3 千円、国県支出金2,347万 9 千円、繰越金3,330万 5 千円などを追加し、対応することとしました。

次に、議第50号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

歳出予算については、下水道高資本費対策借換債の許可額の減により、公債費3,260万円を減額するものであります。

歳入予算については、繰入金8,520万円及び下水道高資本費対策借換債3,260万円を減額するほか、下水道事業債特別措置分8,520万円を計上するものであります。その結果、3,260万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億5,710万 7 千円とするものであります。

第 2 表の地方債補正については、下水道事業債特別措置分を追加するほか、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

次に、議第51号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

歳出予算については、保険財政共同安定化事業拠出金 1 億7,250万円を追加するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、保険財政共同安定化事業交付金 1 億7,250万円を追加し、対応することとしました。その結果、1 億7,250万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ37億2,374万円とするものであります。

次に、議第52号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

歳出予算については、介護給付費準備基金積立金1,642万 4 千円、介護給付費国庫負担金等返還金1,909 万 9 千円を追加し、介護予防事業費200万円を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、繰越金3,552万 3 千円を追加し、国庫補助金等を減額して対応することとしました。その結果、3,352万 3 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億2,191 万 6 千円とするものであります。

次に、議第53号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

収益的支出については、医療事故の損害賠償の支払いに伴い、雑損失に448万 6 千円を追加するものであります。収益的収入については、その他医業外収益に459万円を追加するものであります。その結果、予算総額は収益的収入総額で28億1,499万 3 千円、収益的支出総額で28億1,488万 9 千円とするものであります。

次に、議第54号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

西部地区公民館禁分館及び留場分館の新築移転等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第55号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について、議第56号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

2 案件とも指定管理者制度を導入するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第57号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

健康保険法等の一部改正により、出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第58号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

木の下土地区画整理事業地のほなみ団地において、地区の特性に応じた適正な土地利用と快適で利便性の高い住環境の形成を図るため策定した東部地区地区整備計画が都市計画決定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第59号損害賠償額を定め和解することについて御説明申し上げます。

寒河江市立病院で発生した医療事故について、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第60号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与するため、木の下土地区画整理事業地と国道112号との連絡路線など、3路線を認定しようとするものであります。

以上、12案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

○新宮征一議長 日程第27、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後刻開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際簡略にお願いします。安孫子監査委員。

○安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成17年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第1に、審査の対象となりました会計は、平成17年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成17年度寒河江市水道事業会計決算の2会計の決算であります。

第2に、審査の期間は、平成18年7月4日から平成18年8月11日までであります。

第3に、審査の方法は、平成18年7月4日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財務状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め、照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。なお、貯蔵品につきましては、平成18年3月31日に行った実地たな卸に立ち会い、現物を確認いたしております。

第4に、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算の計数も誤りがなく、適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果につきましては、後ほど開催されます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了解をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 日程第28、これより質疑に入ります。

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第58号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第59号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 このたび寒河江市立病院の事故の発生で損害賠償のあれを出されているわけでありまして、若干お聞きしたいことがあるわけでありまして。

今日までの間、裁判所に提訴になるから今日までいったのか、それともお互いに弁護士を立てて交渉をなされたのかであります、第1点。

これまで本人との交渉というか、行政側、市長、理事長自ら会ったのかどうか、その辺お願い申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 私は直接この相手方とは接触はしておりませんが、顔は出しておりますが、その後事務段階におきまして、十分な御説明と、それから御了解を求めて今回の和解に至ったと思うのでござい

ます。

○新宮征一議長 ほかに質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今までの、ですから裁判方で行われたのか、それともお互いに弁護士を出されたのかと聞いたのに御答弁がありませんので、その辺どのように経過なされたのかもお聞きしたいわけでありまして。先ほどその辺もお尋ねしたわけでありまして。

あともう一つ、それまで事務長さんが何回かかわっておりますし、院長さんもかわっているわけでありまして、その辺の経過というか、事務方の連絡事項というのは、市長はかわっておりませんが、その辺の感じ、どのように送られてきたのかも説明願えれば幸いだと思っております。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

この件につきましては、裁判による和解ということではなくて、今回は双方が弁護士を代理人に依頼しまして、これまで価格等について御協議を願って今日に至ったということでございます。

それから、第2点目につきましては、これは平成10年に発生した医療事故ということでございますので、詳細については当時の事務担当者から次の事務担当者へ正確に引き継ぎまして、私に正確に引き継ぎさせていただいております。そういうことで処理をさせていただいております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 日本全国にはいろいろ医療裁判の例もありますけど、大抵のことは和解で、の実態が大抵であります。今日の医療技術は大した進歩でありますけど、いろいろの事故があつて、記者会見やらよくあるわけでありまして。医師の勤務も夜勤を勤めて8時半からの通常の診察、午後からといろいろあるわけでありまして。医師の勤務状態もこれから十分把握しながら、医療の事故のないようにやってもらいたいなと私なりにつくづくお願い申し上げます。

このたび和解でありますので、ぜひ市長からも本人に、直接会うかどうかは別としても、メッセージや何か発する必要があるんじゃないかなと私なりに思うんです。市長、お考えありましたら一言お願い申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 きょう提案申し上げまして、これが議決になりましたならば、こういう御質問もございましたし、また本人に対してこれまでの経過等について、お互い理解はしておるわけでございますけれども、改めてお話を申し上げまして、お互いの和解成立に至ったことを話し合いたいと思っております。つけ加えさせてもらえば、もう本人は元気になってお仕事についているということでございます。

○新宮征一議長 議第59号に対してほかに質疑はありませんか。内藤明議員。

○内藤 明議員 このことに関連をして若干お尋ねをしたいというふうに思いますが、私常々思っているんですが、こういうふうな損害賠償というふうなことになりますと、いつもこの相手側の方の住所とか氏名とか、あるいは和解条件の金額であるとか、きちっと示されるわけですが、これは今の考え方からすると、プライバシーに当たるのではないのかなと、こういうふうに思うんですが、そうした点について当局ではどういうふうに御見解をお持ちになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○新宮征一議長 総務課長。

○那須義行総務課長 それでは、お答え申し上げます。

この場合は、寒河江市と本人との間のいわゆる損害賠償の和解になりますので、お互いに相手方の住所その他をきちんとしてするのが正しいやり方ということで、この場合にはプライバシー、その他については議会の同意を得て、寒河江市が本人に損害賠償するということが、当然のことながらきちんとして相手方を明示して議会の議決を得なければなりませんので、この場合にはプライバシーとかそういうことでなくて、はっきりとした形、和解になりますので、逆にきちんとして示さなければならないというふうに考えております。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 それはよくわかります。ところでですね、なぜこういうことを申しあげましたかといいますが、これは個人の情報に関するものですね、だれから見ても。

ところがですね、一方で予算審議なんかをする際に、用地の買収であるとか、あるいは移転補償費であるとか、そうした問題になりますとですね、それが途端にそうした情報が公開されないと言いますが、いやプライバシーに属するからそれはお答えできませんと、こういうふうになるわけですね。これは私はおかしいんじゃないのかなと、こういうふうに思うわけですが、従って、法律のですね、指しているところは、そうしたところも要するに公開をすべきだと、こういうことをきちんと言っているんじゃないのかなと、こういうふうには私は思うわけですが、そうした件について、絡めて恐縮ですが、御見解があれば承りたいというふうに思いますし、なければですね、そういうふうに関心するように御検討をしていただきたいと思います、というふうにお願ひしておきます。

○新宮征一議長 総務課長。

○那須義行総務課長 お答え申し上げます。

ケース、ケースによっていろいろなあれが出てきますので、そのケース、ケースによっていろいろ勉強させていただきたいと考えているところであります。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 公費で対処されるものについては、個人の情報というような問題もありますが、すべて公開なさって差し支えないのではないのかと、こういう議会というふうなところでは考えておりますけれども、今そういうふうな時期になっているのではないかということに改めて申しあげておきたいというふうに思います。

○新宮征一議長 第59号に対してほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第60号に対する質疑はありませんか。松田孝議員。

○松田 孝議員 今回ほなみ団地から国道112号線までの市道認定が入っておりますけれども、この件について一般的な考えからいくと、6月議会上程されるはずでありますけれども、なぜ今回、緊急性があつて、造成のかかわりで緊急性があつて、今回上程されたのか。その辺についてお聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 建設課長。

○浦山邦憲建設課長 お答えします。

市道の認定は御案内のとおり6月の議会ということで、これは基本ということしております。この場所につきましても、6月の認定に向けて準備をしていたんですけども、今改良区関係の調整が若干おくれましたので、今年はほなみ団地の方で保留地の処分というのを考えておりますので、今言った6月の議会というふうな中で、若干ずれた中で次の、今回の議会上程しているということでございます。

以上です。

○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 いや、それはわかりましたけども、112号線の取りつけというか、安全上の対策というのは、国土交通省あたりでのいろいろなやりとりはやっていると思うんですけども、その辺について具体的にあればお聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 建設課長。

○浦山邦憲建設課長 国道112号との接点の関係ですけども、今回については市道の認定ということで、改良するというような考え方はまだしておりません。改良をするということであれば、当然交通安全の公安の委員会とか、そういった中で協議は出てくるわけですけども、ただ今の現道の中での認定というふうに考えておりますので、まだそこを舗装するとか、そういうふうな段階において国道の方と協議していきたいと思えます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第49号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第30、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
文教厚生委員会	議第51号、議第52号、 議第53号、議第54号、 議第55号、議第56号、 議第57号、議第59号
建設経済委員会	議第50号、議第58号、 議第60号
予算特別委員会	議第49号
決算特別委員会	認第1号、認第2号

平成18年9月第3回定例会

散 会 午前10時10分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年9月4日(月曜日)第3回定例会

○出席議員(19名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	20番	遠	藤	聖	作	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員						

○欠席議員(2名)

2番	佐	藤		毅	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
----	---	---	--	---	----	-----	---	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理	委員会事務局長	菅野英行	総合政策課 行財政改革 推進室長
尾形清一	総合政策課	企業立地 推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課	長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課	都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課	長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課	長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課	長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務	長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課	長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習	生涯学習 振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員	局長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務係長

平成18年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成18年9月4日(月)

再開

日程第1 一般質問

散会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は、佐藤毅議員、高橋秀治議員、佐竹敬一議員であります。（高橋秀治議員は途中出席）

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成18年9月4日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	地域おこしイベントについて	衰退している盆踊りであるが、現在市内で開催されている地域はどのくらいか 駅前通りの活性化の一環として商店街をはじめ、子供会・各種団体との連携で、神輿会館広場での盆踊りをしてはどうか	8番 石川忠義	市長
2	寒河江市教育振興計画の素案について	いのちと心を育む食育を推進するまちづくりについて 児童生徒の学ぶ力を育むまちづくりについて 歴史と伝統文化を活かしたまちづくりについて 教育環境の充実、整備について		教育委員長
3	寒河江の新たなブランドなどの確立と今後の戦略について	「山形セレクション」は様々な特産品などの価値観を全国に広めていくという戦略ですが、「山形セレクション」について市長はどのような見解をお持ちか伺います 地域力向上のためにも、寒河江独自の手法で市産品のブランド化など寒河江のイメージアップにつながる新たな戦略を、今後どのように考えているのか伺います	4番 煤津博士	市長
4	地上デジタル放送化に向けた市の対	2011年に現在のアナログ放送から地上デジタル放送に完全移行されま		市長

	応について	<p>す。今後、市内における受信エリアは徐々に拡大されていくと思われるが、どのような予定になっているのか伺います</p> <p>デジタル化に伴う難視聴地域発生の有無と、生じると予想された場合どのような対応を考えているのか伺います</p>		
5	市政一般について	<p>保育所の整備について</p> <p>チェリーランド河川公園内へのトイレ設置について</p> <p>カメ虫対策について</p> <p>既存公園の維持管理について</p> <p>土地開発公社の用地取得価格適正化について</p>	16番 川越孝男	市長
6	寒河江市教育振興計画について	<p>中学校給食について</p>		教育委員長
7	行政一般について	<p>指定管理者制度の選定基準と欠格条項等の規定について</p> <p>公平で公正な行政を推進するためのコンプライアンス条例（法令順守）の制定について</p> <p>交通弱者といわれる方々の足を確保するコミュニティバスの運行について</p> <p>将来人口の推計について再び所見を問う</p>	17番 内藤明	市長

石川忠義議員の質問

○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として以下の質問をいたしますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

通告番号1番、地域おこしイベントについてお伺いいたします。

本市においては、日本一のさくらんぼの里さがえを全国的にアピールし、さくらんぼを中心にイベントをつくり上げてまいりました。6月に入りますと田植えも終わり、農家の方もさくらんぼに全神経を傾け、よりよい品物を提供するために頑張るときであります。街路樹のハナミズキも満開になり、ミスさくらんぼも誕生し、花咲かフェアINさがえも開幕いたしました。そして、恒例のさくらんぼ囃子パレードを皮切りに、さくらんぼマラソン大会、さくらんぼ種飛ばし大会とイベントが目白押しに続き、花・緑・せせらぎの本市にとっては1年で一番輝くときであります。活気あふれるときであります。さくらんぼ大綱引き大会が一つの役目を終えたとはいえ、なくなったことは大変残念でありました。

さて、各地で昔からのその地域手づくりの盆踊り大会が現在めっきり少なくなりました。私のところの西根南部公民館でも長年実行してきたのですが、公民館が新築されてから夏祭りに変わり、現在行われておりません。以前には寒河江小学校の校庭、中央通りの島屋さんの駐車場といずれも盛大に実行されましたが、姿を消しました。現在市内で何カ所ぐらゐの盆踊りをやっているのか、わかる範囲内でよろしいですから、お伺いいたします。

盆踊りが少なくなった原因は、お金がかかること、準備に相当の労力を費やすこと等々いろいろございます。昔から盆踊りは、年に1度この世に戻ってくる精霊を迎え、また送るために発したものと聞いておりました。先ほども申しあげましたとおり、さくらんぼ綱引き大会も姿を消しました。さくらんぼ祭りから祭りイベント最大のみこしの祭典までの時間が余りあき過ぎております。今各地の盆踊りが衰退しているとき、商店街の活性化はもちろんのことですが、商店街をはじめ、子供会、各種団体との連携で神輿会館広場での盆踊り大会を提唱するものであります。

昔から寒河江音頭がありますが、その歌の復活を望む声も大きいですが、盆踊り大会向きに振りつけたり、できれば市民歌の振りつけも芸文協のその道の関係者に振りつけていただき、実現することも大変楽しみが増すことと思います。老いも若きもだれでもが参加できる市民盆踊り大会をできればと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号2番、寒河江市教育振興計画の素案についてお伺いいたします。

平成16年12月議会において、中学校給食に関して市長と教育委員長に私が質問をいたしました。市長、教育委員長の答弁は議事録のとおりでありますけれども、そのことを踏まえて、約1年半の時を経てこのたびの寒河江市教育振興計画の素案を原案提示し、検討委員会を設置し、23名の委員を委嘱、諮問しているところであります。

この計画は、平成27年度を目標とするものでありますが、まずこの素案の趣旨は何かを教育委員長にお尋ねいたします。

今委員会で検討しているところでありますが、以下の件についてお伺いいたしますので、御答弁をお願い

いたします。

まず、「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」についてであります。ここでは、食育に関することではありますが、私どもの関心は中学校給食についてであります。議会においては、賛否両論の中で十分議論された問題であります。文教厚生常任委員会でも先進地視察をして熟慮を重ねてきました。原案によりますと、希望者に対する弁当販売方式の検討（中学校）とありますが、どのような考えなのかをお伺いいたします。

次に、「児童生徒の学ぶ力を育むまちづくり」についてお伺いいたします。

その中で、多様な学習環境づくりの中で小学校英語活動の推進があります。これについては、平成16年の3月議会で英語教育について私が、平成17年12月議会において小学校の英語教育について同僚議員の木村議員の質問がありました。それに対して教育委員長は、外国語に親しませ、外国語に対する興味、関心や学習意欲を引き出すことが小学校段階の主なねらいと答弁しております。

私のときには、ALTのマーク・ダックワースさんは、年間小学校を約80回、中学校を約80回、計160回の授業でありましたが、17年の12月議会では田代小学校の英語活動重点校という英語活動もあり、小学校を約90回、中学校を70回と、小学校に多くの時間を費やしました。

私は、基本は本場の英語を話すALTの方を中心に活動することはもちろんですが、もっと充実した英語教育を進めるためには、退職英語教師のお力をおかりして英語教育に力を入れるべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、「歴史と文化を活かしたまちづくり」についてお伺いいたします。

素案の総則の中で、松尾芭蕉の俳諧論「不易と流行」が引用されております。学校教育において、歴史と伝統・文化とはどのようにお考えなのか、まずお伺いいたします。また、歴史美術館の設置、特に八幡の杜とありますが、具体的構想をお伺いいたします。

最後に、教育環境の充実、整備についてお伺いいたします。

それぞれの学校が、家庭と地域からの理解のもとに主体的な教育活動を行い、開かれた個性的学校づくりの展開と地域や学校の特色を生かした、多様で個性的な教育を展開するために、より学校自らの考えと判断で学校運営ができるようにしますとあります。

さて、本市の3中学校の運動会ですが、陵南中は体育祭となって運動会はやっておりません。陵東中は、運動会は大イベントとして行っていますが、個人競技が全く入っておりません。陵西中学校は、個人競技も取り入れて実行しております。

さきの指針にもありますように、独自の学校運営に理解は示すものの、運動会一つとりましてもこのように異なっていることに、市民の意見もいろいろありますが、懸念を示しております。これについての教育委員長の御所見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 答弁いたします。

まず、現在市内で開催されている盆踊りについて申し上げます。今年は、寒河江地区、南部地区、柴橋地区、高松地区の4地域におきまして、分館単位による盆踊りが12カ所で行われたようでございます。

続いて、駅前通りの活性化の一環として、みこし公園での盆踊りについて申し上げます。

商店街を含め、中心市街地の活性化につきましては、本市に限らず、全国的にもその取り組みが急務となっている課題であります。御案内のように、先月末に寒河江駅前地区まちづくり推進委員会の設立がありました。この委員会は、再開発により新しくなった駅前地区を住みよく、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進することを目的とした団体で、活動内容としては、地域の清掃作業などによる環境美化事業を中心に据え、各種イベントの開催により、地区内の親睦と融和、また地区外の人との交流を図るなどして活性化につなげようとしており、市としましても支援していきたいと考えているところであります。現在この委員会では、駅前のにぎわいづくりのためのイベントを計画中であり、具体的には神輿会館でのコンサートやみこし広場を利用した夕暮れ市などが検討中であります。

御質問の盆踊りにつきましては、以前は市内各地区で盛んに行われておりました。今でも各分館で地区の伝統行事として行われておりますが、駅前中心市街地の活性化という観点から、全市的なイベントとしてみこし広場での盆踊りの開催は十分考えられるものであると思っております。

また、寒河江音頭や寒河江小唄などの本市固有の歌や踊りを取り入れたり、盆踊りの競演などの趣向を凝らしたり、さらにはみこし広場に限らず、沼川での灯籠流しや水辺を利用したイベントなどで、駅前地区だけにとどまらず、全市的なものに発展させることで、寒河江市の夏を盛り上げていくことも考えられます。

ただし、この時期、駅前地区においては商店・飲食店が多く、成人式や同窓会などの対応で忙しい時期であり、他の地区の花火大会や夏祭りとは重なる時期でもあります。また、他の地区においても、衰退してきた原因と考えられる実施主体の問題や経費の問題もあると思っておりますので、駅前地区まちづくり推進委員会をはじめ、関係団体にお話を通していきたいと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 寒河江市の教育振興計画の素案についてお答えいたします。

まず、その趣旨についてでありますけれども、この教育振興計画は、国、県が示しております教育方針や山形県第5次教育振興計画を受けながら、第5次寒河江市振興計画における人づくり、まちづくりの基本方針を踏まえて、さらには本市がこれまで培ってきた教育の特性をさらに伸ばし、新しい時代に対応できる教育に関する基本的な考え方や施策を明らかにすることを目的に策定するものでございます。

次に、計画の素案の中に希望者に対する弁当販売方式の検討を盛り込んだことについてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

御案内のとおり、中学校においては現在弁当持参によるミルク給食を実施しておりますけれども、中学校給食についての基本的な考え方につきましては、これまでも議会の中でたびたびお答えしてきたところであり、今も変わってはおりません。すべての家庭において食の大切さを考え、それを実践し、豊かな食習慣を確立する中で、子供たち、家族の食育を高めていくことを基本的な考えとしており、今後とも家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、食の大切さを学び、食に関して体験する場や機会を広げていくことが重要であると考えております。

しかしながら、家庭の事情や家族の入院などの不測の事態によって、一時的にどうしても弁当を持ってくることができない状態になることなども考えられます。そうした場合でも、生徒が安心して通学できるようにするための一つの方策として、このたび希望者に対する民間活用による弁当販売方式の検討を教育振興計画の素案の中に盛り込んだところでございます。量的にも栄養のバランスの面でも中学生期の発達段階に応じた食事を選び、規則正しくとることやクラスの中で級友とともに楽しく食べることの大切さを学ぶことができるように配慮することが大事であると考えております。

今後検討委員会からの意見、提言内容を踏まえながら計画を成案化していくこととなりますけれども、具体的に実施する際には実態の把握や先進事例の研究などを行い、内容を詰めていかなければならない、このように考えております。

次に、児童生徒の学ぶ力を育むまちづくりについて、特に英語の学習環境整備についての御質問でしたので、お答えいたします。

本市に配置されているALTは、今年8月で4年目を迎えました。本年度から年間指導日をこれまでの160日から180日にふやし、小学校を110日、中学校を昨年度並みに70日として、より指導の効果を上げられるよう取り組んでおります。

現在本市では、小学校の英語活動においては、英語に親しみ、外国人や外国文化に対する興味、関心を引き出し、コミュニケーションへの意欲を高めるという国際理解教育の一環とすることをねらいに活動を進めております。また、中学校の英語教育においては、聞く、話す、書く活動につなげて、実践的なコミュニケーション能力の育成に向けて教育活動を行っております。

ALTが行っている英語活動は、これらの指導の場における教員の実際の指導力を高めること、また本場の外国語に触れて、それが児童生徒の興味、関心を強く引き出し、英語教育の充実に多大な貢献をしていると高く評価しているところであります。

さて、御質問のALTの方を中心にもっと充実した英語教育を進めるためにも退職英語教師のお力をか

りて英語教育に力を入れるべきだと思うが、どうかという御意見につきましては、先ほど申し述べた小学校の英語活動、中学校の英語教育それぞれのねらいにさらに迫るために、どのような場面で退職英語教師等を活用することが有効なのかなどについて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、歴史と伝統文化を生かしたまちづくりについてですが、初めに学校教育における歴史、伝統文化への取り組みについてお答えいたします。

学校では、地域の歴史や伝統文化について学ぶことを大切にしていかなければならないと考え、各学年においてさまざまな学習活動に取り組んでおります。これらの学習活動を通して自分が生活している地域に対する理解が深まり、地域の人々との豊かなかかわりを持つことができたりして、自分の生き方を考えていくきっかけにもなるからであります。このような考えのもとに、今後も地域の人材や地域に残る文化財等を活用しながら、地域に学ぶ学習をさらに展開していくことができるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史美術館の設置、特に八幡の杜構想についてお答えいたします。

歴史美術館の設置については、今後具体的にしなければならない課題であると考えています。この八幡の杜構想は、旧寒河江服装専門学校の跡地を核とした歴史、文化ゾーンを整備しようとするものであります。御案内のようにこの地域は、寒河江八幡宮の門前町として古くから発展し、現在も寒河江八幡宮をはじめ、市指定無形民俗文化財「流鏑馬」を行う馬場、またすぐ近くには県の有形文化財に指定されております寒河江市郷土館、市指定天然記念物の桂の古木、そして歴史ある数々の寺院など歴史文化資産が集積されているところであります。

教育委員会といたしましては、多くの市民が本市の歴史と文化を学び、それを核として生涯学習や文化財ネットワーク化の推進などへの活用について検討を進めてまいる覚悟であります。

次に、教育環境の充実、整備、特に特色ある学校経営についてのお尋ねがございましたので、お答えいたします。

現在求められている学校像では、文部科学省が定めた学習指導要領に記載された基準を達成することはもちろんであります。さらに児童生徒が自分で課題を見つけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決できる力を身につけ、さまざまな場面で具体的に生きて働く力を身につけるようにすること、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための力を兼ね備えた人間の育成が望まれております。そのためには、実際に身近な地域の歴史、文化、自然、そして人との触れ合い、かかわり合いなどを通して具体的に学んでいくことが重要であると考えています。

それぞれの学校が、家庭と地域との理解のもとに主体的な教育活動を行い、開かれた、個性的な学校づくりの展開と地域や学校の特色を生かした多様で個性的な教育を展開するために、今後もより学校自らの考えと判断で学校運営ができるよう支援してまいりたいと考えております。

さて、そのような観点に立って、御質問の市内3中学校の運動会のあり方についてお答えいたします。

個人競技も取り入れて実施している中学校では、運動会を学校行事の「健康安全・体育的行事」として位置づけ、その実施要項の中で競争や協働の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすなど社会生活に必要な態度を養うことをねらいとして実施しております。

集団競技だけ実施している中学校では、運動会を生徒会活動に位置づけながら、その実施要項の中で生徒が主体的に企画し、ともに支え合い、力を合わせ、目標に向かって突き進む強い心と協調性を養うこと

をねらいとして、応援や競技の練習だけでなく、チームの看板づくりなど生徒の個性を生かして力を合わせ、学年を超えて取り組みを行っているようです。

そして、運動会を実施していない学校では、学級対抗のクラスマッチでは団結や協力をねらいとし、学校として取り組んでいるボランティア活動では思いやりの心や奉仕の精神を、そして文化祭などでは感性や協働などをねらいとして、これらを重点的にはぐくむよう計画しております。

このように学校行事は、それぞれに重要なねらいを持って各学校で計画し、取り組まれており、それぞれの学校が地域性や学校規模、生徒の実態等に立脚して、より教育効果が上がるようにそれぞれに工夫して主体的教育活動に取り組んでいると考えております。今後とも地域や家庭の理解のもとに、それぞれの学校の実態に応じた主体的な教育活動を推進し、本来の学校教育のねらいが達成されるよう学校を支援してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 第1問に対する御答弁ありがとうございます。

それでは、第2問に入りたいと思います。まず、地域おこしイベントということで、盆踊りを先ほどの答弁では12カ所で行っているということで、私ももっと少ないのかなと、調べた段階でそういうように思ったのですが、2けたにあるということはまだ非常に盆踊りに対する地域の強い意識が働いて、非常に大変な、経費もかかってかなりの労力も要するということがございますけれども、やっているということは非常に寒河江の盆踊りも大したものだなというように再認識いたしました。

ところで、我々の地区のことも先ほど申しあげましたけれども、青年団から始まりましてずっと、青年団がなくなってからも地域の有志の方でいろいろやってきたのでございますけれども、公民館を新築したという一つのこともありましたけれども、今のところやっていない。やっぱり地元の方は、そういう何十年もやってきたことございまして、いろいろ話を聞きますと、やめるとも言えない、するとも言えないということで非常に継続性に対して苦労しているというようなことでありますけれども、寒河江駅前の商店街を中心としたそういう大きな盆踊り大会が最近姿を消したというようなことで、やっぱりひとつ神輿会館の前でそういうない地域の方はもちろん、もちろん駅前商店街を中心とした方を先頭にして、各種団体の方、特に芸文協に名を連ねている踊りのサークル、また民謡のサークル、いろいろございますけれども、そういう方の御協力を得まして、何とかさくらんぼ祭りから神輿祭りまでの間に何か一大イベントをつくって寒河江の活性化を図ってほしいということで提案したわけでありまして。

やっぱりそれに携わってくださる方、本当にいろんな方おりますけれども、やっぱり大変でございます、一つのことをやるということは、しかしながら、今各地域でいろんな夏祭りの催しも盛大に行われております。例えばいわゆる村山の徳内ばやしですか、またソーランとか、そういういろんなことが若い人向きにどんどんと流行しております。寒河江の方もそれに乗るか乗らないかわかりませんが、昔からあるそういう伝統的なあれをやって、ひとつ町おこしにしてはどうかということでありましたけれども、市長の答弁ではこれからいろいろ検討させていただくというようなことございまして、期待しておきたいと思っております。私も何かございましたらお手伝いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、振興計画についてであります。第1番に食育の件でございますけれども、懸案の中学校の給食問題がここで初めて、先ほど答弁ありましたように基本的には弁当を持たせてもらうのがこれは基本的には変わらないと。その中で、いろんな時代の流れで弁当をつくれな、またいろんな仕事の都合でつくってやれないというような家庭のために弁当をあっせんするということがございまして、私はそういう教育委員会の弁当を持参させるということに対しては理解を示す一人でございますけれども、約2年前に再考してはいかがかというような市長の教育委員会に対する申し入れによりまして、学校全般にわたったこの振興計画をつくるというようなことで、1年半以上かかってこの原案を提起したわけですが、やっぱり今まで培った、いわゆる食文化、それを変えるということは非常に地域にとっても大変なかなと。

しかしながら、いろいろ聞いた中で、寒河江高等学校で昼間の昼食を私の知り合いの方が販売という提供しているのですが、寒河江中学校出身の生徒は大体弁当持ってくると、よその学校の方は利用してくれると。やっぱりそこで提供している人は商売ですから、寒河江でも給食にしてくれればいっぱいその寒河江高校の給食を食ってくれるのだなというようなことを言っておりましたけれども、やっぱりそ

ういうふうに中学校で学校給食についての弁当ということを継続してきた影響で高校に行ってからでも弁当を持ってくる、または自分でつくってくるということが非常にいい習慣になったのかなというように私もその話を聞いて思いました。

しかしながら、やっぱり先ほども申しあげましたように、弁当を基本にしながら、つくれない人のためにそういう弁当のあっせんもこれは私は要るのではないかというように思っております。

今後検討委員会でいろんな意見の中で答申なされると思いますけれども、少しでも中学校給食問題が少しずつよい方向に行くのであれば、最初の段階としては私はこれに勝るものではないのではないかとこのように思っております。

それから、小学校の英語教育についてでございますけれども、やっぱり政府の方でも小学校の英語教育に対して非常に重点的な考えを持ってきているような報道がなされております。

今自民党の総裁選挙が行われておりますけれども、大方の見方では安倍官房長官がなるだろうというようなマスコミの報道ですけれども、安倍さんが提案している政権構想「美しい国日本」ということを柱として、内政面では目玉となる教育改革ということを発表しております。その内容を見ますと、この寒河江市の教育振興計画素案もそれに大体準じているのかなというように私は感じを受けております。

その中に、規範意識を身につける機会の保障で、道德教育の必要性を指摘しております。戦後の教育体制の根本的な見直しを目指すというように安倍さんは言っているのですけれども、そういう考えはやっぱりこれからの教育の基本になるのかなというように思っております。

素案を見ますと、主な取り組み216、私の数えた限りではあるのですけれども、今までそういう余り具体的な取り組みというのはなかったように思います、こういうように多くは、まさしく昔の教育ルネサンスと申しますか、そういう文芸復興のようなすばらしい中身でもあるというように私は評価しているわけであり、ちょっと横にそれましたけれども.....。

2番目の小学校英語教育、これに対しては、前からもう私申しましたとおり、なかなか10年間英語を習っても全く英会話ができないと。これはいろいろ問題あるということで提起したのですけれども、やっぱり小学校時代からある程度そういうふうな生の英語に触れまして、国際的にやっぱり活躍するという意識、それを子供にやっぱり植えつけるいいチャンスではないかと、理屈でない。やっぱり理解できて、しゃべれる英語、そういうものをやっぱり目指さないと、やっぱり留学しないと英語ができないとか、そういう特殊環境のある人だけが、能力ある方もおりますけれども、やっぱり外国に行って、本場に行って二、三年英語を習得してくるといような、当然これはあると思いますけれども、固有の日本の日本語、島国ということを考えますともっともっと小学校から英語に親しんで、やっぱり自分のものにしていただくというように先決だと思えます。

そういうことで、2007年度から団塊の世代の退職者がたくさんふえてまいります。そういう中において、英語教師の方からも退職者をお願いしてやっぱり、ボランティア的と申しますか、そういうことをいろいろ活用した中で御検討をお願いしたいというように思っております。

また、歴史と伝統、文化の件なのですけれども、小さいときからやっぱりふるさとの伝統文化、そういうものに接するということが、非常に情操教育にもよろしいですし、自分の郷土を愛するということが対しても非常に強い関心を持ってくるのだというふうな思っております。

そこで私は、この八幡の杜ですか、構想、これは非常に.....寒河江服装学院さんから寄附をもらいまして歴史美術館というようにも結構ですけれども、今ある郷土館、場所が場所だけにちょっとよその人

はわからない。我々も1回行けば大体それでわかるというようなことですが、郷土館の充実というものはこのままでいいのか。場所を移すということは、非常にこれは大変だと思いますけれども、当然半年ぐらい雪に埋もれて閉館になるわけです、約5カ月間。そういうものを含めまして、郷土館のこれからのあり方をどうお考えになるのか、これをお聞きしたいと思います。

最後に、運動会のことを例に出しまして質問したのですが、多分三つの中学校がいろいろ異なるということはわからないわけがありません、特色ある学校づくりということでもありますけれども。

ただ、私が心配しているのは、これがだんだんと小学校の方に行きはしないのかなと。小学校の先生方にお聞きしますと、当然小学校の子供でありますから、そういう競争力というのはしなくてはいかぬということを行っています。ただ、運動会ばかりが運動でないと。速い人は運動会で速い。水泳でも速いと。太っている人は、速い人もいますけれども、ほとんど遅い人もいるということで、相撲大会でもして、相撲大会だってそういう子供の自尊心を上げてやると、そういうことを言っておりました。小学校でそういうように一生懸命に、運動会一つの中ですけれども、そういう競争力を競っているとき、中学校でそれはいろんな地域の考えだということは、ちょっと私には理解するに苦しいような気がするのですが、その辺の御見解をお願いしたいと思います。

以上で第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 盆踊りのことでございますけれども、以前の盆踊りでございますと、やぐらを組んで、また太鼓をたたいて、子供たちから大人まで晴れ着を着て輪になって踊ったわけでございますと、その中ではやっぱり祖先を敬うあるいは秋の豊作を願うという気持ちも込められておったのだらうと、このように思っています。

その中で、やっぱり地域の心が一体となって連帯心を養う、あるいは共同作業ということでの楽しみなども味わったらうと思っております。それに今度は盆踊りそのものに現代的な気持ちといいますか、意義を加えてまちの活性化なりあるいはにぎわいを増すことに、また観光面というものをプラスすると。そして、まちづくりそのものの元気さあるいは活性化に資しようということが、やっぱり現代的な意味におきましては必要だらうと、このように思っております。

それにおきまして、第1問で答弁したように、いろいろ問題はあろうかと思っておりますけれども、駅前中心街のみならず、いろいろ各種団体が集まって競演というようなことも含めて実施されることによってのいい意味での、新しい意味での盆踊りというものもこれをつくり上げていくと。そのことによって、まちの活性化を図るというようなことは必要なことだらうと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 幾つかございましたが、特に歴史文化にかかわって郷土館の充実ですか、活用ですか、のことについての御質問がございました。

御案内のようにあの施設は、県の文化財でございます。従いまして、県の文化財としてのさまざまな縛り、利用における制約、制限があるわけでありますけれども、こういったことを踏まえながらどういうふうに八幡の杜の構想の中に位置づけながらしていくかと、考えていくかということについては、教育長あるいは担当の方から答えさせたいと思います。

同じように中学校における特色ある学校経営、特に運動会を例にとつての御質問でございました。小学校ではどうなのだろうというような御懸念もお持ちのようでございます。これは、学習活動のねらいと深くかかわっている問題だというふうに理解しますので、担当の方から答弁させていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 寒河江市郷土館の充実についてお答えを申しあげたいと思います。

委員長からございましたとおり、八幡の杜構想とのかかわりにつきましては、今後十分に検討してまいりたいと考えております。寒河江の郷土館は、市民にとっての宝物でございますので、その利活用については今後十分に検討していかなければならないなと思っています。

今もいろんな取り組みをやっておりまして、特に寒河江の先人の特別展等を中心にしながら、そういう一つの行事を郷土館で催したり、特別展をしたりして市民の皆さんから来館してもらいたいというような取り組みもしておりますし、さらには学校教育の場で子供さんから1回は必ず来てもらうということで、学校の中でそれぞれ取り組みをしてもらっております。

今後、できるだけ多くの市民の方から利活用をしてもらうような手だてを十分検討してまいりたいと思っています。

さらに、ちょうど市民の皆さんの住宅等の改築期にかかっておりますので、昔の民具、生活具、用具、こういったもので貴重なものにつきましては市の方にお譲りをいただきながら、そして郷土館に展示をしていくといったようなことで、寒河江市の歴史の移り変わりもわかるような手だてなども講じておるところであります。

いずれにしても、十分今後検討しまして、活用してもらうような方向にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 では、お答え申し上げます。

特色ある学校づくりについてでございますけれども、それぞれ中学校の行事が3中学によって違うということでちょっと御心配なされているようですが、先ほど委員長が申しあげたとおり、それぞれのねらいに向かって進めておりますし、行事そのものをするのがねらいではなくて、その行事を通してどのような人間をつくっていくかということに観点を置いて進めておりますので、その学校の実態に応じて若干違うところが出てくると。

そのことが、小学校の方にまた影響してこないかという御心配がございました。特に運動会を中心に申しあげますと、中学校においては部活、それから勉強、生徒会等切磋琢磨する場が非常に多く、これ以上競技等で競う必要があるのかという問題もございます。人数の多い学校では、その切磋琢磨が非常に多いわけですので、小さい学校ではぜひさらに進めたいということでそれを入れている学校もございしますが、そういうさまざまな観点から進めているところです。

小学校においては、そういう場が非常に少ないという現実がございます。それで、子供たちが互いに切磋琢磨し合い、競技力を伸ばすという意味で小学校においては運動会は大事だととらえているところが多いのが現実ではないのでしょうか。

以上でございます。

榎津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号3番、4番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

○榎津博士議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め、以下の質問をさせていただきます。

通告番号3番、寒河江の新たなブランドなどの確立と今後の戦略についてお伺いいたします。

山形県は、今年3月、数多くの県産品、サービスの中から本県独自の山形基準に基づき、厳選された本物を山形の宝として全国、世界へと発信していく試みとして、山形セレクション認定制度実施要綱を策定し、取り組み始めました。この取り組みのねらいは、全国、ひいては世界に誇り得る高い品質を有する県産品またはサービスを山形県独自の認定基準、山形基準に基づいて、厳選の上、山形セレクションとして認定し、これらを戦略的にプロモートすることにより本県ブランドの確立を目指すものであります。加えて、山形セレクション認定を目指した取り組みを誘発することにより、すぐれたものづくり、サービスを提供する自力を高め、さらに高い品質の県産品またはサービスを生み出す産業基盤を醸成していく総合的な産業政策として位置づけています。

そして、山形基準の基本理念を基軸として、セレクション、プロモーション、インキュベーションが好循環を築いていくために三つの要素にかかわる各般の施策を展開していくとしております。すなわち、高い品質を有する産品、サービスを選定し、全国、世界に向けた戦略的な売り込みを助長しながら、それらを生み出す地域の力の育成、醸成を行うとしているのです。

私たちの住む寒河江は、「日本一さくらんぼの里さがえ」、このスローガンのもとに、佐藤市長のさくらんぼにこだわったさまざまな事業やイベントが展開され、それが大きく実を結び、寒河江の知名度を飛躍的に向上させることができたと思っております。

そして、現在さくらんぼの収穫時期に合わせ花咲かフェアを開催し、多くの入場者を迎え、寒河江のまちを元気にしています。このさくらんぼにこだわったまちづくりは、これからも新たな催しを組み入れながら継続していかなくてはならないと考えます。

しかし、この地方分権の時代にあって、新たな試み、新たな展開も必要なのではないでしょうか。地方分権ではなく、地域主権、地域が主役になって寒河江ならではを全国、そして世界に発信していかなくてはならないと考えます。これまでのまちづくり、町おこしを継続しながらも、新たなブランドをつくり上げていかなくてはならないと考えます。幸いにも寒河江市には恵まれた自然や観光資源、おいしい農産物、伝統工芸品など他に誇れるすばらしいものがたくさんあります。それらを寒河江ブランドとして確立してPRし、新たな観光客誘致などに結びつけられないかと考えます。

ここで質問いたします。先ほど述べた山形セレクションについて、佐藤市長はどのような見解をお持ちか伺います。また、山形セレクションは、品質の高い県産品に基準を設けて戦略的にプロモートしていくものです。さまざまな特産品などの価値観を認めてもらうため、セレクトし、全国に広めるという戦略ですが、ある意味で差別化的な要素が発生してしまいます。このことについて、市長はどのような見解をお持ちか伺います。

さらに、今後地方分権などを受け、地域間競争が激化し、地域力がますます問われる時代になってきま

した。このことから、地域力の育成、醸成については精力的に取り組んでいかななくてはならない課題の一つであると考えます。佐藤市長は、これまでさくらんぼや花にこだわったまちづくりを精力的に展開してきましたが、地域力向上のためにも新たな展開も必要と考えます。寒河江独自の手法で新たな市製品のブランド化など寒河江のイメージアップにつながる新たな戦略をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、通告番号4番、地上デジタル放送化に向けた市の対応について質問いたします。

地上放送テレビのデジタル化につきましては、情報通信基盤整備の取り組みとして世界的に進行され、日本においても高度通信ネットワーク社会推進戦略本部が2001年に策定したe J a p a n重点計画の中でテレビ放送のデジタル化を推進するとされたため、普及、拡大に向けて2003年12月、東京、名古屋、大阪の三大首都圏を皮切りに始まっています。2006年じゅうには全国の県庁所在地でもスタートし、2011年7月24日には現在のアナログ放送は全面停止し、地上デジタル放送に完全移行する予定となっております。

なぜデジタル化なのかという点、コンピュータをはじめ、あらゆるメディアがデジタル化され、デジタル信号が世界共通言語となる中、アナログで残っているのがテレビとラジオだけとなり、取り残された状況となってしまったことが挙げられます。また、デジタル技術には映像や音声の信号を圧縮して一度に多くの情報を送ることができるという特徴があり、これによって高度な放送サービスが可能になるとともに、デジタル化することによって現在アナログテレビ放送で利用している周波数帯の3分の1をあけることができ、携帯電話や新たな無線サービスに活用できることなどが背景にあります。

地上デジタル放送は、イギリスが世界の先頭を切って1998年に始めました。現在では、アメリカ、スウェーデンなど20以上の国と地域で放送されています。これまでテレビといえば一方的に放送局がつくった番組を見聞きするだけでしたが、これからは見るテレビから使うテレビというように大きく変化していくこととなります。

現在山形県の状況は、デジタルテレビジョン放送開局が2005年12月から実施され、2006年6月には県内の全テレビ局で開始済みとなっております。しかし、現在の放送エリアを見てみますと、寒河江市内全域が対象となっております。

ここで質問いたします。2011年まで地上デジタル化による市内受信エリアは徐々に拡大されていくと思いますが、どのような予定になっているのか伺います。また、寒河江市内において、地上放送のデジタル化に伴い、難視聴地域発生の有無と生じると予想された場合、その対応策についてお伺いいたし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、山形セレクションについての御質問にお答えいたします。

このセレクションにつきましては、今年の3月、山形県が山形セレクション認定制度実施要綱を策定いたしまして、農林水産、加工食品、地場産業型工業、観光関連サービスの4分野について、県独自の認定基準、山形基準に基づき、高品質の県産品サービスを選定、セレクションといいますか、選定しまして、全国、世界に向けた戦略的な売り込み、プロモーションと言っていますけれども、を助長しながら、それらを生み出すところの地域の力の育成、醸成、インキュベーションを行うという高い品質の産品、サービスを生み出す産業基盤を醸成していくための総合的な産業政策でございます、御指摘のとおりでございます。

現在セレクションに認定されたのは、さくらんぼ、枝豆、米、リンゴ、西洋ナシなどの農産物に関しての対象品目と農協等の団体と個人の生産者が認定されておるようでございます。

山形セレクションについての御見解の御質問でございますが、セレクションの基軸は、品質の高い県産品、サービスが認定される際の全国、世界に誇れる基準、いわゆる山形基準であり、山形セレクションのブランド価値を約束、表明するとあります。認定されたものは、市場、消費者に対しての品質価値の保証となり得るものであり、また生産者、事業者においてはすぐれたものづくり、サービスの提供における目標となるものであります。さらには、山形県のイメージアップ、県民の本県への愛着、誇りの醸成につながるものとしております。

セレクションの目指す方向はブランド化であります。これまでもそれぞれの団体等においてブランド化を進めてきたわけでありまして、ブランドの確立しているものも含め、高い基準を設けて選定し、知事が先頭に立ってPRに努め、ブランド化を図っていくわけですが、御承知のとおり消費者、市場において認知され、受け入れられていくことが大切であると思っております。同時にすぐれたものづくりを提供する自力を高め、さらに高品質のものを生み出すための産業基盤の醸成強化をどのようにして図るかが最も重要であると考えております。制度そのものがスタートしたばかりであり、セレクションの認定が進められ、マスコミ等で注目を浴びておりますが、同時に産業基盤の醸成について積極的な支援等の施策展開が重要であると考えております。

次に、山形セレクションは、ある意味で差別化的な要素が発生しているのではないかと御質問でございますが、山形セレクションにより認定された県産品、サービスにセレクションのブランドマークを表示するということは、他の産品、サービスとの視覚的な差別化を図るものであり、本県ブランドの確立を目指していこうとするものであります。そうすることによって、本県独自の高い基準に基づき、厳選されたものがブランド化されるということでありまして。

一方、県内の事業者間における技術力の競争について考えたとき、その優劣はどこにでも存在するわけですが、セレクションの認定を行うということによりその度合いが明確化されるということは、現実問題として出てくるのではないかと思っております。セレクションに漏れたことでそれらの商品価値としてあらわれたり、価格に反映されたりと生産意欲や技術力向上に響かないかと心配されます。差別化が必ずしも悪いとは申しませんが、商品力、供給力の向上支援、技術、技能の向上支援、すぐれた人材、後継者の育成支援といった産業基盤の醸成強化策について、しっかり取り組むことが重要であると考えております。

次に、地域力向上のためあるいは寒河江のイメージアップのために、寒河江としてブランドの確立と今後の戦略についてのお尋ねがございました。

寒河江ブランドとして確立されているものは、御案内のように日本一のさくらんぼの里さがえや花・緑・せせらぎで彩る寒河江、そして東日本一のバラや東北一の神輿祭りがありますが、それらが名実ともに全国に認められるまでに至った経緯は、それぞれのキャッチフレーズをまちづくりの根幹に据え、市民と行政が一体となった取り組みを長期にわたり継続してきたことが実を結んだものであります。これらの実績と培われた大いなる自信を土台にしながら、本市のイメージアップにつながる新たな戦略についてでございます。

第1に、今年の4月に策定しました第5次寒河江市振興計画でうたっている「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市」にもありますように、寒河江の歴史と文化を生かした施策を展開していきたいと考えております。このため、本市の歴史と伝統に誇りを持ち、市民が意識を共有し、高めていくことが最も大切であると思っております。その価値が再認識されてきている本山慈恩寺の歴史や文化財、大江氏などにゆかりのある史跡や寺社、古くから伝わる民俗芸能や伝統行事、茶席「臨川亭」を通しての茶の文化、緑豊かな美しい景観などそれらにちなんだネーミングや商品開発によりまして、ブランド化やイメージアップも図らなければならないと考えております。

第2といたしまして、既に認知されているものを改善、充実していくことと考えております。その一つが「紅秀峰の里さがえ」に取り組み、主産地としての確立に努めていきたいと考えております。

第3は、本市が有するすぐれた資源を磨き上げることだろうと思っております。温泉のまち寒河江として充実を図るとともに、滞在型観光の拠点として広域的な位置づけを図っていかなければならないと考えております。

第4点といたしましては、新たな商品開発であろうと思っております。本市が有するすぐれた資源や伝統工芸、特産品を生かした取り組みが挙げられます。例えば酒造米、酒づくり米として栽培している「豊国」の稲わら草履が現在全国的に注目を受けておりますし、また特産の里芋つるりの利用による新製品の開発など伝統的な地場産業と農産物による新しい産業の創出も見えてきております。

以上のような商品、産品を市民や地域の人々に認知していただくことが必要であり、このための情報の発信や売り込み、支援が重要であり、これらを一体的に展開していくことが大切であると考えております。こうしたことから、地域力の増進には本市の歴史や文化に学ぶことが最も大切であり、そこから愛郷心が芽生えてまいります。こうした取り組みから寒河江らしさを打ち出し、さらに継続したアピールを市内外に行っていくことが寒河江ブランドをつくり上げていくものと考えます。

次に、地上デジタル放送化に向けた市の対応についてお答え申し上げます。

御案内のとおり地上デジタル放送は、電波の有効活用やテレビ放送の高画質化、高機能化を図り、さらに多チャンネル化やデータ放送などにより多様な情報提供を図るために、2011年7月24日で現行アナログ放送を終了し、テレビ放送をデジタルに変更するものであり、電波法の改正によって定められたところでございます。御指摘のとおりであります。

本県におきましては、2005年12月より村山地区でNHKをはじめとする三つの放送局で本年6月よりすべての放送局でデジタル放送が開始されております。

NHKに確認しましたところ、本市におきましては2005年12月の放送スタート時より高層建築物や山陰などの受信障害発生地域を除き受信が可能とされており、自宅設置のアンテナでUHF波による受信が可

能な地域は、地上デジタル放送も受信可能で、現行よりもきれいな画質で受信できるだろうとのことでありました。

また、難視聴地域の有無についてでございますが、一つには、高層建造物による受信障害解消やマンション、アパートなどの共同アンテナを設置している箇所地上デジタル放送受信のための機器未設置による受信障害が懸念されますが、こちらについては建造物等の所有者が対応すべきところでありますので、今後周知を行ってまいりたいと考えております。

二つ目の地理的要因による難視聴地域がありますが、下谷沢、いこいの森近くでございます。それから、幸生及び田代の3地区が難視聴地域として懸念されると思っております。これまで本市において、平塩、中郷、幸生及び田代の4地区が難視聴対策事業によりNHKと地区住民で、また下谷沢地区においては市のコミュニティ活動育成補助を受け、地区住民と共聴施設を設置し、テレビ放送電波を受信しております。NHKに確認したところ、平塩、中郷の施設については、地上デジタル放送移行に伴い、受信障害が発生しないとの調査結果から廃止が決定したということであります。他の3地区については、地上デジタル放送への対応を検討していかなければなりません、幸生及び田代について共同設置者のNHKでは、来年度からの対応になるということでありました。

本年8月1日の総務省の情報通信審議会の地上デジタル放送の利活用のあり方と普及に向けて行政の果たす役割についての第3次中間答申が出されておりますが、その中において辺地共聴施設への対応が盛り込まれているところであります。今後は、国及びNHKの動向を見きわめ、連絡をとりながら対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

椋津博士議員。

○椋津博士議員 第1問の御答弁いただきましてありがとうございました。第2問に入らせていただきます。

私は、山形セレクションというのは、これまで各自治体で物品をブランド化して販路拡大をやっているというようなことを取り組んでいる中で、一定の基準を設けて整理した、そして取り組んでいるということで、私自身は評価しております。

あと差別化についてなのですけれども、農業を営んでいる方にさまざまお聞きをしたのですけれども、これは強制的にやらせるというものではなくて、自分が自信を持ってつくったものを自分が応募して評価して認定してもらおうと。ですから、差別化だとは思っていないということを言っておりました。市長のおっしゃるとおり、やっぱり総合的な観点から産業基盤の整備というものをやりながらこういうことを一緒に進めていくということが一番大事だと思っております。

御存じのとおり山形セレクションに応募するには、農業規模、年間の生産高とかいろんな条件がついてまいります。それで、自分がこだわってつくったものをこれに応募したくても実際応募できない。そういう方は、部会などをつくって、まとまって一緒になって物をつくって応募したりとかして認定をもらっているというのが現実であります。そういうことから考えますと、先ほど言った全体的な底上げを図りながらやっていく一つの意味として、私は山形セレクションに寒河江市行政としても何らかの助言または手が必要ではないのかなというふうに考えております。

そこでお聞きいたします。山形セレクションについて、寒河江市としてどのような助長をしていくのか、考えがあるのか、お伺い申し上げます。

先ほど里芋つるりという言葉が市長の方から出てまいりました。一つの例を挙げさせていただいて質問をさせていただきますが、第5次振興計画基本計画の第3章第5節に地域経済の活性化と新たな産業の創出、本市特産である里芋つるりの親芋を利用した新商品開発の企画と書かれております。これはどういうことかなということで私も調べたのですが、里芋つるりの親芋、これはやっぱり商品価値がないということで、最終的には捨てられて処分されてしまっているのが現状だそうです。せっかくつくった里芋の親芋、これを何か有効利用できないかということで、ある酒造会社と話をしまして、その親芋を使ってしょうちゅうをつくれないうだろうかというような発想が浮かび上がり、早速その酒造会社は国税局の方に認可をもらうために申請をしたそうです。

しかし、なかなかこの現状の中で簡単にそういう新しく輩出するしょうちゅうについて認可がおりない。寒河江市の方でもバックアップをして、寒河江市の特産であると、つるり芋は特産であるという形で書面で出してくださったということも聞いております。

しかし、国税局の方では、まだ寒河江市の特産品であるということは、生産量とかいろんなことから認めていないのが現状だそうです。それで、現在とんざしているという話でした。大変おもしろいアイデア、発想を持って、むだをなくして、そして新しい商品開発に向かっているということをお聞きして、何とかこういうことを進めて、新たな寒河江の特産品としていくべきではないかというふうに私も考えておりました。当たり前のことですが、新商品の開発におきましては、実を結ぶためにはさまざまなことをクリアしていかななくてはならないというのがやっぱり現実でございます。

振興計画の中に、伝統的な地場産業と農産物による新しい事業や新分野にかかわる起こす起業を積極的

に支援すると挙げておりますけれども、どのようなスタンスで支援策を考えているのか、お伺いいたします。

次に、地上デジタル放送につきましてですけれども、どういうことかといいますと、地上デジタル放送は画像と音声をゼロと1のデジタル信号に置きかえて送ってやるということでございます。現在のアナログ放送と比較しますと、約5倍の207万画素、それだけ鮮明に映像と音が皆様のもとに届くというようなことでございます。

先ほど言ったように、2011年の7月24日に今のアナログ放送がすべて廃止になるわけですから、この5年間で私たち受信している人間としては、デジタルに対応したテレビを買いかえるかまたは今のアナログ放送を受信しているテレビにデジタルチューナーを買い付けるか、買いかえるかといいますか、つけます。そういうふうに金銭的にかかって選択をしなければならないという猶予期間になっているわけです。

山形県における日本放送協会、私もちょっとNHKのことをお話しさせていただきますが、地上デジタル放送受信エリアのカバー率の予定をちょっと話させていただきます。2006年末に県内の94.2パーセント、2008年末に97.3パーセント、2010年末に98.1パーセント、この比率というのはシミュレーションでやっておりますので多少の誤差は生じると思いますが、今アナログ放送、現在の放送を見れる家庭を100とした場合に2010年末で98.1パーセント。ということは、1.9パーセントの今テレビの映っている方が見れなくなるという数字であります。これは、必ずしもこの寒河江地区のどこかに当たるかということはこれからの展開ではっきりはしておりませんが、全くないとも言えない。こういう数字があらわれております。まだ始まったばかりということもありますけれども、今後当局の方でもこのデジタル化に伴いまして、推移をずっと見守っていただきまして、地域間格差のないような形で2011年の7月を迎えられるように御配慮の方をお願いしたいと思います。

あともう一つなのですけれども、先ほど言われた難視聴地域、これ総務省の方では概算要求として平成19年度11億6,100万円の国に対する助成を要求しております。まだ決定ではありませんが、もし何かあった場合そういう予算も使っていくような考えを頭の隅の方に置いていただいて、何とか全地域が平等に見られる体制を整えていただきたいというふうに思います。これは要望となります。

これで第2問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今回の山形セレクションというのは、御指摘もありましたし、答弁も申しあげたところでございますけれども、要はこれまでのブランド化とあるいはブランド品というものは、産品だけに限らず、観光面でもこれを広げていくということだろうと思っています。

それからもう一つには、高い水準に位置づけるということ。そして、産業基盤そのものを構築していく、醸成していくと、こういうこと、簡単に言いますとそういうように理解していいのではないかなと、このように思っております。そういう中で、御指摘のように全体的な底上げを図るということだろうと思っております。

そこで、このセレクションに対しての寒河江市としての助言、指導のあり方のお尋ねがございました。やっぱり私は、ブランド化の上のまた高水準のブランド化ということでアピールしていこうということでございますから、それに漏れるということになりますれば、やっぱりランクづけというものが否定できないわけでございますから、せっかくこういう山形ブランド品というものをつくろうとしておるわけでございますから、こういうせっかくの制度というものをやっぱり十分に利用するといえますか、活用していくということが必要だろうと思っておりますし、そのことによって寒河江市の産業基盤づくりが可能になるということでありましたら、やっぱりそれに向かって進まなくてはならないと思っております。

それから、里芋としょうちゅうと、一つの事例を挙げての御質問かと思えますけれども、やはり第1問で答えましたように、生産減反されましたところの土地、農地を利用して、そこに豊国を植えると、そしてそれを草履づくりに資する、そしてまた豊国米でつくったところのお酒というように考えて今実施されておるわけでございますけれども、この里芋にしましてもやはり必要なのは、そういう農家の方々と企業の方と、それから行政というものが一体となってそういう里芋をいかに生産量をふやして……ふやしてもそれを使い道がない、消費されることがなければ農家の方々もつくりようになりますから、それをしょうちゅうに使うという醸造主ということとの連携ということが必要だろうと思っておりますし、それを結びつけるところの行政の支援と。やっぱり行政の後押しということが消費地に向けてもあるいは企業間においてもこれは大きな力になるかと、このように思っておりますので、やはり行政と一緒にあって、そしてまたその販売網というものをこれを開拓するということが、これもまた必要だろうと思っております。

寒河江の酒は、非常に有名なわけでございますけれども、寒河江のしょうちゅうと。それが里芋からつくったというようなことになりますれば、また九州や沖縄のしょうちゅうと違った意味での寒河江のしょうちゅうというイメージといえますか、産品としてのこのブランド化といえますか、それができるのではなからうかなと、このように思っております。

それから、ですからこの起業、いわゆる起こすと、業を起こすと、起業に対するところの支援というようなことにつきましては、今言った農家の方あるいは醸造主とかあるいは販売の分野とか、そういうところの結びつきというものを行政としては考えていかなければならないと、このように思っております。

それから、アナログ放送からデジタル放送に切りかえた場合、いわゆる難視聴地区が生じはしないかあるいは生じたときの対応というようなことについてのお尋ねでございますけれども、第1問にも申しあげましたように、いろいろNHKと関係方面に聞いておまして、その対策を考えておるところでございますので、おっしゃられましたような国なりあるいはNHKでございますか、そういう助成の制度があるということにつきましても十分勉強して、住民の負担にならないようあるいは市としての負担にも余りな

らないようにうまく活用した中で、このデジタル放送を市民挙げて全員がきれいな画像で見られるという
ような方向に努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 榎津博士議員。

○榎津博士議員 ありがとうございました。やはり新しいブランド化に向けたこの寒河江の新しいPR、大変重要だと思っております。でき得る限り行政としてできることは手を携えて一緒に取り組んでいくということをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○新宮征一議長 通告番号5番、6番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見や職員の切実な声をもとに、私の考えや提案も含め順次質問しますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号5、市政一般について、 保育所の整備について伺います。

一つは、なか保育所の子供たちの送迎時の安全対策と周辺道路の混雑解消策についてであります。周辺の道路事情からして、送迎時には大変混雑しており、特に冬期間は苦勞されています。これまで事故が起これないのは不思議なくらいとの声を地域住民や保護者を含む保育所関係者から聞きます。この対策として、隣接の空き地、元営林署の官舎が建っていた土地を取得し、活用することで送迎車の流れをスムーズにすることが可能であると思います。土地の取得にはタイミングがあると思います。これまでも担当課と協議してきました。当局においても、土地開発公社を含め具体的に対応されていることを承知していますし、評価をしているところであります。相手の方でもその土地の有効利用計画があるようです。

しかし、なか保育所の整備の面からすると、どうしても必要な土地だと思えます。従って、双方が成り立つように、代替地等も含め、誠意を持って協議し、実現を図ってほしいと思えますが、現状と課題及び見通しについて伺います。

二つは、保育所のトイレの整備について伺います。

一つは職員用、いわゆる大人用トイレの確保の問題です。保育所全体に共通するわけですが、なか保育所の場合で申しますと、職員用トイレは一つしかありません。職員は、保育士、調理師を含め、全体で27名だそうです。もちろん交代制もあるので、常時27人ではありませんが、利用時間が集中し、込み合うために水分を控えることもあるそうです。職員にとって切実な問題となっています。

今保育所は、地域に開かれた運営を行っており、保護者や地域の方々も男女を問わず来所される方が多くなっております。もちろん男性の保育士もいるわけでありまして。従って、大人用のトイレの数が少ないことと男女の性別区分けの必要性があることであります。

二つには、子供用トイレの整備、改修であります。なか保育所の子供用トイレを見て唖然としました。男子、男の子供の大使用と女の子のトイレとして、和式便器のものと障害者兼用として洋式便器が一つありますが、それぞれの便器が横向きでなく、入り口に向かって前向きにつくられています。ところが、入り口のドアが取り外されたまま丸見えの状態になっているのであります。性的な恥ずかしさを受けることは、まさに幼児虐待になるのではないのでしょうか。このようなことが市立保育所の中にあってはならないと思えます。職員の方々も前から要求しているが、いまだ改善されないし、しつけ上も問題あると心を痛めているのであります。

そこで、2点について伺います。一つは、保育所におけるトイレ設置基準はどうなっているのか。二つには、指摘した現状は人権にもかかわる問題であり、直ちに改修すべきと思えますが、市長の見解を伺います。

2番目に、チェリーランド河川敷公園内へのトイレ設置について伺います。

平成15年6月議会で、今は亡き安孫子市美夫議員の質問に対し、河川法上仮設トイレも考えられるが、悪臭や衛生面、景観を考慮すると仮設トイレはふさわしくないとの答弁でした。さらに、公衆トイレと各施設のトイレを利用してほしいというものでした。この答弁を受けてからも河川運動公園を利用している方々からは、トイレを設置してほしいとの声が続き寄せられています。山形市の馬見ヶ崎河川公園内や中山町の最上川河川敷公園内にもトイレがあります。いずれも洪水時には撤去するというので、占用許可を得たいいわゆる仮設トイレです。不特定多数が利用し、悪臭や衛生面、景観上も格別問題はないと思います。そこで、再度設置について市長の御見解をお伺いいたします。

3番目には、カメムシ対策について伺います。

カメムシ被害は、法律や県条例が改正され、いわゆる野焼き禁止が打ち出された平成12年ごろから平坦部にもあられ、その後拡大し、大きな問題になっています。以前は、春の堰払いなどの際に野火をつけて水路沿いや畦畔の枯れ草を焼くことで、越冬した病害虫の駆除がされていたものと思います。ところが、野焼き禁止後は野焼きができず、夏季間に変な苦勞をしながら、草刈りなどの除草、殺虫剤散布などによる防除方法がとられています。しかし、被害は防ぎ切れていません。私は、農薬が出る以前から何千年もの間行われてきた野焼きの効果を見直す必要があると思います。もちろん環境問題を軽視するものではありません。

そこで、現行の薬剤を使用する防除方法と従来の野焼きによる方法が生産者や消費者、地域住民にとってどちらのリスクが大きいか、農業団体などと一体となって調査をすることを提案します。その結果を公表し、住民の理解を得る中で有効なカメムシ被害撲滅対策が講ぜられるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

4番目に、既存公園の維持管理について、いこいの森の管理について伺います。

指定管理者制度によって、いこいの森管理会が管理をしており、大変努力されている姿を見えています。ところが、この夏の埼玉県ふじみ野市のプールで女儿死亡事故発生以来、特に安全管理について心配されているようです。管理会として危険と思われる箇所については、写真をつけて担当課に報告されているとのことですが、3点について伺います。

一つは、沼周辺の安全対策について、特に除水吐きと周辺の防護さくの欠落箇所について即対処すべきと思いますが、どのように認識され、対応される予定なのか伺います。

二つは、指定管理者制度のもとであっても、安全にかかわる施設整備については、基本的に市でやることになるとと思いますが、どうなっているのかお伺いいたします。

三つには、39種類1万本を超える樹木を植栽し、39ヘクタールの面積を散策できる林間歩道がつくられているわけですが、松くい虫被害木の倒木の危険などから、一部を除いて歩道の刈り払いもされず、放置された状況にあります。しかし、防犯面や以前可能であった林間歩道での森林浴や林間オリエンテーリングなどいこいの森全体が活用できるように、林間歩道をも含めいこいの森全体の維持管理をする必要があると思いますが、御見解を伺います。

5番目に、土地開発公社の用地取得価格の適正化について伺います。

土地開発公社の平成17年度決算に、代替土地が原価から時価評価への評価がえが載っています。それによると、代替土地の畑が10アールあたりに換算すると、土地代300万円に補償費97万5千円をプラスして取得した土地が120万円になっています。同様に田が380万円で取得したものが時価評価200万円となっています。中1年を置いただけで40パーセントに評価が下がっているのです。問題なのは、200万円の田を

380万円で買い、120万円の畑を300万円で買っていることだと思えます。これでは土地開発公社が農地の価格引き上げをしていると言われかねませんし、農地の集積への影響も心配であります。

公社の土地の取得に当たっては、不動産鑑定などをして適正な価格で取得されていたと思えますが、なぜこのようなことになっているのか、また今後このようなことが起きないようにどうされるのか伺いたいと思えます。

次に、通告番号6、寒河江市教育振興計画について、中学校給食について伺います。

私は、7月に文教厚生常任委員会で千葉県松戸市の中学校給食について視察研修をしてまいりました。松戸市における中学校給食の特徴は、弁当と給食の選択、献立メニューの選択ができること、それに直営と委託の両方があるものの、全校が自校調理でやられていることであります。松戸市における中学校給食実施までの経過は、昭和51年に13万人の署名による中学校完全給食を求める陳情に始まり、教育委員会は調査会を設置し、昭和54年に時期尚早、56年には現在やるべきでないとの答申を受け対処してきておりました。昭和59年に総合計画策定に合わせアンケートを実施した結果、保護者の69.02パーセント、一般市民の51.61パーセント、教職員の31.63パーセント、生徒の44.08%、アンケート全体では49.08パーセントが賛成と、市民の半数が中学校給食を望んでいることが判明しました。

しかし、その後も教育当局の基本方針に変化がないことから、市議会は昭和62年に中学校給食懇話会を設置し、中学校給食について生徒の心身の健全な発達を図るためにはいかにあるべきかを主眼に、実態を踏まえた調査研究のもと、一つは小学校給食の延長ではなく、家庭と生徒の多様なニーズの選択が可能となる創意と工夫に満ちた給食の提供が望ましい、二つには中学校の給食事業を進めるに当たっては、松戸市中学校給食事業基本方針というべき事業の基本的な方針を定めて取り組むことが望ましいとの答申をまとめ、63年7月に市長に提言しているのであります。

これを受けた当局は、63年10月には事業開始準備委員会をスタートさせ、予算措置、準備室の開設と議会の提言を真摯に受けとめ対応されてきておりました。平成2年5月には、国の許可を受け、6年には弁当と給食の選択、献立メニューの選択、自校調理直営方式での試行が2校で実施されました。その後、平成4年から7年まで毎年4校から6校ずつ拡大され、平成7年には21校全校で実施されておりました。

このように、中学校完全給食が必要な人と必要でない人の違った住民要求を解決するためには、やるかやらないかだけでなく、住民に選択できる内容にすることはこれからますます重要になってくると思えますし、学ぶべきだと思えます。

寒河江市振興審議会は、第5次振興計画基本計画について審議結果を意見書にまとめ、2月10日に市長に答申しています。その中で、中学校給食について、第6章第2節、食育の推進で中学校給食については教育振興計画の中でということであろうが、進めるべきであるとなっております。

ところが、今回議会に示され、検討委員会に諮問された教育振興計画素案を見ますと、学校における食育の主な取り組みとして、希望者に対する弁当販売方式の検討(中学校)となっております。これでは、振興審議会の審議経過や答申が尊重されていません。審議会に参加した委員の一人としては、まさにだまされた、裏切られた思いであります。寒河江市振興審議会の会長は、市教育委員でもあります。寒河江市振興審議会やその会長としての権威はどうなるのでありましょうか。また、振興審議会には教育委員会所管の課長等も出席しており、経過は十分承知しているはずであります。なのに市教育委員会が示した今回の素案では、市民や振興審議会の委員の信頼を損なう行為であると指摘せざるを得ません。

そこで伺います。振興審議会の審議経過と答申を尊重し、市教育振興計画素案に示された希望者に対す

る弁当販売方式の検討(中学校)を削除し、小学校、中学校の完全給食の実施を追加し、23名の委員の方々に多角的な観点から検討してもらうようにすべきだと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、保育所の整備についてでございます。

なか保育所の隣接地である、山形森林管理署山岸職員宿舍敷地の取得についての御質問であろうかと思えます。この件につきましては、平成14年9月の一般質問にもあり、山形森林管理署に譲渡の願いをしましたが、譲渡に関しましては明確な回答は得られなかったところであります。

そして、今年の5月に宿舍の解体がなされたことを機会に、改めて保育所児童の送迎時の交通安全確保と環境整備の観点から取得に向けてお願いに行ってきたところであります。

山形森林管理署としましては、建物の老朽化に伴い解体したが、官舎整備の具体的な方針が定まっていない段階では処分は考えていないとのことであります。そこで、官舎の建設地を他に移すことの方法などについてもお願いしたところでありますが、代替地による交換はできないとのことであり、現段階での取得については困難と考えておるところであります。

ただし、森林管理署の状況が変わって、売却や交換が可能となった場合は、市に連絡をいただけるとの返答をいただいております。

次に、保育所職員及び児童用便所の整備についてでございます。

市立保育所は、御案内のように昭和47年にみなみ保育所を開設し、その後昭和52年にしばし保育所、以後順次整備を行って現在に至っているところであります。

施設の整備基準を示す最低基準では、便所の便器等の数に基準はありませんが、入所児童の定員や職員数を考慮して、建物全体の基準面積の中で整備を行ったものであります。市立保育所全体として、建設当時と現在では社会情勢及び職員体制についても大きく違ってきており、数量等では十分でないと思われませんが、現状での改修は困難であり、お互いに休憩時間を調整しながら対応していただいております。

また、なか保育所の児童用の便所についてのごですが、男子用の小便所は5個で、女子用の便所は和式が3個に洋式が1個となっており、洋式は障害児用への介助として和式から改修して整備したものであります。

しかし、今の時代、各家庭では洋式がふえており、児童が和式ではなれなかったり、不安に感じたりすることもあり、今後整備計画を立てて順次和式から洋式へ考えていかなければならないと考えているところであります。

次に、チェリーランド河川敷公園内へのトイレ設置のごでございます。

河川敷公園8ヘクタールの中に、全天候型テニスコート4面、ゲートボール場6面、野球やサッカーのできる多目的球技広場があり、その他にも軽スポーツやイベント、憩いの広場としての多目的広場、さらに野外で食事が楽しめる芋煮広場、水遊びが楽しめる親水空間があります。昨年の年間利用者数は約3万1,000人で、市内外からの方々より利用いただいております。

チェリーランドは、チェリーランドさがえ及びさくらんぼ会館などと河川敷公園は一体的な計画の中で整備されており、河川敷公園利用者の用便はさくらんぼ会館のトイレ、チェリーランドさがえのトイレ及び公衆トイレを使用されるように計画し、適切に配置されております。従いまして、公園利用者にもこれらのトイレを使用されるよう伝えておるところでございます。

次に、カメムシ対策でございます。

カメムシは、稲の出穂期に畦畔、農道などから水田に侵入し、穂に害を与え、米の等級格下げの要因となる斑点米を引き起こす害虫であることから、斑点米カメムシとも呼ばれ、近年その被害は本県をはじめ全国的に増加傾向にあります。本市においてもここ数年被害が目だってきており、2等米以下の等級格下げ要因の中でカメムシ被害が第1位となっております。このため、県や市町村、JAなど行政と民間が連携した高品位米づくり運動を進めるための米づくりやまがた日本一運動県本部及び今年から設立された県や西村山管内の市町、JAなどで組織するところのさがえ西村山カメムシ被害撲滅対策本部では、カメムシ防除について関係機関団体と連携しながら、地域が一体となった組織的かつ効果的な防除対策の取り組みを推進しているところであります。

現在のところ、カメムシの防除対策としては、カメムシの発生源である農道、畦畔などの草刈りの徹底により生息場所をなくすことや農薬散布による一斉防除が効果的とされており、米づくりやまがた日本一運動県本部やさがえ西村山カメムシ被害撲滅対策本部では、数回にわたる生息調査を実施し、稲作だよりなどで情報を随時提供しながら、一斉草刈りウィークの設定や地域ぐるみの防除の呼びかけなどを実施しているところであります。

さらに、生息調査によれば、航空防除の対象から除かれている遊休農地や雑草地などにおいて発生数が多い事例が見られることから、JA水稻部会では支所単位に道路ののり面や雑草地などのカメムシ多発箇所において独自に一斉防除を実施しております。今後とも地域を挙げてそれらの生息場所の草刈りや防除の徹底を図ることが重要であると考えております。また、カメムシの生息場所の一つと見られる道路や線路ののり面、河川堤防などについても、関係機関に対して毎年カメムシの発生状況に合わせて、期間を限定した草刈りの実施、7月末までですとカメムシをふやさないためと、そしてまた草刈り中断、いわゆる8月1日から8月の末、いわゆるカメムシを水田に追いつまないためということでの雑草管理について協力要請を行っているところであります。

それで、畦畔などの野焼きについてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定によりまして、周辺環境に与える影響などから近年は行われなくなってきております。野焼きとカメムシ予防の関係については、現在のところ明確な因果関係が不明であり、米づくりやまがた日本一運動県本部やさがえ西村山カメムシ被害撲滅対策本部、そして農業技術普及課などの関係機関などと連携を図りながら、その因果関係と周辺環境に与える影響等の調査について検討してまいりたいと考えております。

次に、いこいの森の施設の維持管理のことについてにお答えいたします。

御案内のようにこの施設は、花と緑と水辺のまちづくりを目指し、谷沢沼周囲の面積39ヘクタールの恵まれた森林を整備し、憩いと遊び、自然との触れ合いの森として平成3年にオープンしたものでございます。施設の安全対策は市の責任で行うべきではないかとのことでございますが、施設の管理については今年度より指定管理者として寒河江市いこいの森管理会に業務を委託しており、基本協定並びに事業計画に基づき管理していただいております。施設の安全対策につきましては、指定管理者募集要項の管理仕様及び基本協定に明示しており、安全点検や軽微な補修等は指定管理者において行うこととしており、それ以外の補修等は市において行うこととしております。

それから、老朽化した施設の改修についてでございますが、開設から15年が経過し、風や雪に直接さらされている木製の施設は、傷みの激しい箇所も見受けられるようでございます。特に沼周辺の転落防止さくや余水吐のカバーなどに傷みが見受けられます。常時巡回パトロールを行い、危険箇所については応急

処置を行っておりますが、応急処置が困難な箇所については使用を制限したり、利用者が近づかないようにするなどの方策をとっております。また、予期せぬことで沼に転落した場合のことを想定し、沼から脱出できるようロープを水面にはわせているなどの安全策も講じております。すべての危険箇所を改修するには多額の予算を必要としますので、危険度に応じて撤去または計画的に改修を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、散策道路のことでございます。

今申しあげましたように、開設から15年の歳月がたち、県営生活環境保全林事業により植栽された樹木や雑木の成長とさらには樹木の倒木などにより、現在では散策が困難な箇所もあるようでございます。従いまして、予算の関係もありますが、できるだけ下刈りなどを行い、散策可能な状態にしまして、市民の利用にこたえてまいりたいと考えております。

次に、開発公社の取得した土地の問題でございます。

今年の6月の定例議会に、行政報告として公社の決算書を提出し報告済みのものであります。公社における土地の取得価格は、理事会におきましてその都度報告されておりますし、今回の決算の理事会の前に公社の役員協議会を開催いたしまして、評価減についてあらかじめ審議をしていただき、評価減を決定しているものであり、公社自体の問題と考えております。

しかし、公拡法により設立団体の長に公社の監督権が付与されておりますので申しあげますが、質問されている当該案件の取得価格等につきましては適正であると思っております。

私からは、以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育振興計画素案にかかわって、中学校給食についてのお尋ねがございましたので、お答えいたします。

このたびお示しいたしました教育振興計画の素案は、教育委員会の十分な検討を経て作成したものでございます。中学校給食について、その基本的な考え方については、これまでも議会の中でたびたびお答えしてきたところでありまして、今も変わっておりません。このことは先ほどもお答えしたところでございます。

さらに、国においては、食育基本法の制定、そしてこれを受けた食育推進基本計画が策定され、国を挙げての食育推進体制が構築されようとしており、ますます食育の重要性がクローズアップされてきております。

このような状況の中で、身体的にも精神的にも自立に向けた大切な準備期間にある中学生にとっては、さまざまな経験や人、社会とのかかわりを通して多くの事柄を身につけながら、自分の食を自分で選択し、自分でつくるなどの体験を積むことが主体的に生きる力を養って、将来にわたり自分の健康を自分で守り、つくっていくことができる資質を身につけるために重要であると考えます。このような観点に立って、中学校においては弁当持参によるミルク給食を行いながら、学校、家庭、地域が連携して食育の充実を図っていくことをうたったところでございます。

次に、希望者に対する弁当販売方式の検討についての御質問がございましたが、このことについては先ほど石川議員にお答えしたとおりでございます。従って、このたびお示した計画の素案については、そういう考えに立っておりますので、現時点でこれを変更するという考えはございません。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目の答弁をいただいたわけでありませけれども、もう少し議論を深め合わなければならない課題がいっぱいあるわけでありませけれども、項目も多かつたし、残り時間の関係からして、さまざまな問題についてはまた別の機会にさらに深めていきたいという部分もありますので、全部でなくて、その中で絞って2問をさせていただきたいというふうに思います。

それで、なか保育所の関係、駐車場の関係については、ぜひ状況、相手の方もあるわけですし、相手もなか保育所の整備のためにはやっぱりあの土地が寒河江市として欲しいというこの状況もわかりますというふうな、しかし向こうにもいろんなことがあるわけですので、ぜひ双方がうまくいくような形で、実現するような形で引き続き努力をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、なか保育所のトイレの関係でありますけれども、今後順次整備をというふうなことであったわけですが、やはり実態申しあげたとおりでありますので、早急を実現方をお願いをしたいということが一つです。

それから、子供の女子あるいは男の子供の大便に使うこのトイレの関係、前の扉ないという状況、これはやっぱり異常だというふうに思います。従って、緊急にこれは対応していただきたい、そういうふうに思います。

しかし、こういう問題、安全の面とか人権にかかわる部分というのは、現場では常に上げているのだそうです、何年も前から。ところが、今回のこのケースでも財政当局へ行くと上がってきていないということがありました。従って、1問目でも申しあげましたが、埼玉のあのプールの事故のようにこれを調査するというふうになると全国的にすべてもうぱっと上がるのですけれども、日常的に現場で働いている人たちが安全面あるいは人権が侵害されているような部分というのは、やっぱり現場にいる人一番わかるわけありますから、そういうものが常に上に上がるシステム、そして予算づけの際には何を優先するかということを判断する際に、そういう安全の問題、人権が侵害されているような問題がやっぱり市長が判断する際に、予算づけを決定をする際に的確に見れる、そういう行政システムになっていないとだめなのではないかなというふうな感じをしていますので、ぜひこういう点を受けとめていただいて、今後対応していただきたい。特に子供用のトイレのドアの設置については、早急にしていただきたいというふうに思います。

そして、なか保育所の職員用のトイレ一つしかないわけですが、それがあるといって、よその保育所では職員用一つであっても、幼児用の.....やむを得ない場合、ドアある子供用のトイレも利用できるのだそうです。ところが、まるきり何にもないところではもう使えないと、本当に大変なのだということなので、前にはカーテン下げたときもあるそうです。しかし、カーテンではやりきれなかったというふうなことで、ぜひ対応していただきたいということを申しあげておきます。

それから、いこいの森の関係で、安全の問題、安全対策の部分申しあげましたが、契約にも協定にもあるように、軽微な部分は指定を受けた団体でするにしても、それ以外のものは市でというふうになっているわけですが、現実にはこの担当者は、こういう問題ある、こういう問題あるというようなことで感じるというわけ。しかし、もし事故起きたときにその管理者たちが対応していないのではないかと、言われたときに困るからというふうなことで、あの埼玉のプールの事故以降やっている人たちが本当に心配になるということがありましたので、ぜひ市がやるべき部分なども大分あるようですので、それ

らを市全体の施設のものを把握をしていただいて、そしてまさしく限りある財政の中で対処をしなければならぬわけでありますので、何が必要で何が緊急性あるのかということも19年度の予算をつくる際に、そういう問題点が一つ一つ克服されるような形をお願いをしたいというふうに感じてそういう関係の質問をしたところでした。

それから、カメムシの関係については、関係機関と検討したいというふうなことでありますので、ぜひそういうことでお願いをしたいと思います。撲滅対策本部でも野焼きのことが具体的に提起をされています。それが住民の理解がないままに進んでいって、住民と生産団体とが対立するような形になったのでは非常に困りますので、先ほど市長の答弁のようにぜひうまくいくようお願いをしたいというふうに思います。

それから、中学校給食の関係でありますけれども、教育委員会の中学校給食に対する考え方は基本的に変わりありませんというふうに、きょう私にもあるいは前段の質問にもありました。

しかし、私松戸市の視察をして全く感じてきたのですが、打ち合わせの段階でも申しあげているのですが、住民ニーズが多様化してきているわけです。あるいは中学校給食で具体的に言いますならば、中学校の完全給食を実施してほしいという人と、いや、愛情弁当が大切なのだと、だから給食は必要ないと、弁当とミルクで十分だという方と住民には考え方相反する考えになるわけです。もっと言えば、教育委員会と住民との考えも違う形になる。

しかし、全員が一つだから物事をするのではなくて、違う要求があった場合に行政はどういうふうに対応するのがいいのかというふうなことだと思っております。そういう意味で、松戸市の場合は選択方式というものをとってきた。あるいはそういうふうに住民と行政が対立をする関係、違う考えがあった。しかし、住民の要求というのは潜在的なもので消えない。ずっとその要求があり続ける。

従って、そうしたときに議会はどうかあるべきなのかということで、松戸市では議会に懇話会をつくって提案をしていった。それは、選択方式を、弁当と完全給食と両方、生徒や住民が選択できる方法、こういうものをした方がいいと。そして、中学校給食というのは必要だ、子供の健全な心身ともに発達をするというふうなことからどうかと考えるならば、中学校の給食というのは必要だ、国やあれでももちろん実施の方向性が示されているわけですから。そういうふうなことになったということです、議会は。そして、提言を市長にした。この提言を受けて、議会側、私は議会も、やっぱり寒河江市議会もそういうふうな提言ができるような形にみんななっていきたいなというような思いをしてきました。

それから、その提言を受けて、当局があるいは教育委員会が、やはり市民代表の議会が決めたもの、そして住民と対立する案件、これをどうするかというふうな形の中で一歩前に、この選択制、弁当と完全給食を選択をできるという道を歩み出して、住民の相反する要求にこたえていける道を選んだということです。そのことを私は1問目でも申しあげたのです。

従って、寒河江市の今の教育振興計画は、説明の段階でもたたき台ですというふうな言っているわけですから、ぜひまとめるに当たっては、私はこの前松戸の実態を見させていただいて、寒河江市のような今のような状況の中から行政が活路を見出していくという意味では、非常に参考になるなというふうに思いました。

従って、弁当販売方式などは先進地域ではどういうふうにやっているかというようなことも研究されているようですので、ぜひ松戸の状況なども教育委員会でもあるいはこの検討委員会などでもそういう提起が、議会でもあったということをしていただければありがたいなということをお願いして2問にしたいと

……。

それから、検討委員会の関係では、ホームページで会議録が掲載されていますけれども、私もちょっととってみました。ところが、23名と言いますが、どなたがメンバーになっているのかわからないという状況です。第5次振興計画を審議した市の振興審議会などは、全部どういうメンバーが、部会は何、委員はこういうふうな形でというふうなこととなっておったわけでありまして、ぜひこういうことについても、教育委員会としてももちろんそこに検討会に諮っていたというふうには思うのですが、姿勢としてはやはりどういう方がしているのかというのは、ホームページに見れるようにしていただきたいということをお願いをしたいと思います。このことについても御見解をお聞かせをいただきたい。

開発公社については、もちろんそれが違法だとか何かではありません。これは適正にと言いますが、私から見て、1年後に4割に、同じ人が判定して次の評価でなるというのは問題だなというふうに思いますので、そういう指摘を受けとめて今後対応していただきたいということで2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

残り時間が5分ちょっとですので……。

○佐藤誠六市長 なか保育所の問題、それからいこいの森につきましても、1問で答弁申しあげたことに多くをつけ足すこともございません。そのとおり、1問の答弁のとおりでございますが、なか保育所の場合は設立当初と違いまして児童数も職員数もふえておるわけでございますが、そしてまた設立当初からあの施設そのものが私は目いっぱいなものだったなと思っております。それにおきましては、非常に余裕のない施設だろうと、このように思っております。ですけれども、整備計画などの中で順次予算等もにらみ合わせまして考慮をしてみたいと、このように思います。

それから、いこいの森にしましても、これ15年を経過しておるわけございまして、非常に木造ということになりますと、当初は非常にいこいの森にふさわしいようなものだったわけでございますけれども、今になりますとやっぱりいろいろな箇所におきまして老朽化が進んできておりまして、それが撤去しなくてはならないものとかあるいは補修をしなくてはならないというものになってきておるわけでございますので、十分安全、安心というようなものに留意して、これも危険な箇所等々から手をつけていくというような気持ちで取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 広く食育と給食と、特に中学生という人生におけるある重要な時期における食育というものについての持つ意義については、平成17年に施行された食育法を見るまでもなく、これまで議会でもお話し申し上げてまいりましたし、それからお手元にお届けいたした素案、教育振興計画の素案の中にも盛り込んでいるところであります。このことは、ぜひお読みいただきながら御理解いただきたいと思います。

なお、今後の進め方についての、あるいは検討委員会の進め方についての御質問がありましたので、担当の方から答弁させていただきます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 それでは、何点かについてお答えを申し上げます。

初めに、検討委員会の委員のホームページへの掲載ですけれども、検討委員会は今原則公開でやっておりますので、ホームページへあえて検討委員の名簿を登載することについては考えておりません。

なお、先ほど振興審議会での経過についての御質問というかありましたので、ちょっとお答えを申し上げます。振興審議会やその部会において、中学校給食に対する御発言や御意見があったことについては御承知しております。教育委員会では、協議会を開催して今回の素案をまとめてきましたけれども、そのまとめるに当たってはそれらの振興審議会での発言や意見などについても十分に踏まえ検討し、作成したものでございます。

なお、第5次振興計画の答申時に市長に意見書と一緒に提出されておりますけれども、意見書のとらえ方については川越議員が理解していることと、私どもが理解していることはちょっと違うのかなというふうに考えております。

以上です。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 それでは、最後の部分だけ、振興審議会の意見書が見解違うというふうなことであったわけですが、それを求めた総合政策課では私と全く認識一緒だということが、あるいはまとめて提出した側はそういうふうに言っているということだけ申しあげて、時間になりましたので、再度この問題については別途別な場で説明をしていきたいというふうに思います。

内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号7番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、通告しているそれぞれの課題について市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきます。

最初に、指定管理者制度の選定基準と欠格条項等の規定についてお尋ねをいたします。

さて、指定管理者制度は、短期的な視野に立って、自治体の逼迫する財政状況を打開するための一つの方策としてだけ見られがちですが、そもそもは公共サービスをすべて行政が自ら担う必要があるのかということでありました。自治体の非効率性やむだを排するという視点と指定管理者制度を結びつけ、即効性のあるような論調もありますが、必ずしも指定管理者や民営化をすればむだがなくなるわけでもないし、世の中には非効率でむだが多くても意義の深いもの、あるいは未来への投資としてなくてはならないものも多く存在いたします。教育、学術、科学技術などの基礎研究、そして文化や芸術活動などの領域は、すべての住民の福祉に資するという点でまさに自治体の任務と自覚すべきものと思います。

ところで、本市においても行財政改革の中で指定管理者制度を活用しておりますが、自治体にはいろいろな価値観や立場の人たちがおり、いろいろな考えや権利を主張することが数多くあります。また、行政には、それをコーディネートし、合意形成を図り、社会的価値を実現していく役割もあると思います。社会的価値を実現していく上でコストの削減は重要なことではありますが、市民の中には指定管理者制度に不安を抱く方も少なくありません。

そこで、こうした不安を解消し、安定した公共サービスを提供するために、民間委託の場合も同様であります。指定管理者としての欠格条項を規定しておく必要があるのではないかと思います。例えば過去に労働関係法に違反をして重大な社会的影響を及ぼした者であるとか、障害者雇用促進法の1.8パーセントに達せず、納付金を納めていない者なども考えられるものと思います。また、評価の面においても、その1.8パーセントを超えている場合は加点することや環境配慮も加点し、逆に男女共同参画における一般事業主行動計画などを策定していないことなどは減点の対象にするなど、公共サービスに責任を持つ自治体として配慮すべきことと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、公平で公正な行政を推進するためのコンプライアンス条例（法令遵守）の制定についてお尋ねをいたします。

行政は、行政運営に当たっては、住民に対して公平公正であるべきことは今さら言うまでもありません。また、職員には全体の奉仕者として公共の利益を目指して、法令遵守のもとに公正な職務遂行が求められるものと思います。

ところが、職員への不当な働きかけや要求などで特定の企業や人々に有利になる政策変更などを行い、あっせん収賄罪などで逮捕される事件が全国の自治体で起きており、議員など公職者からの不当な要求のもとで、職務上の義務違反なども指摘されていることは御承知のとおりであります。

一昔前に「私たち一般市民では幾らお願いしてもだめだったが、議員にお願いしたら、私たちではできなかったことも即座に実現した」などという逸話を選挙の票集めのためにその選挙時に持ち出し、有力議員としてもてはやされた時代がありました。分権時代にあってはまさにばかげた話であります。

しかし、市政報告会などにおいて、首長に近い議員なので大概のことはかなえられるなどというような発言が今もってあるということを耳にし、驚いております。公職にある者の話だけに住民は公平さを欠く行政運営がいまだになされているのではないかと指摘をし、疑心暗鬼になっています。本来行政は、首長に近い有力者と言われる人であっても、議員であっても、一般の市民と変わりなく公平に対処されなければなりません。不当な要求や口ききなどで職員が法令違反や行政手続きにおける職務上の義務違反などはあってはならないことで、行政は住民の厳正な信託によるものであることを再確認しなければならないものと思います。

そこで伺いますが、先進地に学び、このコンプライアンス条例を制定し、これまで以上に公平で公正な行政運営をなすべきと考えます。また、正当な議員活動を尊重しながらも、公職者やその他秘書や家族からの要望、提言を文書に記録し、住民に対して公表の対象にすべきと考えますが、あわせて見解を承りたいと思います。

次に、交通弱者と言われる方々の足を確保するコミュニティーバスの運行についてお尋ねをいたします。

この質問は、今回で何度目になるか忘れるほど行っておりますが、今では本市に隣接する他の市、町では、それぞれ事業としての呼び方は異なっておりますが、この種のバスの運行をしていないところは既になくなっております。そうしたところでは、厳しい財政事情の中にあっても、行政サービスとして行政主導による住民の足を確保するバスの運行がなされているのであります。

少子高齢化社会の到来は、本市においても例外でなく、地域にあってはお年寄りがふえていることは実感として私にもわかります。議員活動で市内を回れば、恐らく寒河江市だけが取り残されているような感じになっているのでしょうか、そうしたお年寄りをはじめ、各層の多くの人々より寒河江市でもそうしたバスを走らせてほしいとの住民の願いが本当に強くなっております。このバスのサービスは、高齢者などの公共交通としての利用の可能性だけでなく、さまざまな住民活動を結びつけるかけ橋にもなるであります。高齢者の活動機会がふえ、市立病院への通院の不便さの解消をはじめ、市民浴場や市の施設、駅や商業施設への買い物便の確保、児童生徒の図書館やプールへの便など地域の住民、特に弱い立場の人々の社会生活の基盤となることは間違いありません。だれもが自由に便利に市街地と地域を往来できることでコミュニティーの活性化につながるものと思います。バス運行の事業形態はいろいろ考えられますが、まずはコミュニティーバスの運行について改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、将来人口の推計について再度お尋ねいたします。

このことについては、去る3月議会の質問の中でただしていますので、趣旨は御理解いただいております。多言は要しないものと思います。そこで伺いますが、3月には市長は県などの資料を持ち合わせていないということでありましたが、当時担当課にはそうした資料はあったのかどうか、まずお答え願いたいと思います。

もし資料がなければ、県より取り寄せていただくことを前提にして次の質問に移りますが、山形県の将来人口推計では、合併などを考えない地理的条件のもとで、2100年における本市の人口は2万7,642人となっています。市長は、これまで百年の大計ということで、少子化対策や住宅政策などさまざまな施策を展開しておりますが、推計ではありますが、約100年先のその数値を見て率直にどのように思われるか、改めて所見を伺いたいと思います。

そして、その2100年における推計の中で、天童市は人口が2050年の中ほどまで伸び、その後減じますが、平成17年の国勢調査時点と比較し、わずかながら上回って、県内では減少率は最も小さい数となっております。

ます。次に減少率の小さいのが東根市になっていますが、そうした減少率の低いのはいかなる理由によるものなのか。県の見方もあるというふうに思いますので、そのことも含めてお答え願えればというふうに思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、指定管理者の指定に際しての欠格条項等についてでございます。

本市におきましては、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則第2条におきまして、公募する場合に明示すべき事項の一つとして申請の資格を規定しております。すなわち、募集要項において施設ごとに指定管理者の応募資格を定めるものとしておりまして、指定管理者の欠格条項、つまり指定管理者の指定を受けられない団体については募集要項で定めております。

具体的に申しあげますと、一つは能力を有しない者など地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、二つ目には寒河江市から指名停止措置を受けている者、三つ目には税の滞納者、四つ目には暴力団に關係する者を共通の欠格条項としております。この共通の欠格条項につきましては、本市の入札参加資格と同様の対応をすることとしたものでありまして、それ以外の欠格条項につきましては、個別の施設の目的や性質上特に必要と考えられる場合にその都度検討することにしております。

それから、この指定管理者候補の選定基準でございますが、選定基準につきましては寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条において、市民の平等な利用の確保、安定的な施設管理能力、それから経費の縮減の共通基準と施設の特徴等に応じて定める個別基準を規定しておりまして、この基準を満たし、最も適当な団体を指定管理者の候補に選定すると定めておるわけでございます。この規定を踏まえまして、庁内の公の施設に係る指定管理者候補選定委員会においてその都度選定基準の具体的な評価項目を定めているところでありまして、指定管理者の募集に際しては募集要項にこの選定基準の評価項目を明示しているところであります。

環境配慮、障害者雇用促進法に規定する障害者の法定雇用率等の関係や一般事業主行動計画の策定状況を評価の対象にすべきであるとの御質問でございますが、環境配慮につきましては応募者に提出を義務づけている事業計画書の記載項目としており、評価の対象としております。障害者の雇用率と一般事業主行動計画については、市民の平等な利用の確保、安定的な施設管理能力、経費の縮減という条例で定める選定基準の具体的な評価項目としてはなじまないものと思われまので、これらの評価の対象にすることは考えていないところであります。

次に、公平で公正な行政を推進するための条例の制定について申しあげたいと思います。

コンプライアンス条例と、こう言われておるようでございますが、コンプライアンス条例、コンプライアンスとは英語で要求や命令に従うこと、応じることを言い、近年企業活動において法令違反による信用失墜が事業存続に大きな影響を与えたケースが続発したため、社会規範に反することなく、公正、公平に業務を遂行するという観点からよく使われるようになった言葉で、日本語では法令遵守と訳されているようであります。

市においても条例を制定してはということでございますが、公務員については地方公務員法第30条で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、さらに同法第32条では法令及び上司の職務上の命令に従う義務について規定されているところであります。このことから、本市では日ごろから市民の信頼確保のために職員一人一人が職務規律を遵守しながら、すべての市民に対して公正、公平な対応を心がけているところであります。

さらに、綱紀の肅正に万全を期すという点では、その折々をとらえて職員に通達を出して注意を喚起しているところであり、暴力行為や不当な要求を実現させようとする行為に対しては、平成16年8月に策定した寒河江市不当要求行為等対策要綱により対応することとしております。このようなことから、今のところコンプライアンス条例の制定は必要ないものと考えておるところでございます。

また、議員等の関係者からの要望などを文書に記録し、公表の対象とすべきとの御意見であります。本市の事業の取捨選択については、基本的に総合的な視点からの事業の必要性、将来都市像を勘案した上での事業の有効性、緊急性などについて考慮して行っております。特に財政状況が一層厳しさを増す中、これまで以上に精査を重ね、厳選していかなければならないと考えておるところであります。このように適正な基準のもとで事業選択を行っており、議員等からの要望などについては記録、公表する必要はないと考えております。

次に、交通弱者等の足を確保するところのコミュニティーバスの運行についてでございます。

これまで、高齢者や障害者の社会参加を促す視点からということでの福祉バスあるいはコミュニティーバスの運行について御質問をいただいております。御質問のコミュニティーバスというものは、市町村が独自に運営しているバスのことであると思っております。市町村営バスや市民バス、福祉バスなどとさまざまな名称で呼ばれ、運行されているようであります。

このようなバスの運行目的としましては、一つは路線バスの廃止に伴う代替としての輸送機関であることや、二つ目には交通空白地帯の解消により交通弱者の足の確保を図るためのもの、三つ目には主に中心市街地と郊外とを循環バスにより結び、市街地の活性化を図るもの、四つ目としては交通利便の確保を図るものなどが考えられます。

本市においても、市街地と地域とを往来できるコミュニティーバスの運行をということでございますが、現在本市における生活交通の確保の状況については、自家用等の利用を除くとJRや民間のバス、タクシーなどを利用している方が多いのではないかと考えております。JR左沢線により山形市、山辺町、中山町、寒河江市、大江町が結ばれ、市外への通学や通勤、観光などさまざまな目的に利用されております。また、左沢線には市内に南寒河江、寒河江、西寒河江、羽前高松、柴橋の五つの駅が設けられており、市内の移動にも利用されております。民間の路線バスの運行によって、山形市、中山町、本市を經由して河北町へと運行されているもの、さらに西川町へと行くものや大江町、朝日町へも運行されており、周辺の市や町との停留所をきめ細かく設置し、運行されております。西川町営バスにつきましては、月山銘水館と県立左沢高校を結んでおり、高松駅や清助新田、谷沢地区を經由し、市民の方にも利用されているようであります。天童市営バス、天童、寒河江間につきましては、天童市わくわくランドから日田地区を經由し、寒河江バスターミナルまで月曜日から土曜日までの間1日5往復のバスを両市が負担し合いながら運行されております。

交通弱者のためということですが、本市では高齢者の方も含めて、地域福祉活動の増進を図る目的で福祉バスを配備しながら、各種行事への参加あるいは研修など必要に応じて運行しておりますし、障害をお持ちの方においてもタクシーチケットによる利用助成を行うなど生活交通の確保に努めるサービスを行いながら、社会活動に参加できるような環境づくりに努めております。このように公共交通網が市内に張りめぐらされており、移動の際の足は確保されているものと思っております。

仮に交通弱者のためということから市内を循環するバスを実際に運行するとすると、住民のニーズや費用対効果を考えた上で採算性を確保しなければなりませんし、またバスの停留所設置となると、高齢者や

障害者が歩いて行ける箇所かどうか考えた上で設置しなければならないなど多くの課題があります。また、市内にある公共施設等には、自家用車等の利用を考え、十分な駐車場が確保されておりますし、市街地や主要施設へとアクセスする道路網が整備されております。これらのことを考え合わせますと、マイカー時代において自家用車等の利用が多いと思われまので、バス利用者がいるかと言われますと、さほどおられないのではないかと考えております。このようなことから、市のコミュニティーバスの導入に関しましては考えていないところであります。

次に、将来人口の推計についてでございます。

まず初めに、将来人口の推計資料について担当課にあったかどうかでございますが、議員のおっしゃる山形県の将来人口推計については平成17年8月1日に県総務部市町村課により開催された今後の市町村の行財政運営等のあり方に関する調査に係る説明会や、同じ17年の8月10日の第1回山形県市町村合併推進審議会の際に配付された資料の一部でないかと思われまますが、その資料であれば担当課にも資料としてあったようであります。

次に、約100年先の推計された数値を見てどのような見解を持たれるかということでございますが、この数値は国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムにより算出されたものであり、コーホート法という方法で推計されております。これは、ある基準年次の男女年齢別人口をもとに、人口動態率や移動率の仮定値などを当てはめて将来人口を計算する方法であり、これには政策的な要因は加味されておられません。

しかしながら、これらの数値を見る限り、本市はもちろんのこと、県内の市町村を見ましても改めて人口減少社会の到来という問題が浮き彫りにされていること、そして少子化対策という課題がますます重要になってくるということが実感される資料と思っております。

3月の第1回の定例会においてもお答え申し上げておりますが、これまでのように人口は伸びるもの、経済は成長するものなどということは考えられない時代になっておりますし、今現在におきましても人口が減少し、少子化が進行しているという社会の中であって、少しでも歯どめをかけられるように人口の増加、あるいは人口の維持に努めていかなければならないと考えております。そのためにも、第5次振興計画で示した施策を着実に実施していかなければならないと改めて考えさせられるところであります。

人口推計において、天童市や東根市の減少率が小さいのはどういう理由かとのことでありますけれども、山形県の将来人口推計はコーホート法により2000年の国勢調査の男女年齢別人口をもとに人口動態率や移動率の仮定値、それから婦人、子供比の仮定値、ゼロ歳から4歳性比などを当てはめて推計されているものと思っております。従いまして、天童市と東根市の年齢別人口において若年層の人口が他市に比較して高い割合を示しているようですので、2100年の人口推計において天童市においては増加し、東根市においては減少率が小さいのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 1問に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、指定管理者の欠格条項についてお尋ねをいたしました。一部は入っているということですが、私が提起したものについては、すべてではありませんけれども、これはする考えがないというふうなことであったかというふうに思います。

ただ、市がこの指定をする団体でありますから、非常に社会的に大きいということをお考えになっていただきたいというふうに思います。ただ安く上げればよいというふうなことではないわけであって、先ほども申しあげた最近の社会的な動向、要請、そうしたものをきちっと受けとめていただきながら、それをそうした制度にも反映をさせていくということが大事なのではないのかなと、こういうふうに思っております。さもないと、行政がそういうふうなところには余力を入れないといいますが、というふうにややもすると思われがちでありますので、ぜひそうしたところにも御一考をしていただきたいというふうに改めて御見解をお示しいただきたいと思います。

それから、コンプライアンス条例の制定についてお尋ねをしたところでありますが、多分市長はそのような答弁をするであろうなということも私は事前に想定をしておりました。まさに私の思いどおりであります。しかし確かに本市の要綱もあることも承知をいたしております。ただ、本当に本市の行政が市民に公平に、しかも公正になされているというふうにお考えになっているのかどうかなのですが、そうであれば差し支えないのですが、.....差し支えないというのは実態がそうであればよろしいのですけれども、私は必ずしもそうではないのではないのかなと、こういうふうな疑問を抱いておりますので、そういうことを申しあげたところであります。

昨今の状況については申しあげません、いろいろ差し障りがあるというふうに思いますので。ただ、かつては、例えば農振の除外であるとかそうしたときに、何回言ってもだめだったが、ある有力な県会議員にお願いしたところ、それが結果的に除外になったというふうなことなんか、かつてはありました。

いろいろ工夫をなさって、行政当局もそうしたことに対応したのだというふうに思いますけれども、ただ、今になってみますと、いろいろ工夫した割には結果がついていないといいますが、そう言うては何ですが、そのとおりになっていないところなんかもありますし、そういう意味でもう少しきちっとやっぱり行政としての対処があるいは必要なのではないのかなというふうに思ったわけでございまして、こういうことを申しあげたところでございます。

またもう一つ、最近の議会報告等のお話も申しあげましたが、そんなことはないというように市長は御自身でお思いになってそういうふうにお答えになったのだらうというふうに思いますが、私もそういうふうに思います。

ただ、市民には非常にこうした不信感があるわけでありまして、条例を制定しないまでも、先ほど申しあげた後段の方、そうした議員の要請あるいは要求といいますがあるいは提言、そうしたものに関してはきちっとやっぱり一つの記録として保存をしておきながら市民に明らかにする。そして、市民であっても議員であっても公平だよと、こういうことを公開すれば市民はおのずと納得をするものというふうに思いますので、そうしたことについてもう一度御見解を伺いたいというふうに思います。

もちろん個人の問題含みますから、そうしたことはプライバシーに関するわけありますから、そうしたことは除外するということは言うまでもないことであります。

それから、コミュニティーバスのことについてもお尋ねをいたしました。何回も議論しているので、同じことを繰り返すこと避けますが、要するに市長はいろいろと公共交通のJRであるとかあるいは民間バスであるとかタクシーであるとかあるいは必要なときには福祉バスを運行しているあるいはタクシー券も利用されていると、こういうふうなことでありました。全体的に網羅されているのかなと、こういうふうに一面思われがちではありますが、ただ、一つ一つこの点を線で結びますと抜けているところがあります。ですから、市全体としてはそれだけでは足りないというふうに私は思います。

市長は、気分害されるかわかりませんが、私はそのまま申しあげますので。そういうふうな必要とされている方々は数多くおられるわけでありませぬけれども、市の独自の政策もいいというふうに言うのです。しかし、他の町や市でやっていることを何で寒河江市でできないのだ、こういうふうに言われるわけです。私はなるほどというふうに思います。

それは、確かに独自の施策や政策も結構ですが、やっぱり隣町と横並びするということも私はある意味では底辺部を上を上げるといいますか、この交通弱者などをもう少し恵まれた状況に置くというふうなことからすれば、あつてしかるべきなのではないのかなと、こういうふうに思っているものですから申しあげたのですが、こういうふうに言うのです、確かに花咲がフェアもいいけれども、私はどっちかというところ、そういうような福祉バスといいますが、コミュニティーバス、こういうふうなものを欲しいなと、年金もだんだん減らされているし、医者代も高くなっていると、ハイヤー頼むのも高いしということで、まさに切実な願いというふうに思います。

そういうことで、何で寒河江市がしてもらえないのだと、こういうふうな素朴な私は疑問だというふうに思います。そうしたお年寄りが望む、そうした素朴な疑問に改めてそうした年寄りが納得できるようなお答えを市長からいただきたいものだなというふうに思います。

それから、このバスを考えがないというふうに言われましたので、こんなことを申しあげるのもどうなのかなというふうに思いますけれども、これは導入することで、市長も先ほどありましたが、これは公共交通としての役割だけでなくして、市民活動全体に資するというふうに思いますけれども、つまりまちづくりということで、今までもあったとおり、鉄道やバス、この公共交通と連携したところのものが必ず今言われたように出てくるわけです。

しかし、採算がとれないということで間引きをされたり運行が停止になったり、そういう事業者のもとでまちづくりというふうなことが停滞をするといいますが、停止をすると、それが連動しなくなってしまうと。こういうふうな状況が私はあるというふうに思います。そういう意味では、そういうことが生じているというふうに思いますので、そういう意味でそういうことも必要なのではないのかなというふうに思いつつながら、改めて御提起をさせていただいたわけです。

例えばまた別の面から言いますと、先般市立病院の事業会計の決算の状況もありました。患者さんが減っているというようなことであって、深刻な問題になっていることもこの前議論されたとおりであります。こうしたコミュニティーバスなどを運行されることによって、市立病院の前に例えば停留所なんかを置くことによって、市立病院の利便性を図るといような点からすると、大きな効果があるのではないかなと。これは、何だかつけ足したようで非常に申しわけないのですが、私はそういうふうにも実際思います。そうすれば、そのほかの、あそこに停留所を置くことによってその他の医院に患者が行くことなんか一つは避けることができる、こういうことなんか一つの改善策になるのかなというふうに思っているわけですが、そうしたことも考慮をしながら、ぜひ先ほどのお年寄りの話なんか加味していただいて、さ

らなる御見解を示していただきたいというふうに思います。

あと将来人口の推計についてであります。時間もそれほどなくなってきたといいますが、きております。先ほど答弁あったとおり、平成17年の市町村合併の問題のときの資料そのものであります。ですから、こうしたものがきちっと担当課にあるわけでありますから、3月の時点でそういったことをもう既に事前に担当課と打ち合わせをする中で、一般質問の通告をして打ち合わせをしているわけでありますから、私の手元にはないなどというようなことは言わないで、ぜひそうしたことも確かめていただきたいということ、改めて申しあげておきたいというふうに思います。

それから、天童、東根市の若年層の割合が高いと、こういうふうなことを示して減少率が小さいのだということを申されました。いろいろ問題はありますけれども、その若年層の多い理由は何でなのか、おわかりになれば改めてこれ、つけ加えていただいて答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 指定管理者の選定基準と、先ほども答弁したとおりでございますが、さらにつけ加えることもございませんが、共通するものは共通するものとして、また個別に対応しなくてはならないものは個別の基準を設けてと、こういうことでやっておるわけでございますので、これからもそのようにさせていただきますと思います。

それから、コンプライアンス条例でございますが、私は行政をやるといった場合には、やっぱりこの基本的な考え方の中には公私の別というものを、そしてまた信頼をつなぐということが大切なのではなからうかなと、このように思っております。公権力というものを自分の権力のように考えると。うちの職員にもおりませんし、私もそういうことはないように行政の執行をやっておりますけれども、そのようにそういう意識というものがまず大切なことだろうと、こう思っておりますし、また市民から信頼されるという行政を、これは当たり前でございますけれども心がけておると、心がけなくてはならないということが必要なことでございますが、あえて現在の法律にありますので、改めて市町村の段階で法令遵守の条例というものを制定するという事までには私は必要なかろうかなと、そのように思っております。

それから、議会人やらあるいはその他の要望についての要請、提言、これらについてでございますけれども、議会人の方々は議会活動として住民の要望を単独にあるいは住民の方と一緒に行政の方に働きかける、市長に要望するというのは、これは当然やらなくてはならないことだなどと、このように思っておりますし、そのことによって施策がいろいろあるいは事業が、やった方に有利に展開するのではなからうかなと、こういうことだろうと思っておりますけれども、先ほども申しあげましたように、公平な、公正な考え方でやっていっちゃると私は受けとめて、それを施策の中に実施しておるわけでございますが、議会活動、議会人の市民の声を吸い上げるといってもこれは非常に大切なことだろうと思っておりますし、それはやっていただかなくてはならないことだろうと思っておりますし、ですけれども、それらを私は公正な、公平な目で施策の中に実現するという事に心がけておりますし、実際そのとおりやらせてもらっておると、このように思っております。

それにおきましては、これは当然のことを当然に活動として行われておるものだろうと思っておりますから、改めて記録したり公表したりというようなことは、やっている方とやっていない方というのはかえって出てくるのではなからうかなというような気もしないわけではございませんし、私の受けとめ方としては、今言ったように公正に、公平に、そして予算等々を十分考慮しながらやらせてもらっていると、こういうことでございます。

それから、コミュニティーバスのことでございますけれども、他市がやっているから本市でもどうかと、こういうようなことでございますが、それはそれぞれの市の独自性やら市の置かれているところの地域というものの状況によるということであろうかと思っております。

寒河江市を地理的条件から見ましても、非常に私は内陸部の中核都市と言っておりますように、交通の利便には本当に恵まれておるだろうと、このように思っております。一部中山間地はありますけれども、それ以外につきましては民間バスにつきましてもあるいはJRの路線にいたしましても、非常に利便性の整っておるところの都市ではないかなと、このように思っておるわけでございます。

それに加えて、いろいろ寒河江市では、1問にも答弁申しあげましたように、福祉バスの利用というようなこととくに留意して施策を実施しておるといってございまして、ほかでやっておるからと

というようなことで寒河江市もと、こういうような御要望はこれまでも受け入れませんと、受けられません、状況にないということを申しあげてきたところでございます、それから市立病院のことも話がございましたけれども、以前にあそこを経由するところの路線バスと、そして市立病院前で停留所を設けるというようなこともやったわけでございますけれども、まずは利用者が少なかったわけでございます、そんなことから路線バスも廃止になりましたし、いろいろ要望しましたけれども、それにこたえられるような効果が期待されないということで廃止になった経過もあるわけでございます、ですから非常に費用対効果という面から考えましても、こういう公共路線バスをはじめとするところのコミュニティーバスというようなものの利用というものについては、十分考慮していかなくてはならないものだ、このように思っております。

それから、人口推計に絡んで若年層の少ない理由ということでございますが、平成12年と平成15年の人口を見ましても、伸びておるといような寒河江市の状況にあるわけでございます、しかしそういう中にありまして、小さな子供あるいは青年期の人口階層というものが少ないかどうか私も正確に分析したところではございませんけれども、絶対的に私は伸びておるのではなからうかなと、こう思いますし、また高齢化率も高くなっている現状の中で、お年寄りもふえておるのだらうと思っておりますが、その辺の理由等につきましては正確に分析しておりませんのですけれども、人口全体としての伸びは県下で3市1町の中に入っておるといことでございます。

また、先ほど申しあげましたコーホート法というものは、あくまでもこれは政策的な理由というようなものはこれは入っておらない。あくまでもただ人口の分布状況といえますか、それからはずき出しての将来推計と、このように理解しておるわけでございますので、その辺の統計のあり方というものにつきましてはそちらに譲りたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

残り時間が少なくなりましたので、簡潔に願います。

○内藤 明議員 はしょって第3問に移りますが、コンプライアンス条例は必要ないというようなことで改めての御見解でありましたが、それはそれとしていいというふうに思いますけれども、その中で信頼をつなぐことが重要なのだというようなことでありますが、何との信頼をつなぐことなのかわかりませんけれども、議員や有力者との信頼をつなぐためにそういうことは記録には載せないのだというふうなことなのか、市民との信頼が必要なのだというのか私はわかりませんけれども、私は市民との信頼関係をつなぐことが重要だという点だとすれば、私は市長と同じような見解になるわけでありますけれども。

市長、今まで有利に展開するなどということはないのだと、公平、公正にやっているのだと、これからもそうするというようなことでありました。しかし、それは一面ひとりよがりであって、自分だけがそうしているということなんですね。市民の側から見ると、そういうふうになっていないのではないかと、こういうふうな率直な疑問があるわけです。

ですから、何か議員活動がしている方としていない方が明らかになるなどというのは、議員の方までの活動を心配をさせていただきましたけれども、そんなこと心配する必要はないのであって、何もこれだけが議員活動ではありませんので、どんどん議員活動は議員活動としてやればいわけでありますから、いまだにそういうふうに思っている方がいるということ、現実を受けとめていただきたいというふうに思いますので、それは今までどおりやるということは、今までどおりまだそうした疑念が増殖をするということにつながるわけでありますから、そうした点での市民の信頼をつなぐということが重要だということからすれば、ぜひそうしたことをしていただきたいということを再度申しあげたいというふうに思います。

それから、コミュニティーバスの運行についても申しあげました。費用対効果という点が出されました。もう少し踏み込んだことがあれば、私もいろんな事業形態があるのではないかとというふうなことを申した関係で、いろいろ中身について明らかにしながら御見解をお聞かせいただきたいなというふうに思ったのですが、のっけからする考えはないというようなことでありましたので、余り中に踏み込めませんでした。

しかし、現実はこの市立病院のところに路線バスを走らせたけれども、余り変化がなかった、少なかったなどということがあります。それは、きめ細かく運行すればそういうふうな利点が生まれるであろうということをもう一度頭の中に置いて御検討をいただきたいなと、こういうふうに思っています。

それから、人口の推計であります。私がお聞きしたのは、天童市、東根市が若年層の占める割合が高いからこの2100年の減少率が少ないのだと、こういうような話がありましたので、では何でそうした若年層が高いのかなというふうに思ったものですからお聞きをしたのですが、そうしたら市長は寒河江市においても平成12年あるいは15年には若年層が伸びていると、こういうようなことを言われました。では、何で寒河江は2100年にはそういうふうな減少が出てくるのだと、こういうふうになるわけでありまして、同じ若年層が伸びているにもかかわらず、片方が減少率が少なく寒河江市は減少率が高いというふうになりますと異に思います。

時間もありませんから、簡潔にお答えいただければというふうに思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 コンプライアンス条例に関してでございますけれども、先ほど申しあげましたように、市民の声を市政の中に反映してもらおうという意味での議会活動というのは極めて望ましいことであり、大切なことだということをおっしゃったのでございまして、それらを私は公平に、また公正な立場で受けとめながら、それを実現に向けて努力をしているということをお申しあげたところでございます。

それから、コミュニティーバスでございますけれども、何回も申しあげましたように、今申しあげましたところからそれを運営、設置するというような考えは持っていないところでございます。（終了の合図）

○新宮征一議長 所定の時間が参りましたので、ここで打ち切ります。

平成18年9月第3回定例会

散 会 午後2時21分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成18年9月6日(水曜日)第3回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

2番	佐	藤	毅	議員
----	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理委員会事務局	長		
	総合政策課	長	菅野英行	総合政策課 行財政改革 推進室長
尾形清一	財務室	長		
	総合政策課	長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	企業立地	推進室長		
柏倉隆夫	市民生活課	長	浦山邦憲	建設課長
	建設課	長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	都市整備室	長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	下水道課	長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	商工観光課	長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	会計課	長	芳賀友幸	教育長
	病院事務局	長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
熊谷英昭	学校教育課	長		
	生涯学習	課長	安孫子雅美	監査委員
工藤恒雄	生涯学習	課長		
	生涯学習	課長	清野健	農業委員会 事務局長
宇野健雄	生涯学習	課長		

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務	主任	大沼秀彦	総務係長

平成18年9月第3回定例会

議事日程第3号

平成18年9月6日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は佐藤 毅議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、9月4日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年9月6日(水)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	消防団について	団員構成の実態について 消防団の課題に対する対応について 災害時における個人情報の活用について 教育の場における地域防災、消防団に対する理解を促進する対応について	11番 柏 倉 信 一	市 長 教育委員長
9	障害者自立支援法について	10月からの本格実施に向けて認定作業が実施されていると思うが、その実施状況について 4月から実施された自立支援法の下での利用者、施設への実態調査、ニーズ調査について 障害者施設や福祉施設などは新体系への移行をどのように考えているのか 市の小規模作業所の存続についての考え方は 障害者の就労支援と小規模作業所などへの自治体の仕事発注について 福祉施設や作業所などへの財政支援と利用者の利用料負担軽減について	15番 佐 藤 暘 子	市 長
10	寒河江市教育振興計画について	学校における食育と中学校の弁当販売方式の整合性について		教育委員長
11	環境保全対策について	環境保全型農業を後押しする新対策「農地・水・環境保全向上対策」の具体化に向けての考え方について	6番 松 田 孝	市 長
12	放課後児童対策と支援について	学童保育所の指導員の待遇改善について 学童保育連絡協議会の組織化について 小規模学区への学童保育所設置に向けて		市 長

13	教育行政について	「食育」をめぐる課題と学校給食調理業務の民間委託について	教育委員長
----	----------	------------------------------	-------

柏倉信一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 おはようございます。

冒頭ではありますが、先ほど秋篠宮御夫妻に2,558グラムの男子が誕生されたということで、国民の一人として心からお祝いを申しあげたいというふうに思います。

通告番号8番について質問をさせていただきますが、一昨日の一般質問の中で議員活動に対する質問がありました。市長は、答弁の中で民意をくみ上げるのは議員の仕事として大切な部分という意味の答弁がありました。我々緑政会も第5次振興計画、行財政改革など、我が寒河江市の重要施策の説明、報告を兼ねて会派全員で市政報告会を開催し、地域の課題、市政に対する意見を吸い上げ、市政に反映させるべき努力を続けておるところであります。来春の選挙から定数削減も実施される中で、全市の立場に立った判断がますます重要になってきます。各自の地元の問題だけを取り上げるのではなく、これまで以上に広い視野に立って全市の抱える課題、市政に対する意見などを勉強しているところであり、反響も十分で再度開催の依頼も数多く寄せられています。

こうした全市的観点から消防団に対する質問をさせていただきますので、市長並びに教育委員長の御所見を賜りたいと思います。

消防団の歴史は古く、江戸時代8代将軍吉宗が江戸南町奉行大岡越前守に命じ、町組織としての火消し組である店火消しを編成がえし、町火消しは48組を設置させたことが、今日の消防団の前身であると言われています。その後幾多の歴史を経て、昭和22年消防団令が公布されたことで、従来の警防団は解消され、自主的、民主的な消防団が新たに全国の市町村で組織されたとあります。新たな公布に伴い、消防団は義務設置から任意設置制になり、消防団に対する指揮監督権が警察部長または警察署長から市町村長、消防長または消防署長に移され、府県知事にあった市町村条例の認可権や消防団事務の監察権が廃止されました。

消防団は、本業を持ちながら自分たちのまちは自分たちで守るという精神に基づき、地域の安全と安心を守るため活躍している人たちが集い、市町村の消防機関の一つとしてほとんどすべての市町村に設置されています。

団員は、消防防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における救助、救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しており、また平常時においても訓練のほか応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などに従事、その活動は多岐にわたり、地域における消防力、防災力の向上において重要な役割を担っており、その身分は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、ほかに本業を持ちながら自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格もあわせ有していることは御案内のとおりであり、平成16年度中における全国消防団員の火災などへの出勤回数は25万5,712回、出勤延べ人員は510万2,939人となっており、我が寒河江市における平成17年度の活動状況は、火災発生件数23件のうち消防団の出勤件数15件、防御件数8件、出勤ポンプ車92台、放水台数25台となっており、こうした活動に対し敬意と感謝を表する次第です。

こうした、地域の消防防災のかなめとして重要な役割を果たしている消防団も、近年は幾多の問題を抱

えていると言われております。その一つに住民の連帯意識の希薄化、就業構造の変化、過疎地域における若年層の減少やサラリーマン団員の増加による昼間の消防力の不足が挙げられております。平成17年4月1日現在、全国の消防団は2,963団、消防団員は90万8,043人であり、団員数は減少傾向にあり、10年前の平成7年4月1日現在に比べて5万4,582人、5.6パーセント減少しています。この間女性消防団員数は8,290人ふえて1万3,148人となっています。

なお、消防団員の年齢構成は40歳以上の団員が42.2パーセントを占め、平均年齢は37.6歳となっています。団員の年齢構成は、かつて比較的若年層が中心でしたが、近年30歳未満の団員の割合が減少する一方、40代や50代以上の割合が増加するなど高齢化が進行しています。

また、団員の職業構成はかつて自営業者などが中心を占めていましたが、被雇用者である団員の割合が増加しており、昭和43年の3割弱が平成14年には7割弱に達しております。こうした団員数の減少と団員構成の変化が消防団の運営に影響を及ぼしており、適正規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが今後の課題と言われております。

そこで伺いますが、我が寒河江市消防団820名の団員構成はどのようになっているか。すなわちサラリーマン団員の占める割合はどのぐらいか。また、団員数の増減はここ数年どうなっているか、団員の年齢はどのように変化しているか伺います。

また、さきに示された第5次振興計画に、消防防災について消防団員の確保及び消防技術の向上を図るとともに、自主防災組織について市内全域の組織化を目指しますとありますが、具体的にどのように進められるつもりか伺います。私が感ずるに恐らく我が寒河江市消防団の団員構成も全国的傾向に似ていると思っておりますが、さきに述べた昼間の消防力の解消策の一つとして、市役所職員若手による消防組織の新たな設置や積極的な消防団への参加が有効と考えますが、市長の見解を伺います。

総務省消防庁は、社会環境の変化などや消防団の現状を踏まえた中で新時代に即した消防団のあり方検討委員会で検討、議論を重ねた答申の中で、女性団員の確保を挙げています。当面例えば各消防団ごとに団員総数の少なくとも1割以上の女性消防団員の確保といった目標を設定し、行政全体で女性消防団員の確保を推進するとあります。この点について市長はどのような見解を持っておられるか伺います。

また、消防団活動の実態調査によれば、新たに必要とされる活動として大規模災害を想定した防災訓練との回答が大都市に多く、全体の51パーセントを占めています。大規模災害を想定した訓練も大切なことと考えますが、この点についての市長の見解も伺いたいと思います。

次に、災害時における個人情報の活用について伺います。

私の考える個人情報の活用とは、市役所をはじめとする行政の持っている個人情報を広域消防本部に連携して活用するという意味です。例えば大規模な火災、地震などの発生時において周辺の老人世帯はどこか、障害者のお宅はどこか、緊急事において優先的に避難させるなどの情報を活用することです。IT関連が目覚ましい発展を遂げている現在、個人情報保護などの問題は十分クリアできると考えます。災害時における迅速な対応を考えた場合、こうした行政が持っている情報を有効活用しない手はないと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、教育委員長に伺います。

これまでに述べてきましたとおり、消防団は消防防災の中核的な存在として今後とも大いに活躍されることが期待されているものの、社会環境の変化などに伴い、幾多の問題を抱えています。団員の高齢化、サラリーマン団員の増加による昼間消防力の不足など、特に若年層の団員確保はますます困難になると考

えます。そこで教育の場においても早くから消防団が果たしている指導的役割について認識を高めておく必要があると考えます。地域防災、消防団に対する理解を深めておく必要があるのではないのでしょうか。道徳教育の一環として消防団の重要性や参加意識を取り上げてはと思いますが、教育委員長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

消防団は地域防災の基礎的組織であり、安心、安全な市民生活を根底で支える存在としまして地域の期待も極めて高く、組織や活動の一層の充実が求められております。しかし、御指摘のとおり、全国的な消防団の状況は消防署など常備消防の拡充や就業構造の変化等に伴い、団員の減少や高齢化、サラリーマン団員の増加など、消防力低下が懸念される事態が年々進行しており、地域防災上の大きな課題として取り上げられております。

こうした中での本市の消防団であります。平成17年4月1日現在で団員数は816名であり、10年前との比較では2人増、プラス0.2パーセントであります。全国的に団員減少に歯どめがかからず、県全体ではここ10年間で2,279人、7.8パーセントの減少であります。本市では毎年ほぼ同数の団員数を維持してきました。

また、団員の年齢に関しては、平成17年4月1日現在の本市消防団の平均年齢は31.5歳でありまして、国の37.6歳、県の33.8歳を大きく下回っており、団員の新陳代謝が円滑に進んできたことを示しております。

次に、サラリーマン団員の割合でございますけれども、本市消防団では88.5パーセントに達してございまして、国の69.8パーセント、県の77.5パーセントをかなり上回る数値となっております。しかし、これは本市消防団が消防活動に必要な人員の確保と消防力維持に必要な団員の新陳代謝などを図るために、地域在住のサラリーマンに積極的に入団勧誘を行ってきた結果ととらえております。

次に、自主防災組織についてでございますが、現在市内には24の自主防災組織があり、世帯数は2,303で、組織率は18.1パーセントとなっております。島地区や末広町などで地域防災への取り組みが行われておりますので、これらの地区の組織化の支援に努めるとともに、未組織の地区については災害時の助け合いや地域の基礎的防災組織の必要性への理解を推進し、組織化を促進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市役所の職員による消防団結成についてでございますが、本市では従来から職員に地域活動への積極的な参加を呼びかけており、現在も多く市の職員が消防団員として活動しております。今後におきましても、職員による消防団の結成ではなく、地域消防団への入団を積極的に勧め、地域消防力の維持に資したいと考えているところであります。

次に、本市の女性団員についてでございます。

現在、消防団音楽隊で10名が活動しており、演奏活動のほか、心肺蘇生法など応急処置の指導も行うなど、積極的に団活動に参画していただいております。女性団員の活動は、団活動の幅を広げ、団員の士気高揚や団の活性化の面で効果を上げており、今後においてもこれらの拡大を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、大規模災害を想定した訓練についてでございます。

本市は、防災訓練を毎年市内各地区を巡回する形で開催しておりますが、ここ数年は地震による大規模な被災を想定した訓練内容を多く取り入れております。また、水害に備えた水防工法訓練は、寒河江川の河川敷において数種類の水防工法を多数の団員が実際に手がける方法で実施しております。今後は消防団

の動員力の多さを有効を発揮する訓練の工夫や迅速な初動態勢の整備等により、大規模災害に備えたいと
思っているところであります。

次に、災害時における個人情報の活用等について申しあげたいと思います。

最近起きた国内の大規模災害の被害状況を見ますと、犠牲者の多くが高齢者で占められたことなどから、
高齢者や障害者など災害時に一定の支援が必要な災害時要援護者と言われる方々への支援体制の整備が課
題となっております。災害時要援護者の避難にあつては、近隣での助け合いなど身近な人々の支援が大切
であり、迅速な避難の実現には平常時から要援護者に関する情報収集と共有化による対象者の把握などが
重要となります。本市では、これまでのところひとり暮らし高齢者の救急発生時の緊急連絡先に関する情
報について、本人同意のもと西村山広域行政事務組合消防本部と共有しておりますが、今後は災害時の避
難支援に必要な個人情報の共有化の拡大を図っていきたいと考えておるところであります。

私の方からは以上であります。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 学校教育における地域防災、消防団に対する理解を促進する、その対応についてお答えいたします。

消防団の果たす役割の重要性や地域防災、消防団に対する理解の必要性については十分認識しております。そこで学校教育における具体的な学習について申し上げますと、小学校2年生の生活科の学習の中では、地域のさまざまな施設をめぐりながら、例えば小型積載ポンプ車などを見学し、その役割を学習する活動を行っています。3年生にあつては、「私たちの町」の単元において防火に関するさまざまな施設や役割を学ぶとともに、4年生では「安全な暮らし」の単元の中で、広域消防署と消防団それぞれの働きや役割分担などを学習し、社会の仕組みを学んでおります。

また、すべての小中学校で実施しております避難訓練や市の防災訓練への参加などを通して、非常時における自分たちの対応の仕方を学ぶとともに、消防活動についても体験などを通して学習しております。こうした社会の仕組みの中における消防団の重要性とともに、最終的には子供たち一人一人が社会の一員として果たすべき役割を自覚して、勇気を持って行動したり、互いに助け合ったり、社会に奉仕したりすることができる人間の育成を図ることが大切だと思います。

これまでも、道徳の時間や総合的な学習の時間などに、安全を守るために日夜命をかけて尽くしている消防団の方々の姿を見たり、これらの方々を実際に授業にお招きして具体的な話を聞いたり、その考え方に触れたりする学習活動を展開してまいりました。今後も地域学習や道徳教育等の学習活動を活用し、社会の仕組みへの理解に努め、地域への理解を深めながら、地域消防団活動についてもその役割と重要性について学習を深めること、それが結果的に子供たちが将来消防団に参加したいという意識が高まっていくよう進めてまいりたいと、このように考えています。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 1問に対する答弁をいただきました。私の考えていることをもう少し理解を深めていただく意味で、2問に入らせていただきます。

このたび消防団について質問させていただきましたが、通常の火災などに対する対応というのは常備消防、すなわち寒河江の場合は広域消防本部の対応で十分ではないかなというふうには思っておりますし、あそこで時たま見せていただく訓練の状況なんか見ると、暑いにつけ、寒いにつけああして頑張っておられる、本当に仕事とはいえ大変御苦労さまだなというふうには思っておりますけれども、先ほど来申しあげておりますとおり、やっぱり消防団の本当の必要性というのは、大規模災害時における活動というものが一番大切な部分というか、重要な部分になってくるのではないかなというふうなことでこのたび質問をさせていただきました。

当然市長も御案内だと思いますけれども、近いところでは阪神・淡路とかあるいは平成16年度の台風、あるいは新潟の中越地震等々、本当に自らも被災されているにもかかわらず、ああいった災害活動に従事される消防団の活躍というのは本当にすばらしいものがあつたのではないかと。また、被災された方々からすれば、地元の顔見知りの人間から救助活動をしていただけるといのは、本当に心強いのではないかなというふうには思いますし、そうした場合の対応というのが一番大切な部分というふうなことで、あえて取り上げさせていただきました。

周りの状況というか、団員を取り巻く環境も非常にいろいろ変わっていく中で、サラリーマン団員の増加等々もあり、そしてまた一番肝心かなめなのはやっぱり消防団に対する意識の希薄化というか、1問でも申しあげましたが、特に若い人たちは何で消防に入らなくちゃいけないのかという、あるいは先輩方が培ってこられた自分の地元は自分で守るんだという意識がだんだん遠のいてしまって、その辺が現在の大きな問題点になっているのではないかなというふうには思います。そんな意味合いで大規模災害というふうなものを想定した場合の常備消防、あるいは関係団体との役割分担的なものも視野に入れた中での対応を検討しておくべきではないかなというふうには私は思います。市長の御所見があれば伺いたいというふうには思います。

それから、昼間の消防力の解消策の一つというふうなことで、市役所の職員による消防団の設置あるいは消防団に対する積極的な参加という提言を申しあげました。私の調べた資料によりますと、職員の年齢構成を見ると、40歳以下の職員数、男子だけで85名ぐらいいらっしゃるようです。寒河江の消防団の第7分団が50名、第8分団が62名、こういう数字の構成を見ると、85名という数字は相当な戦力ではないかなというふうには思いますんで、あえて提言をさせていただきました。

そして、また一方では行革やら第5次振興計画やら、市民に理解を求めながら大きな施策として進めていかななくてはいけないという状況の中なので、職員の心意気というものを全面に出していただくことが、さまざまな施策を実行する上でも、そしてまた消防力の解消等々にもつながるのではないかなというふうには思います。

市長は、新たな設置というよりも消防団に対する参加に力を入れるという意味の答弁だったと思います。ぜひその辺は、ここにいらっしゃる幹部の方々はほとんど理解していらっしゃると思いますが、特に若手の職員の方々に浸透するように、ぜひとも対応を考えていただきたいもんだというふうには思います。

そして、またきのうの山新にも載ってございましたけれども、消防庁から公共的な職業につく人たちが消

防団に入りやすい環境を整えるよう要請したという旨の記事も掲載されておりますので、あわせてそういった部分も検討していただきたいというふうに思います。

女性団員の勧誘についても申しあげました。これは私が申しあげんとするのは、やっぱり大規模災害を想定した場合というようなことで、けがをされた方々の手当てやら、あるいはひとり暮らしの高齢者宅とかそういったものの防火訪問等々は、女性のきめ細やかな接し方というのは非常にいいのではないかなというふうに思いますんで、あわせて検討をお願いしたいというふうに思います。

IT関連に関しては、前向きな対応を検討していただけるようでございますんで、ぜひスピーディーに進むことを期待をしたいというふうに思います。

最後に、教育委員長の答弁をいただきました。今議会は、教育委員長の出番が多くて大変だろうというふうに思いますが、ことは本当に暑い夏だったわけですけれども、夏の甲子園すばらしいさわやかな風が吹き荒れました。ハンカチ王子に代表されるような、とにかく7日間で990球ですか、投じて、本当に早稲田の悲願である全国優勝に貢献した。また、決勝戦なんか見るとまことに感動する。決勝戦に限らず今回の試合は本当に劇的な逆転劇が多いという、高校生のどこにあれだけのパワーが秘められているのかなというふうに私も感じながら、若干学生時代野球をかじったもんですから、技術だけあるいは練習の量だけであれだけの試合運びができるのかなというふうに感嘆しました。

先週だったと思いますが、日大山形の我が寒河江市の荒木監督率いるベスト8に導いたテレビをやっておりました。荒木監督の指導方針というか、前後際断という言葉を使っておりました。きょう1日を精いっぱいやるんだという意味の言葉なわけですが、その後の説明として、人間性の悪い子は土壇場の試合では力を発揮できない。全国の古豪との差はそこにあるんだというようなことで、あいさつから始まり私生活に対する徹底度合いというようなことをかなり強調した中でテレビ放映がなされておりました。

当然のことながら、消防団に関することも人間性あるいは道德教育の一環というようなことになるわけですから、もろもろ課題がある中で、そしてまた子供たちも大変だろうなというふうには思いますが、ぜひこういったものには時間を割いていただいて、これまで以上の教育方針に加えていただきたいというようなことを思うわけです。

以上、申しあげた点について御答弁をいただければということで、第2問にさせていただきます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えします。

消防団に加入すること、あるいは消防団という組織の中に入るということにおきましては、これは防災活動に従事するという崇高な活動に、あるいは奉仕的な活動に入るとことはもちろんでございますけれども、私はそれも大切なことでございますけれども、いわゆる団員として、人間的にいわゆる成長するにおきましては、非常にいい活動であり組織だろうと、このように思っております。と申しますのは、いわゆる団に入ることによって、いわゆるその中での規律とか指揮命令系統とかあるいは訓練の厳しさとかあるいは団結力とかそういうものを私は学んでいくだろうと、このように思っておりますし、そういう中で愛郷心、いわゆる自分のふるさとを自分たちで守っていこうというような気持ちを養っていくということにつながっておるものと、このように思っていますし、それからまた地域力といいますか、地域力の向上ということに対しましては、大きな貢献をしているだろうと、このように思っております。

それにおきましても、消防団に若い方たちが、多くの方たちが積極的に加入していただいて、自分たちの地域を、ふるさとを、そしてまた市民の安全を確保していくという気持ちになっていただきたいもんだと。あるいは自分たちの人格の陶冶という意味におきましても、私は必要なことだろうと、このように思っております。

それで、常備消防との関係もありましたけれども、組織分担というような話が出ましたけれども、やはり専門的な知識なりを持ってありますところの常備消防とお互いに協力し合って連携を深める中で、消防力を強化していくというようなことは私は必要だろうと、このように思っております。

それから、市役所の問題でございますけれども、市の職員には私は市の職員でありまして地域の職員であり、市民であるから、消防団あるいはそのほかの地域の団体には積極的に加入して地域の連携を深め、そしてまた地域の問題を理解しあるいは勉強すると。あるいは一緒に行動するというふうなことを申しあげておるところでございます。そういう中で消防団にも積極的に加入しなさい、そしてみんなと連携を保ちなさいと、そしてそういう消防団の奉仕活動というんですか、そういうものにも十分触れていきなさいということをお願いしておるところでございますので、それらが受け入れられて消防団に団員として加入しておるのが多いのじゃなからうかなと、このように思っております。

それから、女性の消防団員でございますけれども、これは先ほども申しあげましたように、拡大に努めてまいりたいと思っておりますし、また婦人消防隊といいますか、こういうのがあるわけでございますので、そちらの方の活躍といいますか、そちらの方の分野にも力を入れてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 私の方から簡単にお答え申しあげたいと思います。

子供たちの学習活動、それから学校としてのねらい、これについては先ほど第1問でお答え申しあげたとおりでございます。私自身が抜けたなと思うことが一つございます。それ子供たちの姿です。子供たちがそれをどう受け取っているか。あるいは指導する教師の姿勢、この2点で私この仕事につかせてもらう前に地域の学校にかかわった経験がありますので、小学校です。御紹介しながら、私完全なデータ持っていませんけれども、課長は持っているかもしれませんが、恐らくほかの学校も同じような取り組みをしているんだろうと思います。

子供たちは、広域消防の職員で救急車を運転している方をお招きして1時間の授業を受けていました。5年生でしたけれども、非常に真剣に話を聞いていまして、そして消防士の職員の方が病人の家まで向かうとき、あるいは病院に向かうとき一番困るのは何だと、車なんですよと、一刻でも一分でも早く、一秒でも早く着きたいんです。ところがなかなかそれができないという状況もあるんですという話をして、しかも一生懸命やっているその姿に目を輝かせて聞いている。その姿を私は1時間見学することができました。

そのあと先生とお話ししたんですが、ここまで持ってくるときは、ただ講師を選んでお願いして来てください、お話ししてください、お任せしますというんじゃないんです。学校としてのねらいは何なのか、それから今まで子供たちにどういう学習活動をしてきたのか、こういったことを先ほど申しあげたような活動の中身とそれからねらいを受けながら、きちっと講師の先生と2時間ないし3時間打ち合わせしたそのエキスが45分の授業と、こういうふうに私は受け取ってきました。大変すばらしいことだなと。私たち小学生のころにはちょっとなかったような状況だろうと。これが、みんなで子供たちを育てていく姿なんだなというふうに私は受け取ってまいりました。

以上、お答え申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 市長には、殊のほか消防団の行事には顔を出していただいておりますし、中身に関しては十分理解をいただいているもんだと思いますので、これ以上申しあげると同じことを言うなというふうに言われそうなので、私の申しあげたことが一日も早く実現されることを期待をしたいというふうに思います。

最後に、これは通告にございませんので、答弁は結構でございますが、寒河江市消防団の士気、結束を高めるといふ消防団の団旗が大分疲れておるようでございますので、当然演習等々で市長も御案内だというふうに思いますが、なるべく早い対応を御検討いただきますように御提言申しあげまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

佐藤陽子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号9番、10番について、15番佐藤陽子議員。

〔15番 佐藤陽子議員 登壇〕

○佐藤陽子議員 私は、日本共産党と市民を代表し、通告してあるテーマについて順次質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、障害者自立支援法について、この制度の改善を心から願っている障害者やその家族、施設関係者の声を代表し、障害者が健常者とともに安心して生活できる制度となるよう、改善や提言を含めまして、以下市長の考えを伺いたいと思います。

障害者自立支援法は、昨年10月の臨時国会において自民、公明が数を力に成立させた法案で、障害者の自立を支援するどころか、自立を阻害する制度だと関係者の間からは大きな不満の声が上がっています。ことし4月から施行され、障害者の施設利用やサービス利用には介護保険と同じように1割の利用料負担が課せられ、施設利用をあきらめなければならない人が出るおそれさえあります。施設にしても報酬単価が引き下げられ、月額単価だったものが日割り単価とされたため、施設への収入が激減し、施設の存続が危ぶまれる状態に追い込まれています。

私は、4月実施を目前にしたことし3月議会の一般質問で、障害者自立支援法について市長の考え方を伺いました。しかし、この時点ではサービス利用に対する1割負担が先行して進められたということだけで、新体系への移行について国の方針が定まっておらず、納得できる答弁は得られませんでした。ことしの10月からは新体系への本格実施に入り、障害の程度に応じたサービスが提供されることから、その判定をする障害程度区分認定の審査会が行われていることと思います。どのような方法で審査し、どのような進捗状況かお伺いいたします。

次に、4月から実施された障害者自立支援法はこれまでの支援費制度と異なり、在宅で介護サービスを受けたり、授産施設へ通ったりしている障害者から1割の利用料を徴収するというものです。これまでの支援費制度ではサービスを利用しても所得に応じて負担をする応能負担でしたが、応益負担となった自立支援法では障害が重く、たくさんのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、必要なサービスが受けられないとか、作業所などに通うほとんどの人が無料で通えたものが最低でも1万5千円から2万円、昼食費を含めれば約3万円もの負担をしなければならないというものです。利用者からは、施設での工賃よりも利用料の方が高くなる、何のために仕事をしているのかわからないと働く意欲をなくしたり、施設に来なくなる人も出てくると言われています。

また、障害者を受け入れている施設側も職員の報酬を引き下げたり、リストラしなければならない状況になっており、悪くすれば運営できなくなるかもしれないといった深刻な状況が出ています。4月から施行された障害者自立支援法のもと、障害者や家族、福祉施設はどのような状態になっているのか。これからの支援法にどのようなことを望んでいるのか実態を調査し、必要なサービスが受けられない、施設運営ができなくなるといった事態を防がなければならないと思いますが、実態調査に対する市長の考えを伺います。

次に、新体系への移行について伺います。

自立支援法では、これまでの障害者施設や福祉施設はサービスを提供する事業者に移行しなければなら

ないとなっています。これまで法人格のある施設や事業所は国の基準による支援費と利用者の負担金、自治体の補助、自主事業による収益などで運営してきましたが、新しい制度ではどんなサービスを提供する事業者になるかを選択し、5年間の間に新しい制度に移行して、利用者との利用契約を結び事業していくというものです。寒河江市には法人格を有する二つの知的障害者施設と精神障害者の福祉ホーム、無認可の精神障害者小規模作業所、知的障害者の小規模作業所があります。これらの施設や作業所が新しい体系の事業者に移行していくには、第1に法人格を有しなければならないこと、さらに職員の資格や人数、利用者の確保など難しい要件があり、新しい体系に移行することはなかなか大変なようです。

さらに、新しい体系に移行した後の施設の運営は報酬単価がぐんと引き下げられ、国が試算した1カ月の報酬になるには、契約した利用者が全員一日も休まずに利用してくれなければ、その額にならないというもので、運営を継続させていくには当然利益の上がる事業と組み合わせるとか、働いている職員の人件費や待遇を落とさざるを得ないことになるでしょう。そうした不安や悩みを抱えている施設は、新体系への移行をどのように考えているのか、それを行政としてどのような支援をしていく考えか伺います。

また、新体系ではこれまで実施されてきた18歳以上の知的障害者のデイサービスや18歳未満障害児の一時預かりなどの事業がなくなります。いずれも障害者やその家族にとっては利用度の高い必要な事業ですので、自治体が実施主体となる地域活動支援事業などの中で継続させるべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、小規模作業所の存続について伺います。

寒河江市には無認可の小規模作業所が2カ所あり、国や県、自治体などの支援を得て細々と活動を続けています。これらの作業所は障害を持つ子供の親たちが自らの力で立ち上げたもので、障害者やその家族のよりどころとなっています。しかし、これらの小規模作業所が自立支援法のサービス給付事業になるには幾つものハードルがあり、これを乗り越えることは容易なことではありません。国ではこれら無認可の小規模作業所は自治体が実施主体となる地域活動支援センターに移行することができると思いますが、基礎的な財源を地方自治体の補助金としていることから、自治体の独自財源で見なければならないこととなります。

しかし、地域活動支援センターに移行できなかった作業所には、国庫補助金として出されていた110万円が打ち切られ、作業所の存続が危ぶまれる状態です。小規模作業所は障害者にとっては社会参加の窓口であり、生きる支えとなっている施設であり、家族にとってもかけがえのない存在と思います。市長は小規模作業所の存続についてどのように考え、どのようにしようとしておられるのか伺います。

次に、障害者の就労支援と小規模作業所などへの自治体の仕事発注について伺います。

新しい自立支援法では、障害者の自立と就労移行に対する支援を上げています。訓練等給付事業では自立や就労のための訓練をして、その効果があり、就労実績を上げた事業所には補助金などの加算があることになっていますが、障害者が仕事につき自立することは目標に掲げてはいても現実には厳しく、この制度も受け皿の整備をしないまま、法律だけが先行してつくられたと言っても過言ではありません。障害者の法定雇用率は2パーセントになっているそうですが、自治体が率先して障害者を雇用するとともに、ハローワークなどとも連携して各企業に対する障害者の雇用が実効あるものにしていく必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

また、小規模作業所は仕事を確保することが難しいと言われていています。障害の区分によっても適、不適があるのですが、公園の草取りなど行政の仕事の一部を回すことなども検討してみるべきだと思います。

が、市長の考えを伺います。

次に、福祉施設や作業所などへの財政支援と利用者の利用料負担軽減について伺います。

これまで述べてきましたように、障害者自立支援法は国がお題目として掲げている障害者が、将来とも人としての尊厳が保たれ、自立した生活を支援する制度とは決まっていなないと思われまます。市長は、3月議会での私の質問に対し、障害者が自立した日常生活を営むために受ける支援を益、すなわち利益を得ることとは考えないと答弁されました。しかし、障害者の置かれている現状を見たときに、必要なサービスをお金で買う仕組みになっており、お金がなければ必要なサービスも受けられないこととなります。障害者が必要なサービスが受けられるよう、自治体独自の支援が必要になっています。制度の改定により小規模作業所などでは1年で300万から400万円減額になる施設や約1千万円の減額になる施設が出るなど、施設の存続が危ぶまれる状態にあります。

市長は3月議会での私の質問に、寒河江市独自の減額や免除の制度をつくる考えはないと答弁されております。しかし、全国各地で障害者やその家族、施設関係者から制度の見直しや利用料の減免などを求める声起きており、ホームヘルプを利用している住民税非課税世帯の障害者の利用料を3パーセントにするとか、精神障害者の通院医療費の無料化を継続するなど、自治体によってさまざまな軽減措置をとっています。寒河江市においても、住民税非課税世帯に属する障害者を対象に通所施設、ショートステイ、ホームヘルプの利用料について5パーセントに負担を軽減すること、社会福祉法人の減免制度を実施する施設に対して減免分を補助すること、新体系に移行できない小規模作業所が事業を継続できるように財政支援をすることなどの支援をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、寒河江市教育振興計画について教育委員長にお伺いいたします。

一昨年12月議会の一般質問で、与党議員の中学校給食についての質問に対し、市長は教育全般についての検討の中で十分に検討してもらおうよう教育委員会に要請すると答弁されてから1年半を経過し、今教育委員会では教育振興計画を策定するための検討が行われています。私をはじめ中学校給食の一日も早い実現を望んでいる市民にとって、教育振興計画の審議会でのどのような審議がされるのか、大変関心を持って見守ってきました。この間教育振興計画審議会の人選や審議の仕方などについてもお尋ねをしてきましたが、中学校給食については食育について検討する中で審議していくとの答弁でした。

審議の方法は、教育委員会の原案に対して検討してもらおうというもので、議会にも教育委員会の原案が示されました。いのちと心を育む食育を推進するまちづくりと題した項には、学校における食育の具体的な取り組みが取り上げられています。その中に希望者に対する弁当販売方式の検討（中学校）となっています。食育として検討すべき項目の中に弁当販売方式が上げられていることに何か異質なものを感じました。検討素案としてなぜこのような1項が上げられたのか、弁当販売方式とはどのような内容なのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、10月からの新体系サービス利用に係る障害程度区分認定の審査方法や進捗状況についての御質問がありました。

御案内のとおり、障害程度区分の認定は、市で設置した障害程度区分判定審査会での判定結果に基づいて行われるものでありまして、審査会の委員には障害福祉に精通した人として作業療法士2名、理学療法士2名、精神保健福祉士1名、計5名の方を委嘱しております。審査会におきましては、1次判定のための106項目の調査結果と、担当医師の医師意見書及び特記事項調査票をもとに、対象者ごとに区分1から区分6までの障害程度を審査判定していただいているところであります。

次に、審査の進捗状況でございますけれども、審査会はこれまでに3回開催されて、法改正によりすぐに判定を必要とする在宅障害者分28件中14件の審査判定が終了しており、残りの14件については今月中に開催する審査会で判定していただく予定であります。その後順次施設に入所している障害者の分を審査判定していただく予定でございます。

次に、障害者や家族、福祉施設に対する実態調査を行うことについての御質問がありました。

障害者自立支援法に基づく、障害保険サービスの本格的な施行が10月以降とされていることから、今後の施設の動向などまだまだ不確実な分もありますが、これまでの障害福祉サービスの利用相談時や家族会との懇談や福祉施設からの情報提供などによりまして、それぞれの実態等についてはできるだけ把握するように努めておりますので、実態調査まで考えてはいないところであります。

なお、障害者自立支援法では低所得者の方に対する各種の負担軽減措置も講じられており、必要な自立支援事業等のサービスについては引き続き利用されているところであります。

次に、市内の福祉施設においては新体系への移行をどのように考えているかと、それにまた行政としてどう考えているかというような御質問でございますが、市内の福祉施設としては御案内のように、寒河江共育成園とさくらんぼ共生園の2施設があります。両施設とも法定施設であり、生活保護や就労継続支援事業などの新体系サービスへの移行につきましては、今後5年間の間に新体系に移行するものとなっているところであります。

障害者自立支援法におきまして、自立支援給付事業並びに地域生活支援事業が法定化され、各施設におきましては新しいサービスに移行するための国の設置基準を満たす施設整備と、利用者の定員などの要件が求められております。新体系への移行につきましては、今年度策定を予定しております寒河江市障害福祉計画の中で福祉サービスの内容と目標数値を定め、スムーズな移行を支援していきたいと考えております。

なお、障害福祉サービスの中の一部事業が9月末で廃止になり、10月から地域生活支援事業の中の事業メニューに移行するものにつきましては、今回の補正予算に計上させていただき、福祉サービスの継続に支障のないようにしているところであります。

次に、市内の小規模作業所の存続についてどう考えているかという御質問がありました。

御案内のとおり、現在市内の小規模作業所としましては、西村山共同作業所、さくらんぼ作業所、らっふるの3施設がございます。障害者自立支援法において従来の作業所において行われていた通所作業につ

いては、法の改正によりまして、地域生活支援事業として市町村が実施主体となりました。ただし、市が全部または一部を他に委託できることとなっております。従いまして、実施主体は市になりますが、従来どおり市内の3事業所に委託していきたいと考えております。受託を受ける事業所においては、利用人員により職員配置などの設置基準を満たす必要がありますので、現在既存の市内3小規模作業所と家族会で受託できるかどうかを検討中であるものと考えております。

次に、障害者の雇用についてでございます。

各企業における障害者雇用の促進のため、市としましては求人企業の面接などのときに手話通訳者の派遣を行っております。また、ハローワークなどの関係機関と連携を密にして、積極的に障害者雇用の企業開拓を行っているところであります。今後は障害者自立支援法による就労支援のための障害者試行雇用制度、試しの雇用制度や職場適応支援制度など、障害者雇用に係る各種制度を積極的に活用すべきものと考えておるところであります。

次に、公園の草取りなどの仕事を回すことはどうかというふうな御質問がありました。

公園の草取りを含めた維持管理につきましては、基本的には地域住民の手で行うこととして御協力をお願いしております。部分的には委託している場所もありますが、障害者にとって適した業務であるのか考えなければならないところであります。いずれにいたしましても、障害の特性を考慮し、適した業務の選択を行わなければならないことから、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、福祉施設や小規模作業所などの利用者の利用料負担軽減と、小規模作業所への財政支援についてどう考えているかと御質問がございました。

障害者自立支援法におきましては、利用者の自己負担が生じてまいりましたが、所得区分に応じて月ごとの利用者負担に上限額を設けております。また、低所得者に対する個別減免など、各種の負担軽減措置が講じられており、市独自の財政支援は考えていないところであります。

また、社会福祉法人減免を実施する施設に対する補助とのことでありますけれども、施設利用時における負担軽減につきましては、制度的な公費助成が用意されておりますので、これも市独自に補助することは考えていないところであります。

さらに、小規模作業所への財政支援のことでありますが、今申しあげましたように、市内の3小規模作業所が市からの委託を受けられる作業所に移行できるか、移行できれば財政の支援ではなく、法によって委託料として事業費が支払われることとなります。

また、従来どおりの法の縛りを受けない、いわゆる無認可の作業所として継続ということになりますれば、その財政支援のあり方につきましては、県をも含めた中での今後の検討課題となるものでございます。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 寒河江市教育振興計画についてお答えいたします。

まず、初めに希望者に対する弁当販売方式の検討を寒河江市教育振興計画の素案にのせた理由、考え方等についての御質問がございましたが、これらのことにつきましては今議会9月4日に石川忠義議員にお答えしたとおりであり、中学校給食についての基本的な考え方につきましては今も変わっておりません。すなわちすべての家庭において食の大切さを考えて、それを実践し、豊かな食習慣を確立する中で、子供たち家族の食育を高めていくことを基本的な考えとしており、今後とも家庭、学校、地域がそれぞれ連携し合っって食の大切を学び、食に関して体験する場や機会を広げていくことが重要だと、このように考えております。

しかしながら、家庭の事情や家族の入院など不測の事態によって、一時的にどうしても弁当を持っていくことができない状態になることも考えられます。そうした場合でも、生徒が安心して通学できるようにするための一つの方策として、このたび希望者に対する民間活用による弁当販売方式の検討を教育振興計画の素案に盛り込んだところでございます。

次に、弁当販売方式とはどういうことを想定しているのかという御質問ですが、具体的な実施方法については子供たちの食育が高められるよう、先進事例などを研究しながら今後十分に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、量的にも栄養のバランスの面においても中学生期の発達段階に応じた食事を選び、規則正しくとることやクラスの中で級友とともに楽しく食べることの大切さを学ぶなど、食育が推進されるようにすることが大事であると、このように考えています。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、自立支援法によって事業からなくなってしまいう18歳以上のデイサービスとか一時預かり事業などについては、今回の補正予算に組んで引き続きサービスが低下しないようにするというようなことがありましたので、それについては非常によかったなというふうに思っております。

それから、新体系の中には介護給付事業とかそれから訓練給付事業という個別給付事業のほかに、市町村が実施主体となる地域活動支援事業というのがありますけれども、この事業の中にはどのようなものが入ってくるのかということでお聞きをしたいと思います。

以前は、手話通訳ですとか相談事業とか紙おむつ事業とか移動支援事業というような、これは市の自主事業としてあったわけですが、こういうものが入ってくるのかどうか。こういうものが入ってきた場合、引き続き利用料を取らないで継続していくのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、小規模作業所の存続についてですが、これは地域生活支援事業の中に三つの施設に委託をする考えだというふうな市長の考えがありましたけれども、そうなってくれば引き続き継続できるんだらうというふうに思いますけれども、地域生活支援事業というのは自治体の実施主体ということで、国の方では地方交付税の中にその財源を入れてくるからというようなことのように思いますが、しかしこれは非常に不透明な部分がありまして、その予算が入ってくるかどうかということもわからないわけです。これは一般財源から出さなければならないというふうなことになると思うんですけれども、そうすると非常に不安定な財源だということで、寒河江市の都合によっては委託費を下げたたりとかいろいろなことが起きるというふうに思うんですけれども、これを今まで小規模作業所が継続してきたサービスを落とさないで継続できるような支援をする必要があると思いますけれども、その確認があるのかどうか、それをお伺いしたいというふうに思います。

それから、住民税非課税世帯に対する利用料の5パーセント軽減についてですが、9月4日の山新に山形市が独自減免制度を実施するという記事が出ておりました。これは低所得者に対して利用料負担の軽減を図ることなんですけれども、制度上低所得1、2の方に対しては、月額負担上限があるわけですが、低所得1の場合は1万5千円まで、低所得2の場合には2万4,600円までという負担上限があるんですけれども、これを半分、半減する、そして3年間の経過措置にするということがあったわけですが、それも社会福祉法人の施設を利用している、社会福祉法人の軽減制度に該当する人というふうな要件になっているようです。

これは制度実施の理由として、低所得者層のサービス利用の低下を防ぐ、それと施設の経営の安定化を図ることが目的に上げられております。また、今通所している在宅の方の負担が非常に大きくなっているんです。ですから、その負担を軽減するという目的、それから通所施設利用者の月額利用料というのは平均で11万円程度だそうです。ですけれども、低所得1の人は軽減措置に該当するだけけれども、2の人は社会福祉法人の減免制度の恩恵を受けることができない、そのために独自の軽減措置をとるのだというふうなことを言っております。ですから、これは利用者にとっても、また施設側にとっても非常に恩恵を受けられる制度だというふうに思うわけです。

寒河江市の場合は、自立支援法に該当する障害者は施設サービス、それから在宅のサービスを合わせますと184名ほどいるというふうに伺っておりますけれども、この中で低所得1と低所得2に該当する人が110名前後いるんです。約6割の方は低所得層に当たるんです。ですから、これらの人たちが利用料の負担が重くなって利用ができなくなるというようなことはあってはならないこととありますし、また利用者が少なくなるということは、すなわち施設経営側の運営にも非常に大きく影響するというようなことがある

わけですから、ぜひこれは再度軽減措置というものを考慮していただきたいというふうに思いますけれども、改めて市長の考え方を伺いたいと思います。

それから、弁当販売方式に対する考え方を伺いました。中学校給食をすすめる会を初め、市民の皆さん方が検討委員会に対しては給食の是非も含めて十分な検討をされるんであるというふうな期待を持っていたわけですが、教育委員会が出した素案を見ますと、弁当販売方式と一言書いてあるだけということで、私たちは非常に驚きました。何かごまかされたなという感じをしたんです。今まで教育委員会は一貫して手づくりの弁当が一番いいんだと、家庭と子供たちの心をつなぐ最もよい方法だというふうなことを主張してこられたわけですが、それが弁当販売方式ということを書かれたということは、これまでの主張と矛盾するのではないかというふうに思うんです。これは弁当販売方式というのは業者がつくる弁当でありまして、いわばコンビニ弁当を学校の中で販売することと同じではないかと私は思うんですが、食育との関係、これどういうことなのかお聞きをしたいと思うんです。

教育委員会では、何らかの理由で弁当を持ってこれない子供たちのために、業者のつくった弁当を販売するというふうに言っていますけれども、中学校給食を求めているお母さんたちというのは、子供たちに本当にバランスのとれた、そして温かい給食、弁当だけでは補えないものを給食の中で実施してほしいと、そういう考え方のもとに中学校給食というのを求めてきたわけですが、ただ単にそのときに弁当がつかれなかったから業者の弁当を買って、学校の中でそれを販売するというようなことを望んでいたわけではないわけです。

私は、この弁当販売方式というのがどういうものなのかということで、インターネットで検索をしてみたんですが、これは神奈川県内の幾つかの市でこういうことをやっているようです。藤沢市とか平塚市、それから秦野市ですか、そういうところでは弁当販売方式というのを取り入れているようですが、弁当代が350円から400円、1食です。これ利用率を見ますと、高いところで8.5パーセント、あとは2.8パーセントとか5パーセントとか、いずれも1割にも満たない利用率です。ということは、これは生徒たちに魅力がない方式だと言わざるを得ないと思います。

やっぱり、お母さんたちの書き込みなんか見ますと、完全給食といいますが、ちゃんとした給食を望む声が非常に大きいんです。私9月1日の教育懇談会にも参加しまして、いろいろな意見を聞いてきたんですが、その中で食育についての意見が殺到しました。教育委員会はミルク給食でいいんだと言っているけれども、それはだれがいいと言ったのかというようなことですか、市民の意見を無視するんですかというような意見ですとか、さまざまな意見が出されましたけれども、このような意見を教育委員会はどのように反映されるのか。振興計画の場には、報告書を出して成案化のときにそれを教育委員会の中で検討するというような発言をされたというふうに思いますけれども、これらの意見が反映されるのかどうか伺いたいと思います。

以上、2問といたします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、今回の新法に移行するということになりましたので、これは大きくわけて自立支援給付事業というのと、地域生活支援事業というふうに大きく分けられるようになっていくと思っております。そういう中で地域生活支援事業でございますが、行政で行う分野とそれから小規模作業所で行ってきた分野、いわゆる今度は支援センターというように切りかえになるわけでございますけれども、そこで行う分野と、こういうふうにあるかと思えます。その具体的な支援内容につきましては、担当の方から申しあげたいと思えます。

それから、小規模作業所へ移行するということになりますと、これは市の方で事業主体ということに考えるわけでございますけれども、ただそれにつきましては受託を受ける方の事業所におきまして、いろいろ今検討されておるということは、先ほどの答弁でも申しあげたとおりでございます。いわゆる職員の配置とかあるいは設置基準というものを満たすかどうか、それから3事業所においてどういう対応をしていくかということにつきましては、今後相手側でも十分協議なされておるようでございますので、それらによって市の対応というものも違ってくるわけでございます。市が事業主体になるということになりますれば、交付税の中にそれが盛られてくるのでなからうかと、こういう御懸念のようでございますが、非常に交付税制度というのは、御案内のように非常に難しい内容でございます。交付税の中に措置されておるとあるいは交付税の中で見ておるからと、こう言われましても、どの程度見ておるのかというようなことは非常にわかりにくいわけでございますけれども、十分精査といいますが、勉強をしてどの程度盛っておるのかというようなことを、交付税の一般財源の中に盛り込んでおるのかというようなことを見定めて、市となった場合の対応というものを考えてまいりたいと、このように思えます。

それから、サービスを受ける場合に利用者負担額が所得の階層によりましていろいろ出てくるのじゃなからうかなと、こういうことで、これに対して市としての補助といいますが、助成というものを考えないのかというようなことにつきましては、第1問でも答弁申しあげたとおりでございますので、それにより御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 地域生活支援事業の具体的な内容につきましての御質問でしたので、お答え申し上げます。

地域生活支援事業の内容といたしましては、大きく五つございますが、障害者の生活を支える相談支援事業、それから手話通訳者などの設置と派遣のコミュニケーション支援の事業、それから重度身体障害者の移送などの移動支援事業、それから障害者の生活用品を支援する日常生活用具等の給付事業、そしてもう一つが創作的活動、生産活動の機会を提供する地域活動支援センター事業、先ほど市長から答弁ありました小規模作業所がこれに該当してまいります。その五つの事業が地域生活支援事業の大きな柱になっております。

その中で、先ほど質問ありました具体的な部分の手話通訳者の派遣などはこれからも利用者の負担はなしで継続する事業ですし、紙おむつ支給なども継続した事業となります。ただ、日常生活用具の給付事業などにつきましては、補装具の支給と同じように利用者の1割負担はあるわけでございますが、上限の設定と減免などで対応するというようなこととなります。

具体的な事業の内容は以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 私の方から、まず最初の方お答え申し上げたいと思います。

食育に関する中で、給食問題を教育振興計画を策定する中で考えていきたいということは再三お答え申し上げてきたとおりであります。このたび、その考えに立って素案を御提示申し上げたというふうになるかと思えます。先ほど来このことについてはお答え申し上げたとおり、基本的にはそのとおりであります。

素案の中の総則で、基本的な物の考え方を示しておりますし、食育の項で家庭における食育、それから学校を舞台とした活動の中での食育、こうあってほしい、こうありたい、こうあるのが姿だろうということを一人一人に語りかけていく素案として作成したところであります。ぜひ御理解いただきたいと思えますし、なお今後についてはお尋ねも幾つかありましたので、担当の方から答えさせます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 教育振興計画に対する市民の意見の反映について、お答えを申し上げます。

9月1日に教育座談会を開催しましたが、その中で出された御意見、御提言は教育振興計画の検討委員会に提示して、その議論を深めてまいりたいというように考えております。検討委員会での議論を踏まえながら教育委員会として最終的にまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤陽子議員。

○佐藤陽子議員 小規模作業所の存続についてですけれども、小規模作業所側がどういうふうな考え方をしているのかによって違ってくるんだというような市長の考え方のようでしたけれども、小規模作業所が新しい体系に移行していくというのは、先ほども申しあげましたけれども、法人格をとったり、さまざまな要件をクリアしなければ移行できないということがあるわけです。ですから、この中には指導員の資格を取らなければいけないということとか、それから人数の問題、そこに通ってくる人数を確保できるかというような問題もありますし、それから作業所の場所をもう少し広げなきゃだめだというようなこととか、いろいろあると思うんです。

だから、そういうさまざまなクリアしなければならない問題を抱えているために、施設側ではなかなか踏ん切れなくしているんだというふうに私たちお話を聞いてきたんですけれども、寒河江市内の福祉施設ずっと私たち共産党の議員団として回っているいろいろな話を聞いてきたんですけれども、その中でさまざまな悩みが出されたわけです。ですから、それをクリアしなければ、なかなか新しい制度には移っていけないという問題があると思います。

ですから、こういう問題を抱えている施設側と行政が一緒のテーブルに着いて、こうするにはどうすればいいのかと、市の方ではこれだけの支援ができますよというような率直な意見を交わしながら、小規模作業所が存続できるような支援を、具体的な支援をしていくべきだというふうに思います。

予算の関係なんかもあって、なかなか小規模作業所の方ではクリアできないでいるところがたくさんあると思うんですけれども、それをぜひ同じテーブルで話し合いをして進めていただきたいと思うんです。でないと、作業所は作業所の考えだからというふうな作業所任せにしておくということでは、やっぱり寒河江市のそういう福祉というのは後退するばかりですし、利用者にとっても大変不幸なことだというふうに思います。ですから、これはぜひ同じテーブルの上で話し合いをして、できるだけの支援をしていただきたいというふうにお願いをいたします。そのことについてお考えを伺いたいと思います。

それから、給食についてですけれども、検討委員会に教育座談会が出た話を報告して、その中で検討してもらおうというふうなことがあったわけですが、教育委員会というのはそもそも子供たちの環境を整備して、どううまく教育ができるかという、そういう環境を整備するのが一番の仕事ではないかというふうに思うんです。これまで給食に関する議論はさまざま行ってきました。教育委員会は一貫して給食についてはすと言わない、弁当方式だというふうなことをずっと言い続けてきたわけです。

教育委員会の考え方というものは、変わりはないのだろうというふうに理解しますけれども、でも給食を実施してきている他の市町村、松戸市なんかもそうなんですけれども、最初は非常に反対なんかもあってなかなか実現しなかった。でもやっぱりこれは民意を優先する、民意が大事だということで、民意を反映させて給食をずっと実施してきているわけです。

教育委員会が、自分たちの考え方をどこまでも押し通してしないというふうな態度というのは、これは民意を尊重しない、そして民主主義を踏みにじる、そういう考え方ではないかと思うんです。

○新宮征一議長 佐藤議員に申しあげます。

残り時間5分を切りましたので、簡潔に願います。

○佐藤陽子議員 ですから、素案にのせられている弁当販売方式というのを変えて、中学校給食の検討をするというふうになるのかどうか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今の小規模作業所が、新しい制度の中で地域生活支援センターというものに移行するか、あるいは従来のままの無認可ということでもいいのかというようなことが問われるわけですが、これやっぱり今やっている方々、事業者の方々の意向というものを十分これは聞いてみなくちゃならないわけございまして、そしてそのままでもいいときにはこれまでのような補助を受けると、あるいはそれをどうしたいかとかというようなことになるんだろうし、移行した場合にはどの程度のあるいはどの種類の整備体制というようなものが必要なのかというようなことは、これは事業所の方もいろいろ考えておるだろうし、ですから今家族会、保護者会というようなものとの協議中だろうと思っております。

行政としましては、十分それらの話し合いに乗っていく、相談に応じてあるいは指導を申しあげるといふことはやっていることございまして、これからもやることにはやぶさかではございません。

平成18年9月第3回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 御質問の趣旨が検討委員会にかかわってまいりますので、担当の教育長の方からお答え申し上げます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 お答えいたします。

食育を高めるような取り組みということで、委員長の方からお答えを申しあげておりますけれども、そのとおりでありまして、これまでずっと議論をしておりますし、この議会の中では教育委員会の考え方を御答弁申しあげてきたところであります。

今回素案を作成するにあたりまして、教育委員会の中で議論をしまして、寒河江市の教育を進める場合は、やはりこれまで教育委員会が考えてきた家庭での弁当を中心にした食育を進めていくことがよりいいのではないかとということで、今回の素案になったということでもあります。やはり一時きりの問題ではなくて、過去、現在、未来と、うまく循環をしながら、それぞれ高めていく教育をしていく必要があるという考え方でありまして、従って、これまで主張してきたことをかたくなに通してきたということではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

そして、さまざまな御意見いただいております。これにつきましては、今ちょうど素案を検討委員会の方に諮問をいたしまして、検討を進めてもらっている最中でございます。これまで3回の検討委員会を開催しまして、検討を進めてもらっているところでございますので、これまで検討委員会以外のところでいただいた市民の皆さんの御意見というものは、この検討委員会の方にお伝えをしまして、そして検討する際の参考にしていただくと、こういうことになろうかと思っております。

先ほど課長の方からも申しあげましたように、検討委員会の検討の中でまとめたものを教育委員会にいただきまして、最終的には教育委員会で振興計画を成案化してまいりたいと、このように考えております。

いずれにしまして、弁当販売方式につきましても具体的な内容はこれからですけれども……（終了の合図）

○新宮征一議長 所定の時間になりましたので、答弁を打ち切ります。

松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号11番、12番、13番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 私は、日本共産党を代表し、多くの市民の意見や要望をもとに、以下通告順に従って質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を期待するものです。

最初に、通告番号11番、環境保全対策について伺います。

農業の担い手不足と後継者不足、農地の耕作放棄地の増加などが急速に進み、集落の維持すら困難な事態も危惧されてきています。さらに、農業の危機は食糧自給率の低下だけではなく、地域経済と国土環境の破壊など、住民の生活基盤にも深刻な影響が出始めています。

この危機的状況の中で、農水省は戦後家族経営を基本にしてきた農業政策を見直し、新基本計画を来年度から実施するとしています。新たな経営安定対策は、品目横断的対策、米政策改革の推進を中心に、施策を集中させ、力強い農業を目指すとしていますが、基本要件を満たす経営が極めて少なく、簡単にふえない現実や集落での説明会においても、将来の農業ビジョンが見えないなどの怒りの声も上がっております。

農水省は、これらの声に柔軟に対応する施策として、農地・水・環境保全向上対策を含め、3本柱をセットで導入を図ろうとしております。農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水などの資源を将来にわたり適切に保全し、質的向上を図るとしており、集落など一定のまとまりを持った地域の活動組織を支援するとしております。特に農振農用地の地域振興策として、農水省は地域での取り組みを積極的に奨励しています。これまで本市においても来年度導入に向け、新対策3本柱をセットに、趣旨説明会や集落座談会を開催し、できるだけ早い時期に活動組織を立ち上げるよう指導を行ってきました。

ところが、農地・水・環境保全向上対策は、地域の集落営農の組織化や環境保全での共同化を進める手段として、地域リーダーなどからは一番期待されています。しかし、当局の態度は当初の説明から1歩も2歩も後退し、最近の説明会では施策の説明もあいまいなままに終わっております。そのためほかの二つの施策に対しても農家の関心が薄く、集落営農組織づくりも困難な状況となってきております。

以上のことを踏まえて市長に伺います。最初に、今年4月から実施計画をもとに基礎部分と誘導部分の活動を実施してきていますが、これまでの活動状況と実験をどう見ているのか伺いたいと思います。

二つ目は、地域環境保全向上活動の具体的な指導は、だれがどのように進めてきたのか伺いたいと思います。

3点目、国の平成19年度概算要求に向けて、県は各市町村に対し実施要望集落の取りまとめを7月26日まで集約しましたが、本市では未提出であったと聞いております。なぜ提出しなかったのか、その理由を具体的に伺いたいと思います。

4点目、来年度の本格導入に向け、第2次の取りまとめを10月をめどに行おうとしていますが、この施策を希望するか否かは手挙げ方式であり、農家、地域活動団体などの具体的な周知をどう進めるのか伺いたいと思います。

最後に、今後地域集落での合意形成に向けて努力し、協定が整った場合、寒河江市は国で言う手挙げ方式ですべて受け入れをするのか伺いたいと思います。

以上5点について市長の見解を伺います。

次に、農地情報システムの導入について伺います。

地域全体で、生産を維持するために知恵や工夫を生かし、多様な協働を発展させることを目標に、農用地利用改善組合を組織化し、現在は集落営農に取り組む話し合いが行われております。将来望ましい農業を構築するために、認定農業者、集落営農での農地集積を加速させることが喫緊の課題の一つとなっております。これらに取り組む話し合いの中で、だれがどこの農地を管理しているのが見えない。また、農道や水路などの施設も会議などでは確認できない。せいぜいあっても地籍図程度で確認作業などでは時間がかかり、現場は大変大混乱しています。全国的には農地、農家などの情報を管理するために電子化による農地情報システムを導入し、農地集積をはじめ集団転作や農地の資源管理など、情報の効率的、効果的な管理運営を行っております。

寒河江市においても、円滑な農地集積、農地の資源管理と農業者の支援などを効率的に行うために、農地地図情報システムを導入し、環境整備を進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、放課後児童対策と支援について伺います。

今日、働くことと子育ての両立を願う親たちがふえ続けています。また、核家族化の中で都市的な考え方や子供たちの遊び場や地域での近隣とのかかわりなど、地域環境が大きく変貌する中で、働く両親にとって小学校に入った我が子の放課後の生活を心配する声は切実なものになっております。

今や、社会的にも必要性が確固としたものになっている学童保育ですが、いまだ法的には位置づけられていないために、指導員に対する待遇改善や社会保障制度は、その学童クラブの運営委員会任せになっているのが現状であります。そのために指導員の社会保障制度は学童クラブの人数などによりまちまちであります。指導員が安心して働ける職場環境を整えるために、すべての学童クラブに対して指導員の社会保険や雇用保険、退職金制度への加入のための財政的支援をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、学童保育連絡協議会の組織化について伺います。

1人の指導員から、児童の対応で悩む、気楽に相談できる場がほしいとの声。先輩の指導員から、以前は指導員、保護者を含めた学童連絡協議会があって、子供たちの様子や取り組みの交流など、それに指導員の資質の向上、専門性の習得、自己研さんの場として幅の広い交流があったと聞いている。ぜひ必要だとの復活を望む声が指導員や保護者からも出ております。行政としても学童クラブ間の相互の調整なども必要であると思います。これらの声に耳を傾け、学童保育連絡協議会の再興に向けて支援をしていくべきと考えますが、市長の考え方を伺います。

次に、小規模学校区への学童クラブ設置に向けての考え方について伺います。

寒河江市の17年度国勢調査速報によると、1世帯人員も3.46と核家族化が進んでおります。また、子育てをしている家庭では30代の女性は4人に3人が働いており、子供の年齢が上がるごとに共稼ぎ家庭が多くなり、さらに職場の就労形態も多様化してきています。そのために保護者は経済的な支援だけでなく、どこに住んでいても働きながら安心して放課後も児童を預かってもらえる居場所を求める保護者が本市でも多くなってきています。

小規模学校区であるしらいわ保育所の保護者などから、学童クラブの設置を求める切実な声が上がっております。6月議会で同僚の佐藤暘子議員の質問に、今後学校関係者と地元の関係者と話し合いを持ちながら対応を考えていくとしています。現在地域として一定の人数は確保できる状況にありますが、まだまだ放課後児童対策事業としての学童クラブの運営や事業、指導員の確保など理解が不十分であることから、

学童クラブ設置に向けて指導と助言を含めて、来年4月の開設に向けて具体的に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育行政について教育委員長に伺います。

私たちの食生活は、幼年期の食生活に生涯左右されるほど大きな影響を受けています。その点で学校給食はいつの時代でも大きな影響力となってあらわれることから、食の安全性、特色ある給食づくりと食育指導の定着化が求められています。

農水省は、学校給食に地場農産物を取り入れるべき指導をし、それに栄養教諭の制度化で食農教育を進め、食と農の乖離を改める方向を示しています。その一つとして、学校給食で郷土に根づいた料理を食べることは、郷土への関心を高め、地場産業や地域農業について学ぶ場として位置づけています。

同じように学校給食は生きた教材であり、各学校の栄養教師、調理師は給食を通して授業と結びつけ、食生活の大切さを指導できる環境にあります。ところが、一番身近にいて、その立場を利用できない学校関係者が多いのではないかと考えております。

また、一方で進めようとしている学校給食の調理業務の民間委託化は、食材のコスト削減や人件費の削減などを優先し、児童との触れ合い、地域との交流が希薄になるのではないかと考えられます。

そこで伺いますが、学校での食の指導は学校給食を生きた教材として活用することと、食に関する専門家である栄養職員、調理師の積極的な参画、協力が必要であります。縦割りの教育行政の中で、学校給食を含めた食生活の指導と体制はどのようになっているのか伺いたいと思います。

次に、寒河江市行財政改革大綱の中で、学校給食の調理業務は民間委託にゆだねた方が効率的で高いサービスが提供できるとしていますが、学校給食での高いサービスとは何を根拠にしているのか具体的に伺いたいと思います。

次に、寒河江市は食育基本法を推進する傍らで、学校給食の調理業務の民間委託を来年度から実施しようとしていますが、給食指導や食の教育、それに地産地消などの取り組みと大きく矛盾するのではないかと思います。民間委託を中止し、給食での食育を充実させていくべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

最後に、保護者や住民、労働組合などが反対したにもかかわらず、寒河江市は強行に柴橋小学校の学校給食の調理業務を民間委託しました。それ以降柴橋小学校へ栄養職員を配置をしていますが、なぜ柴橋小学校に栄養職員を配置してきたのか、その理由を伺いたいと思います。

以上、4点について教育委員長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、環境保全型農業を後押ししますところの農地・水・環境保全向上対策の具体化に向けての考え方でございます。

農地・水・環境保全向上対策は、食糧の安定供給や多面的機能発揮の基礎となる農地・水・農村環境の良好な保全と質の向上を図るため、地域振興対策として支援する制度とされています。

また、農地、農業用水等の農業資源の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を具体的、総合的に推進するもので、平成19年度から本格実施されることになっております。

そうということで、1点目のモデル実験事業のこれまでの活動状況と延べ人数、また今後予定される活動についてであります。本年度山形県においては県内の22地区、17市町村においてモデル実験事業が実施されており、本市においては御案内のように、寒河江北部地区、二ノ堰の鹿島、石持地区などの田畑50.7ヘクタール、それから高松西部地区ということで、高松堰の清助新田地区の田畑47.2ヘクタールの2地区、合計97.9ヘクタールの田畑において事業を実施しております。

これまでの活動状況につきましては、2地区とも農地・水・環境向上活動として用水路の土砂ばらいをはじめ、定期的な見回りによる農道、水路など、土地改良施設の点検、小学生によるところの農道及び水路沿いの清掃活動を実施してございまして、活動への参加延べ人員につきましては、寒河江北部が1,067名、高松西部が1,173名となっております。

今後予定される活動につきましては、用排水路の目地それからクラックなどの補修、そして農道の敷き砂利、それから舗装の部分補修、水門の補修の実施でございます。また、農村環境向上活動として、景観形成のため集落内を流れる用排水路の清掃、二の堰親水公園、下谷沢下沼公園などへの花の苗木の植栽、小学生対象による用排水路等にいる生物の生息調査などの活動を計画しております。これらの活動への参加予定延べ人数は寒河江北部が350名、高松西部が650名の参加を予定しております。

また、現在までの環境保全向上活動の問題点と評価につきましては、山形県におきまして8月上旬にモデル事業の実施地区を対象に事業実施状況等の中間打ち合わせを行っており、問題点と評価等については、本市のみならず、県内及び全国のモデル実験事業の実施結果をもとに行われるものと考えております。

次に、国の平成19年度概算要求におきまして、県は各市町村に対して実施要望集落を取りまとめ、御指摘のように7月26日まで集約しておるわけでございますけれども、本市では未提出となっておりますが、その理由についてのお尋ねがありました。また、第2次の取りまとめを10月をめどに行うとしておりますが、今後集落での合意形成に向けて作業をどのように進めていくかについても御質問あったわけでございますけれども、これからのまちづくりとは自主性、独自性が求められており、ボランティア活動やグラウンドワークを推進し、市民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、市民参加による協働のまちづくりをさらに進めていく必要があると考えているところであります。

このようなことから、農地・水・環境保全向上対策で取り組む水路や農道等の草刈り、水路の泥上げ及び景観形成のための集落内の清掃や景観作物の植栽などのソフト的な事業は、現在地元集落並びに関係農家及び水路、農道等の施設管理組合が主体となって、グラウンドワークにより自ら実施していただい

り、本市が目指す協働のまちづくりの観点からも本市になじまないものと考え、7月の提出は見送ったところであります。

しかしながら、助成金の使途について農道や水路等、農業基盤施設の改修、整備等のハード的な事業に使用できないか、国の意向を見ながら10月の第2次の取りまとめに向けて今後検討をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、今後集落での合意形成に向けてどのように進めていくのかについてでございますが、今後については国の意向を見ながら、本事業への本市の対応を考慮したいと考えているところから、土地改良区、農協等関係機関と協議検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次は、農地の情報システムの導入についての御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、現在の農業を取り巻く情勢は、農業経営者の高齢化、後継者不足、米価の下落など大変厳しい状況にあり、将来とも本市農業を維持発展させていくためには、担い手の育成及び農地集積等による団地化の促進や作業効率の向上による生産コストの低減などを促進していくことが重要であると考えております。これら団地化の促進や新たな集落営農組織の立ち上げ、いわゆるエリアの検討など、課題整理のためにも農地の地図データというものをベースにして、耕作者など土地の基本状況を一元的に管理するところの地図情報システムの構築というものは必要と考えておるところであります。この地図情報システムにつきましては、寒河江川土地改良区が補助事業により導入し、保有管理しており、現在このシステムの農地の地図情報を利用して、JAさがえなど関係機関が持っているお互いの情報を結合し、それぞれの機関が農業振興施策に向けた取り組みに活用している状況であります。

また、県、市町関係団体等で組織する広域農業活性化センターでは、専門部会としまして、地図情報システム運用部会を設置いたしまして、今後の地図情報データの活用方策の検討や地域営農推進と個人情報保護法との調整及び先進事例の調査研究を行っているところであります。このようなことから、農地の情報システムにつきましては、個人情報の保護に十分留意しながら、寒河江川土地改良区が所有する地図情報システムを効率的、有効的に活用していくことが望ましいのではないかと考えております。

次に、放課後児童対策と支援等についての質問がございましたので、お答え申し上げます。

本市の学童保育は、市が各運営委員会に委託する方式で運営しており、市の委託料と保護者の保育料で賄われております。御案内かと思えます。委託料につきましては、年間の開所時間をもとに算出した指導員の報酬と、施設の維持管理費などを含め、市の実施要綱に定める児童数に応じた基準額により各クラブの委託料を算出しており、入所児童数や施設の設置形態によるクラブの運営に均衡を欠くことのないように配慮しているところでございます。

学童保育所の指導員の福利厚生など待遇についてでございますが、現在の状況を見ますと、五つの学童クラブのうち、四つのクラブでは既に雇用保険、社会保険に加入しており、残りの一つも加入の準備を進めているようであります。また、退職積立金についても三つのクラブが既に中小企業退職金制度に加入しており、一つのクラブは自主的に積み立てを実施し、もう一つについては今後の課題として考えておるようであります。従いまして、指導員の待遇については、基本的には各運営委員会が各学童クラブの財政事情や、今後のクラブ運営の見通しなどを考慮しながら対応していただくものと考えております。

なお、現在の状況は各クラブとも情報交換などを通じて、待遇の改善が図られ、同じような環境のもと、子供たちの育成指導に取り組まれていると理解しているところであります。

次に、学童保育連絡協議会についての御質問がありました。

学童保育連絡協議会は、各学童保育の運営委員会で組織する任意団体であります。平成11年3月に当時設置済みだった南部小学区、中部小学区、それから寒河江小学区の三つのクラブで自主的に協議会を設立し、各学童クラブの情報交換や講演会を開催されておりました。また、学童まつりを実施し、市民に対する広報活動などを行っております。その後西根小学区、柴橋小学区にも学童クラブが設置され、市民にも広く学童保育に対する認識が広がったことなどを受け、平成17年3月に所期の目的が達成されたということから、発展的に解散しております。

本市としましては、連絡協議会にかわるものとして、市内全部の学童クラブの会長、指導員、事務局などを対象としましたところの研修会や意見交換会を開催してきております。さらに、学童まつりの開催についても引き続き支援を行っており、学童保育所連絡協議会の機能は果たされていると考えておるところであります。

今後新たな課題が生じ、各学童クラブから組織化の機運が盛り上がった場合は、自主性というものを尊重しながら、適切な指導と連携を図ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、小規模学区の学童保育所設置についてどのように考えているかというような御質問がございました。白岩小学校区への学童保育所設置についてだと思えます。

さきの6月定例会においても答弁申し上げたとおり、昨年度学童保育所の要望があることから、学校とPTAとで具体的なニーズを把握するため、小学校児童の保護者としらいわ保育所入所児童の保護者も含めましたところの広範なアンケート調査を実施したところであります。そして、学童クラブの設置に向けていろいろ検討されたようですが、平成18年度の開設には至らなかったところであります。

しかし、アンケートの結果、今後学童クラブに入所を希望している児童がいることと、地区内のさくら団地に転居を予定している方から学童クラブの問い合わせがあり、必要性については認識しているところであります。今後学校関係者や地元の関係者とも十分話し合いを持ちながら、地区の要望にこたえてまいりたいと考えておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育行政についてお答え申し上げます。

初めに、学校における食育の推進体制についてであります。本市では市の教育研究所に食と健康に関する研修部会を設置して、定期的に研修会を開催しております。そして、各学校においてはこの成果を生かしながら、全教職員が緊密な連携のもと、それぞれの役割を担いながら、給食や総合的な学習の時間、社会科や保健体育の授業の中、あるいは全校集会、ホームルームなどで学校におけるあらゆる機会をとらえて、学校挙げての食育の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、学校給食で高いサービスとは何を指すのかという御質問にお答え申し上げます。

昨年策定いたしました行財政改革大綱においては、民間にゆだねた方が効率的で高いサービスを提供できるものは積極的に民間委託を進めるとしております。これは学校給食調理業務だけを念頭に置いたものではなく、民間委託推進の基本的な考えを示したものと、このように理解しております。

学校給食調理業務の民間委託については、現在柴橋小学校において実施しておりますが、食育の面を含め、直営で実施しているサービス内容を維持しつつ、コストを削減することを主眼としております。しかし、柴橋小の受託業者は、調理業務のほか児童との触れ合い、交流などの面において直営よりもよいものにしようと努力しております。このように委託を受けた業者がよりよいサービスを提供しようと努力することも、一般的に大綱が目指すところの民間のノウハウを生かしたサービスの向上であると、このように思っております。

次に、食育を進める一方で、効率だけを求めて民間委託を進めるのはいかがなものかという趣旨の御質問がございましたのでお答えいたします。

調理業務を委託するに際しましては、衛生面に配慮しながら、決められた献立に基づき、決められた時間までに調理するということはもちろんのこと、食育上非常に重要な部分であります日常的な児童との触れ合いや交流、教職員との連携、さらには学校行事への参加などを通じた保護者や地域とのかかわりなどの面についても十分に配慮するよう、契約書の中できちっと位置づけてまいりたいと考えております。

また、学校、業者及び教育委員会の3者による業務連絡調整会議を定期的に開催し、常に密接な連携を図り、学校給食の円滑な運営に努めてまいります。こうしたことについては柴橋小学校においてこれまでも実践してきたことであり、20年間にわたる調理業務の委託において事故や運営上の問題もなく、保護者、学校、地域からは受け入れられ、定着しているという実績がございます。このようなことから学校がねらいとしている食育の面においても、十分に達成できると考えておるところです。

次に、柴橋小学校に学校栄養士を配置している理由は何かという御質問でございますが、まず学校栄養士については現在本市に3名配置されております。中学校区ごとに1名ずつ、つまり寒河江小学校、柴橋小学校及び白岩小学校にそれぞれ配置されております。各学校栄養士は、配置された学校の業務ばかりではなくて、本市の学校給食運営の全般にわたる指導助言や献立作成のほかに、担当する中学校区内の各学校における学校給食の運営や調理、衛生管理に関しての指導助言、さらには児童生徒に対する望ましい食生活についての専門的な立場からの指導などを担っていただいております。

このようなことから学校栄養士は、陵南中学校区の3校いずれにも配置が可能であり、民間委託を行ったから柴橋小学校に配置しているのではございません。今後とも3名の学校栄養士を中心に、より一層食育の充実と学校給食の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 第1問に答弁ありがとうございました。第2問に入らせていただきます。

環境保全対策の実験事業に対して、多くの市民の方々がやはりどういう事業を具体的にやっているのか、全然見えないというような話があるんです。ですから、集落の中でもどういう作業をしているんだかなという、こういう思いをみんな持っているんです。ですから、PRが行き届かない面が特にあると思うんですけれども、今後19年度から実施されるわけですが、これらのPR、やっぱり現実的な対策として今国でも方向出しているものですから、ぜひPRして、河北町なんかは広報紙一面使ってやって、そして全町挙げて対策に取り組むということでありますけれども、村山地区全体の7月26日の申し込み要望を見ますと、全体の半分ぐらいしか出ていないんです。あと庄内とか最上は80パーセントを超えているんですが、この中で何で寒河江だけがこうして、市長は前からボランティアが盛んだからということで、あとグラウンドワークで進んでいるからということでは、私には進んでいないのではないかなと思っております。

今寒河江市に入ってきて全体見ると、田んぼの周辺、田んぼの中は確かにきれいです。でもその周辺を見ますと、国道沿いから何から本当に荒廃している状況がかなり見えてきていますが、実際フラワーロードなんて花植えもやっていますけれども、ある一定の管理はしますけれども、それを超えてはなかなかやらない。実際に高屋地区あたりを見ますと、あれだけの花、フラワーロード植栽になっていますけれども、もう背丈以上の草あったときもありましたよね。本来ならグラウンドワークあるいはボランティア活動が進んでいけば、自主的にそういう行動を起こすはずなんです。それが進んでいないのが今の寒河江市の実態なんです。

ですから、こういう国の施策があるわけですから、これを活用して、たたき台を知って、いろんな景観形成からあるいは子供たちに対しての農業の姿を見てもらうということが必要なんではないかなと思っております。ですから、今回の実験事業に対しても、児童がかかわっている部分、いろいろありましたけれども、具体的にどういう作業をしているのかわかりませんが、今回の計画書も見せていただきましたけれども、基礎的な部分は農家自身が本当にやっております、現実的には、それ以外の流動部分についてはほとんど私はやっていないんじゃないかなと思っております。

ですから、あと半年間まだ実験事業あるわけですが、精度を上げてもらって、やはりよりよい制度に持っていったらもらわないと、この事業そのものが生きてこないんじゃないかなと思っております。ですから、この辺についてもう少し指導的な助言も加えて評価をよくしていただかないと、これからの政策にいろいろ問題が、制約が出てきて大変な状況になるんじゃないかなと思っております。

それと、地域での集落営農説明会は今始まっていますけれども、実際当局からは当初去年度あたりは環境保全対策があるからそれとセットでやっていくということで、かなりの強い指導があったわけですが、これ今になると全然この話ないんです。だから、みんな不思議がっているんですね、農家の人、あるいは一般の人方も全然この事業があるということはわかっていないんです。ですから、もう少し集落営農でいろんな共同体をする時期に、やはりこうした施策は私はぜひ必要だと思いますので、全市挙げて取り組むような方策を検討していただきたいと思いますが、それに対して市長は、来年度は実施計画から見ると200万ぐらいの予算つけておりますけれども、もっと増額してやっぱり全市的な波及効果を目指すべきだと思いますけれども、これについて市長から御意見を伺いたいと思います。

あと農地の地図情報システムですけれども、いろんな個人情報的な制約もありますけれども、やはり土地改良区で持っているのであれば、これをうまく活用できる方策を、運用するための委員会あたりをきちっとつくって対応していただきたいと思っております。

それから、放課後児童対策については具体的にいろいろありますけれども、ただ社会保障制度を見ますと、やっぱり少数の学区というか、これからいろいろ少数学区でもこういう問題起きてくると思うんですけれども、そういった対応に対してやっぱりある程度考慮しているとありますけれども、もう少しその辺を、さらに考慮していただいて、やっぱり支援する体制をとっていただきたいと思っております。

あと、小規模学校の白岩の学童クラブの話も、大分さくら団地が造成されたことによって、非常に関係住民から学童保育所を期待する声が相当上がっております。ですから、これも具体的に早く進めていただきたいなと思っております。そのために今年いっぱい住宅を建てて来年から学童保育所に入れたいという子供もおります。ですから、ぜひこれ具体的に進めていただきたいと思っております。

あと教育委員会の方ですけれども、学校での食育についてはある程度学校側に行って話を聞いてきました。しかし、現実的に縦割りの行政の中で、やはりある程度制約があって制約を超えられないという職員の思いがいっぱいありました。ですから、全体的に取り組んでいるんだと言いますが、私今回自治体学校、共産党の議員団で行って来たんですけれども、その中で高崎市が、この取り組みが非常に先進的な取り組みをしていました。というのは、学校職員全体が食育に関して、あるいは学校給食に対して真剣に取り組んでいるんです。そして、市長自らやはり教育予算は、全体の10パーセントを超えるぐらいの予算規模でないと、子供に対して食育に対していろんな活用できないということを言っていました。

やはり、今の寒河江市の教育予算を見ると8.9パーセントぐらいで非常に低いです。一般的に見ればこれが普通だと高崎市の市長は言っていますけれども、それ以上にやっぱり効果を上げるためにはそれぐらいの予算が必要だということでした。そして、高崎市は学校栄養職員を全校に配置して、そして全校で取り組んでいるんです。職員からあるいは栄養士からすべての職員が一団となって進めているわけです。特に感心したのは、栄養士が高崎市には53名おるんですけれども、その中で業者とあとJAとかあと農家と、いろんな連携をしてソースをつくったり、学校で使う食材をつくったり、そういう工夫までしているんです。それが本当の食育の推進ではないかと私は思っております。

だから、寒河江市でも一生懸命やっている姿はありますけれども、まだまだ十分ではないと思います。ですから、この辺もう少し周知をしてやはり広くやっぱり小学校の給食の時間わざわざあるわけですから、そういう活用の仕方です。いろいろ食育については指導できるかと思えます。その辺を今後具体的に進めていただきたいと思えますけれども、見解ありましたら、お願いしたいと思います。

あと、民間委託が進んで今柴橋小学校に栄養職員配置していますけれども、結果的に今現場を見ますと、ほかの学校との差別というか給食に対していろんな取り組みに対していろいろ問題ができないように、一つのチェック機能みたいな役割は持っているのかなと私は思っております。ですから、来年度からの民間委託を進めるわけですが、その際すべての学校にそういう形で栄養士を派遣するのかどうか伺いたいと思えます。

時間もありませんけれども、第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 農地・水・環境保全に対しましての取り組み方についての再度の質問でございますが、一つは説明会を全地区挙げてやっていないのはどうかというようなことが一つだろうと思っております。

本市におきましては、何も農地・水・保全環境というだけに限らず、寒河江の経営所得安定対策事業と申しますか、これ全体に対してどうあるべきかというようなことについての説明会というものを今年の当初に2月、3月でございますが、やったわけございまして、農地、水だけを主というようなものではございませんでして、そういう中での一つということで説明会をやっている。また、土地改良区におきまして、同種の説明会というものがやっておられるようでございます。

それから、もう一つは寒河江ではグラウンドワークと申しますか、地域を挙げてあるいは農家にかかわらず地域の方々挙げてやっていると申すところのグラウンドワークが余り進んでいないのじゃないかという御見解のようでございますけれども、私はこれまで何年来という中で、いわゆる地域のことは地域でやる、あるいは環境を守っていく、あるいは景観を大切にするという活動というのは、本当に私は全国的にもまれにないほどの進め方を私はしておるものと、このように思っておりますし、それに携わっておるところの団体も数多くありますし、市民の意識も非常に私は燃え上がっておるものという中でございます。

そういう中でございますから、改めて5年の年次事業ということで、農林水産省、国の事業としての農地・水・環境保全対策というものが、寒河江市にどうなじむのかどうかということを見きわめなくちゃならないと、このように思っておるところでございますが、モデルというものを2カ所選んでやっておるわけでございますけれども、本当に寒河江に合致するものあるいは今の寒河江になじむものかというようなことを見きわめるためにも、モデル事業をやっておるわけでございますし、その評価というものもこれから得たいと思っておるところでございます。

それから、実施計画でございますが、の計画についてのお尋ねもございましたが、モデル事業をやっておるのが18年度でございますから、それと同じ程度というようなものを19、20ということに一応踏襲するというような考え方で計上させてもらっておるわけございまして、それが全部そのとおりするか、あるいは拡大するかというようなことにつきましては、今後の問題だと、このように御理解いただきたいと、このように思います。

それから、情報システムでございますけれども、第1問で答弁申し上げましたとおり、これからはこういう情報というものを非常に生かしたところの農業と申しますか、あるいは経営というものをやっていく必要があると思っております。ですから、行政のみならず、農協であろうが、土地改良区であろうが、そういう共有をしながらこれを活用するという方向は同じだと思っております。

それから、学童保育所でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、地区内の小さい学区でありますけれども、その中での地区内の保護者等々の協議というものがどのように進んでいるかというものを、あるいは協議の前進の方向を見定めながら、19年度に向けての対応を考えてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育委員長。

残り時間を考慮の上、答弁願います。

○大谷昭男教育委員長 給食にかかわる、給食を中心とした食育、それから学校としての具体的な指導の姿ということと、将来にわたってのそれを支える栄養士の配置についてを中心とした質問と理解しました。教育長の方から答弁させます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 学校における食育の取り組みですけれども、このことについては教育振興計画の素案の中にも大きく取り上げております。成案化してきちとした計画の出た段階で、食育が高まるような取り組みをしてみたいと思っています。

学校栄養職員については、民間委託に伴ってふやしていくという考え方は今のところ持っていません。御存じのとおり、現在配置している栄養職員は県費職員でございますので、県の方では、国の方にもですけれども、食育の中心になる職員ということで、栄養教諭のことも考えておりますので、その辺のところも踏まえて今後県に要望してみたいと思っています。

以上でございます。

平成18年9月第3回定例会

散 会 午後1時42分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年9月7日(木曜日)第3回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

2番 佐藤 毅 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤 誠六	市 長	荒木 恒助	役
安孫子 勝一	収入 役	大谷 昭男	教育委員長
奥山 幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤 勝義	農業委員会会長
那須 義行	総務課 長 (併)選挙管理委員会事務局長	片桐 久志	総合政策課 長
秋場 元	総合政策課 財務室 長	菅野 英行	総合政策課 行財政改革推進室 長
尾形 清一	総合政策課 企業立地推進室 長	三瓶 正博	税務課 長
有川 洋一	市民生活課 長	浦山 邦憲	建設課 長
柏倉 隆夫	建設課 都市整備室 長	犬飼 一好	花・緑・せせらぎ推進課 長
佐藤 昭	下水道課 長	安孫子 政一	農林課 長
兼子 善男	商工観光課 長	斎藤 健一	健康福祉課 長
鈴木 英雄	会計課 長	荒川 貴久	水道事業所 長
兼子 良一	病院事務 長	芳賀 友幸	教 育 長
熊谷 英昭	学校教育課 長	菊地 宏哉	学校教育課 指導推進室 長
工藤 恒雄	生涯学習 生涯学習課 長	安孫子 雅美	監査委員
宇野 健雄	生涯学習課 監査委員 長	清野 健	農業委員会 事務局 長

○事務局職員出席者

鹿間 康	事務局 長	安食 俊博	局長 補 佐
渡辺 秀行	総務 主 査	大沼 秀彦	総務 係 長

平成18年9月第3回定例会

議事日程第4号

平成18年9月7日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は、佐藤毅議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年9月7日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	地球温暖化防止に係る二酸化炭素の削減対策と林産業振興について	二酸化炭素削減対策の現状と今後の対策について 里山、保安林など森林の整備や管理のための更なる財源確保対策について 木質固形バイオマス利活用の促進について	3番 鴨田俊廣	市長
15	教育行政について	改めて教育基本法の改正にかかわって ・市内の小中学校の通知表に「愛国心」の有無を評価する項目があるのか伺いたい ・「教育振興計画」と関連して市内の子供と父母の置かれている状況をどのように見て、振興計画の中でどのように位置づけ施策に反映させようとしているのか ・学力テストの狙いと生徒に与える影響について 防災対策と教育施設整備について ・耐震調査と耐震対策の推進について ・児童生徒に対する防災教育の推進状況について	20番 遠藤聖作	教育委員長
16	公共物の管理について	市道、林道、公園、公民館、学校体育館、野球場の管理について	14番 佐藤良一	市長 教育委員長

鴨田俊廣議員の質問

○新宮征一議長 通告番号14番について、3番鴨田俊廣議員。

〔3番 鴨田俊廣議員 登壇〕

○鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの問題に関心のある市民の意見を代表し、そして自分の考えも入れまして、以下の質問をいたします。市長の積極的な答弁を期待するものであります。

それでは、通告番号14番、地球温暖化防止に関する二酸化炭素の削減についての質問に移りたいと思います。

地球の平均気温は、ここ20年間でさらに上昇していると言われております。そして、海面上昇の問題の深刻化や日本を含め、世界各地での異常気象の報告が数を増しております。例えば台風やハリケーン等の強大化、そして記録破りの豪雨や熱波、そして大雪等々であります。これらのことで、最近の気象変動の大きさがうかがわれることとなっております。そして、これらの異常気象は、人間社会に大きな脅威になってきていることは御承知のとおりかと思えます。

この大きな原因は、産業発展に伴う石油などの化石燃料の使用増加による各種排出ガスの増大だと言われております。これが大気中に蓄積され、温室効果によって気温上昇をもたらし、地球温暖化を増進させ、結果的に異常気象を引き起こしているということであります。従いまして、この排出ガス、特にこの90パーセントを占める二酸化炭素削減については、日本を含め、世界じゅうの人間の大きな課題となってきているというわけであります。

1997年12月、京都において気候変動枠組み条約の議定書が採択されました。一般にいう京都議定書の採択であります。これによりますと、先進国に二酸化炭素など6種の温室効果ガスへの法的拘束力を持つ排出削減目標を定めております。日本は、2008年から2012年の間までに、1990年基準比で6パーセントの削減を求められております。

京都議定書の採択を受けて、国は地球温暖化対策の土台となる法律、地球温暖化対策推進法を1998年に成立いたしました。この法律は、国による温室効果ガス排出抑制のための基本方針の策定や、国と地方公共団体の排出抑制計画と経過の公表の義務づけなどを定めております。

そして、2002年3月、地球温暖化対策推進大綱を策定し、6パーセント削減するために、産業部門では7パーセント、民生部門では2パーセント、森林などによる二酸化炭素の吸収分では最大3.9パーセントの削減を提示しております。

さらに、2002年5月の地球温暖化対策推進法の改正では、京都議定書の目標達成計画の策定や温室効果ガス排出抑制のための施策などを新たに明記しております。2005年12月、この議定書が発効され、政府は法律に従い、京都議定書目標達成計画を決定し、現在温室効果ガスの削減に取り組んでいるところであります。

本県も国の方針に従って、地球温暖化対策地域推進計画を立て、2010年における温室効果ガスの排出量を1990年度に比べて7パーセント削減し、二酸化炭素においては8パーセント削減する計画を立てております。

2003年度の県内の二酸化炭素の排出量は1,037万トンで、2010年までに262万トン削減しなければならな

いこととなっております。そのうち63パーセントに相当する165万トン、森林での吸収に頼るという計算になっております。このことは、森林を健全に保全するということの意味しているものと思われま。そして、里山や保安林も地球温暖化防止、二酸化炭素削減にとって、これからますます重要視されてくるものと思っております。

地球温暖化防止問題、二酸化炭素削減問題は、当然本市の問題でもあります。本市もこの問題に対して、これからはより積極的に取り組むべきと思っております。本市の面積の50.4パーセントは森林であります。従いまして、本市も二酸化炭素の削減を図るためには、里山、保安林を含めたところの森林の整備や適正な管理を助長すべきと思っております。そして、森林整備や適正な管理の助長の必要性を市民にもっと理解を深めてもらえるように、市はこの環境問題に関する広報をもっと充実すべきと思っております。これらのことを行うことにより、本市は二酸化炭素の削減問題に積極的に取り組んでいると、市の内外にさらにアピールできるものと思っております。市民にとっても、このアピールできることは重要なことでもあります。

ところで、市はこれまで行政の立場で各種排出ガス、特に二酸化炭素の削減問題に関して少なからず関心を払い、対策に取り組んできているものと思っております。

そこで質問ですが、市はこれまでどのような取り組みを行い、これからどんな施策を考え、遂行していくつもりなのか伺いたいと思います。

市は、現在二酸化炭素削減目標値を定めてはおりません。何らかの目標値を設定して、今後取り組んでいくべきと思いますが、あわせて市長の見解をお伺いいたします。

次に、財源確保対策であります。

現在国、県ともに目標値設定して二酸化炭素の削減に取り組んでいるところですが、産業の拡大、生活様式の利便性の向上などにより、その目標達成は困難視されております。そこで、目標達成のため、国は環境税の導入を決定いたしました。これは主に化石燃料の使用に対する課税であり、税率は1炭素トン当たり2,400円であり、家計への負担も年間で2,100円が要求されております。そして、総額3,700億円が見込まれているということでもあります。

環境税は、二酸化炭素の排出量の削減を推進するばかりではなく、森林の整備、保全にも配慮したものであります。税の一部は地方に譲与される予定であります。今はどの程度の額なのか明確ではありません。当然、これから市では森林の整備が大切になってきます。そして、森林整備保全、適正な管理を助長するためには、さらなる予算が必要かと思っております。そして、さらには新しい林産業育成にももっと予算が必要になるかと思っております。従って、将来国の環境税より譲与されるであろう額と、市で計上する予算と合わせても、その要求には満たせないものと思っております。

そこで、市は市民に対して、森林整備やその保全管理は日本ばかりではなく、全地球的に公益性があることの理解を深めていただき、都市計画税に似た森林整備管理及びこれに関連する事業に執行できる独自財源を確保する対策、及び導入する対策を考えるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後になりますが、木質固形バイオマスの利活用の促進についてであります。

現在、石油の高騰が続いております。値段が1バーレル当たり70ドルを超え、さらに上昇するものと見られております。このため経済活動や、各家庭にとっても大きな影響をもたらしていることは周知の事実であります。

このような現状の中で、石油などの化石燃料の使用をできるだけ節約する省エネの研究や、代替エネルギー

ギーの実用化研究などが盛んになってまいりました。

ところで、この代替エネルギーの代表格は、バイオマスエネルギーであります。バイオマスから得られるバイオエネルギーは、再生可能エネルギーと言われております。化石燃料からバイオ燃料への転換は、石油高騰への対応や石油資源の枯渇への対策、そして地球温暖化防止への大きな手段となると指摘されております。

本県の二酸化炭素削減対策では、省エネ対策や新エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の推進などを挙げております。そして、個別対策では、バイオマスエネルギーの利活用の促進や地域の材木及び木質バイオマス利用の推進が掲げられております。本県では、新庄市などがエタノールの生産、そしてエタノール燃料によるバイオマスエネルギー振興に取り組んでおります。

本市には、このような液体バイオマス燃料の研究はありませんが、木質固形バイオマス燃料の研究、すなわち木質ペレットの研究があります。そして、木質ペレットの生産工場が既に稼働しております。木質ペレットは、灯油や軽油などにかわるものであります。これを利用することによって、そして普及することによって、将来山林の所得の向上も起こり、山林整備が進展するようになってまいりと思っております。そして、その結果、山の荒廃がとまり、山林整備が楽になり、治山治水に利することにもなってまいります。従って、木質ペレットの利活用の促進が、二酸化炭素の削減や代替エネルギーの普及、そして林業、林産業の発展にとってキーポイントになるものと思っております。

市は、これまで代替エネルギーの推進や木質バイオマスの利活用の推進では、まだまだ十分ではない面があったのではないかと思っております。今こそ国、県と同調しまして、木質固形バイオマスである木質ペレットの利用促進に大いに努力すべきと思っております。そして、本市は代替エネルギー産業の先進地であるとアピールすべきであります。木質ペレット産業は、未来産業でもあると言っても過言ではありません。以上のことから、市は木質固形バイオマスである木質ペレットの利活用と促進について、どのように考えているのかお伺いいたします。

そして、つけ加えて申し上げますと、木質ペレットの利活用促進について必要なこととは、広報、事例、そして補助制度の確立であると思っております。これらについてもどのように考えていくのか、あわせて市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

御指摘のように、地球は太陽からのエネルギーを受けまして、余分な熱を宇宙に放出することによりまして、生物生存に適した温度が保たれているものでありますが、最近の産業発展や森林開発などの人間活動の活発化により、温室効果ガスの濃度が増加したため地球からの放熱が損なわれ、温暖化が進行し、その影響があらわれてきていると言われております。

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンなど多くのものがありますが、その中で最も排出量が多いのが二酸化炭素でございます。およそ90パーセントを占めておると言われております。地球温暖化の影響としましては、海水の膨張、極地の氷の融解による海面上昇、気候メカニズムの変化による異常気象の頻発などがありまして、これまで経験したことのない大規模な干ばつや洪水の発生、砂漠化や沿岸域の水没など、甚大な自然災害を引き起こしておるところでございます。また、生態系にも変化をもたらすことから、食糧危機や生物種の絶滅、伝染病危険地帯も増加すると言われております。

これらのことから、お話がございましたが、1997年に地球温暖化防止のための国際会議が京都において開催され、先進国に対し数値目標を示し、温室効果ガスの削減が義務づけられました。我が国には、2012年までに1990年の排出量に対して6パーセントの削減が課され、これを受けた国や県における対策は、御質問にあったとおりでございます。

本市の取り組みでございますが、二酸化炭素の排出量を減らすためには生活スタイルを見直し、省資源化を進めることが重要との認識のもと、市民に対し省エネ、省資源やごみの減量化などの啓発活動を行ってきたところであります。

具体的には、省エネ推進に関するポスターの掲示やパンフレットの作成配布、それから生ごみ減量化のための電動生ごみ処理機購入補助や、家庭用コンポストのあっせんに取り組んできております。また、学校や地域の省エネ活動の事例を紹介してきており、この春には白岩小学校で学校給食の牛乳紙パックを、子供たちの手で再資源化する取り組みが行われていることを紹介したところであります。

本年3月には、フローラさがえにおきまして、「ストップ・ザ・地球温暖化」の大看板を前に啓発チラシの配布を行うとともに、衛生組合連合会の広報紙「衛連だより」を全戸配布し、「家庭でできる省エネ10カ条」と題し、具体的な省エネ活動の実践を呼びかけました。そのほかフリーマーケット開催や市報の「あげます、譲りますコーナー」を定期的に掲載してきたところであります。市役所自体といたしましても、冷暖房の温度調整、昼休みにおける不要な電灯の消灯やエコスタイルの実践などを推進しているところでありまして、市内の企業におきましては、ISO14001の認証を受け、環境改善に取り組んでいるところも増加しつつあります。今後とも市民にわかりやすい形で多様な啓発活動を行い、市民意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、削減目標値の設定についてでございますが、これを設定するということになると、まずエネルギーの使用量と温室効果ガス排出量の関係を把握し、現在の排出量を算出する必要があるわけでございますが、本市におけるエネルギーの総需要や総使用量の把握は極めて難しく、そのため温室効果ガスの排出量の算出や削減目標値の設定は困難と考えております。

目標値の設定は行いませんが、ガソリンや電気使用量の削減、ごみの減量化などを進めることが最も身近で可能な取り組みでございますので、引き続き省エネルギー運動やリサイクル推進などの教育啓発活動を推進していきたいと考えております。

次に、里山とか保安林など森林の整備にお金がかかるのではないかと、その財源確保対策についての御質問がございました。

御案内のように、森林は水資源の涵養、国土の保全のみならず、地球温暖化防止、健康づくりや憩いの場としての利用など多様化し、森林づくり活動に参加するボランティア団体も増加するなど、国民の関心も高まってきております。また、環境に配慮した木材使用の製品づくりや社会貢献活動の一環としての森林づくりなど、企業の関心も高まっております。

しかし、森林、林業、山村を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の減少、過疎化、高齢化の進行など、依然として厳しい状況にありまして、森林所有者の森林整備に対する意欲の低下などによりまして、間伐などの手入れが行き届かない森林も拡大している状況にございます。そのため市民に対し、二酸化炭素削減のための森林整備の重要性をより深く認識していただくためにも、本市は都市計画税に似た森林整備管理のための独自財源の確保対策を検討してはと、こういう御意見だったわけでございますが、現在国においては京都議定書目標達成計画に位置づけられた対策をより一層確実に実施する上で、環境税の創設に向けた具体案を検討しております。

また、山形県においては、県民みんなが安心して暮らせる緑豊かな山形を築くため、新たな財源確保対策としてやまがた緑環境税、これは仮称でございますけれども、これを創設し、来年4月の導入を目指して検討を行っているようでございます。

こうした国、県の動きに対して、市町村でも独自に法定外目的税として創設することは可能であります。創設するためにはさまざまな角度からの検討が必要であり、まずは何よりも市民のコンセンサス、合意が得られるかどうかという問題もありますので、税の創設は現段階では考えていないところであります。

次に、木質固形バイオマス利活用の促進について申し上げます。

木質固形バイオマスは、環境に優しい自然エネルギーとして注目されており、またこのバイオマスエネルギーはカーボンニュートラル、いわゆる二酸化炭素の増減に影響を与えない性質という特性を持っておりまして、地球上の二酸化炭素を増加させる石油などの化石エネルギーを代替することから、地球温暖化防止及び資源を有効利用する循環型社会形成の促進を図る上で、重要な役割を担っていると考えております。御案内のとおりでございます。

このようなことから、本市では県及び関係機関と連携しながら、バイオマスエネルギーの利用拡大に向けたパンフレットの配布などによる普及啓発活動並びに市役所の2階ロビーにペレットストーブを実験的に設けまして、ペレットストーブなどの利活用の推進に向けた取り組みを行ってきたところであります。

また、木質固形バイオマスの利活用普及促進に、県と連携した補助制度の確立についてでございますけれども、木質バイオマスの利用拡大を推進するための補助制度については、現在県の補助事業でありますところの山形県木質バイオマス利用拡大支援事業があるわけでございます。御案内かと思えますけれども、その内容は、市町村の公共施設にペレットストーブなどを設置した場合、及びペレットストーブを居宅、事務所などに設置した場合、県は予算の範囲内で当該市町村に補助金を交付するというものでございます。本市としましては、この補助制度を有効活用した市の補助制度の創設について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。若干の補足をしながら、第2問に移りたいと思います。

環境問題、特にこの地球温暖化問題など、我々の寒河江市みたいな地方の都市において、これを考えるということは非常に問題意識というものが沸かない、薄いのかなと、このように思っているところでございます。地球規模のことをこの小さい寒河江市でこのような議論をしても、何か的外れな感じがしないでもなかったということが、この質問書を書いて思ったことでした。しかしながら、異常気象が多発している現在、この地球温暖化問題に無関心ではいられないと、このように思ったもので、このことを質問したところでございました。

この地球温暖化問題を解決するに100年、200年の期間が必要なのかなと。しかし、今この問題に取り組んでいかないと、きっと将来の人類に禍根を残すのかなと、このように思ったところでした。いわゆるグローバルに考えてローカルに行動すると、そのようなものの典型的な問題なのかなと、このように思った次第でした。

二酸化炭素を削減させるには、身近なところではどんなことをするのかと。先ほど市長がさまざまに御回答くださったようなところでございます。石油など化石燃料をとにかく使わないで省エネをすると。もう一つは、使用源、吸収源をふやすか維持をすると、そういうことでございます。山は森林を育て、里は果樹園を育て、そして海はきれいにしてサンゴをふやすと、そのような取り組みが目に見える取り組みだろうと思っております。

こんなことを申しても何でしょうけれども、私にとってこの削減問題は、海のものとも山のものともつかないようなものに対する挑戦かなと一人思ったものでした。でも、本当に人類一人一人の問題でありますので、取り組まざるを得ないということが真実なのかなと思っております。

環境を考えたときのキーワードということがあるそうです。3Eと3Rということでございます。あと先ほど市長がおっしゃったカーボンニュートラルということでございます。3Eとは、エコロジー、エネルギー、エコノミー、3Rとは、リデュース、リユース、リサイクルということで、リデュースというのは、みなこれにつながる問題だそうございまして、生産消費、廃棄の削減ということでございます。リユース、再利用、リサイクルは再生ということで。さっきのEというのは、エコロジーは生態系ということで、エネルギーは熱源、動力源、エコノミーは経済性ということでございます。それが絡み合って、これから環境、エンバイロメントというのですか、環境浄化にこれをもって取り組んでいくということが必要だということでございます。

丁寧に先ほど答えてくださいましたので、改めてそこを申しあげる必要はないかと思えます。今取り組んでいることをひとつ広報なり、また我々生活の中で、市が訴えていることをひとつ持続強化をお願いしたいということでございます。

CO₂削減目標値の設定ですか、さまざまなデータをとらないと、なかなかこれが設定し切れないというのが市長の今の回答でしたけども、それは寒河江市のあれではなかなか大変なのかなと思っております。大まかな計算でも構わないから、どのようなことがあるのかなということをお答え願えればなと思ったところでした。県は、先ほど言ったように大体1,037万トン、2003年中ですけれども、大体約1,000万トンというふうな排出量にしますと、人口比でも結構になると。人口比ではちょうど県の25分の1が寒河江市で

す。1,000万トンというと、40万トンが市で排出しているのかなと、このようにざっくばらんに考えたところでした。

県の環境企画課に聞いたところ、1ヘクタールでCO₂、二酸化炭素を削減する量は年40トンだそうです。40万トンを排出すると、普通100平方キロの森林が、この計算上成り立ってくると。市では70平方キロが大体あるんで、30平方キロぐらい、40万トン排出するとするとそれを全部処理するとなると足りないというような感じで、そのためには今森林とか果樹園を荒廃させない、減少させないことが大切だと、このように思っているところでございます。

今県では8パーセント削減するといっても、実際は毎年24パーセントほど排出量がふえているということでございますので、そういうふうな吸収源の対策、これは重要なことだと、このように思っているところで、ひとつ農業にも、森林の保全管理にもさらに前向きに取り組んでいただきたいと、このようにお願いするものでございます。

財源ですけども、平成16年度の決算で間伐実施推進事業で57万6,100円の決算が、17年度はちょっとまだ決算がわかりませんのであれですけども、平成18年度の予算が10万5,000円しかございません。間伐実施推進事業がいつまでやられるのかなと、大分予算が減ってきたなと思いますので、ひとつこの辺も少し目くばせしてほしいなということでございます。

もう一つ、森林整備地域活動支援事業ということをやっておられますけども、475万余りですけども、これは減っておりません。これは、何年かの計画だそうですでございますけども、聞いてみると、これもいつまで続くやらというふうな話でございましたので、ひとつできるだけこれも続けてほしいと、そういうことでございますけども、市長はどう考えているのか伺っておきたいと思えます。

今現在、間伐実施事業は西村山地方森林組合と田代山協業体に委託しているというふうな話で、森林整備地域活動支援事業は西村山地方森林組合と山形県の林業公社にお願いしているということでございます。実はこういう森林整備、やっぱりお金がないとどうしようもないんで、このようにそれぞれに予算を配付して整備をお願いしているんでしょうけども、十分なかどうか、私も実際はわかりませんけども、それなりに効果はあると思うんですけども、これから例えば林道整備なんかにつぎ込んでいくとなると、これじゃやっぱり足りないのかなと。そして、林道整備をしないとなかなか山の整備もならないということで、ひとつこのようなところもお考えいただきたいと思えます。

ここでは各財産区、三つの財産区があって、山林を所有しているものと思えますけども、そっちの財産区の山なんかはどのように整備なさっているのかなということを少し伺っておきたいと思えます。財産区に支援するには、何か法的なところで難しいとありますけども、今度市独自で何かちゃんとしたものを作って、そういうふうな里山の整備に何か目を向けていただきたいなと、このように思っているところでございます。

環境税、平成19年の1月からするというふうなことが載っておりました。1戸2,100円ということで、各家庭の負担もあるということでございます。実は2,100円の家庭のあれを地方に全額譲与すれば、各自治体にもそれなりの予算が配分されてくるのかなと。そして、こういうような林業、林産業に対する補助金もこの中から捻出できてくるのかなと、一人勝手に考えていたところでした。やっぱり環境とか地球温暖化防止、二酸化炭素削減に頑張っているというふうな姿勢を見せると、ひょっとしたらこういう環境税の配分も多く来るのかなと、これもまた勝手なことを考えていたところでした。

従って、本市の百年の計というか、気の長い人がだんだん減ってくるというような悩みもありますけれ

ども、気の長い対策になるかと思いますので、ひとつ粘り強くこういうふうな財源対策、市長にお願いしたいと思っております。

木質バイオマスの利活用促進でございますけども、木質バイオマスというのは先ほど言ったように二つありまして、固形と液体でございます。液体はメタノールを発酵させて、いわゆる木性というやつ、エタノールをつくるやつ。トウモロコシとか米とかからつくる普通の糖質バイオマスからはエタノールができる、お酒ですか、本市ではこのような液体のあれは、研究はないそうでございます、そのかわりに木質ペレットですか、固形のバイオマスが今あるわけでございます。

平成15年に設立されて、平成16年から生産を開始したというふうなことを伺っておりますけども、なかなか普及が大変だと。何せストーブが普通のよりも二、三倍高いということで、従って普及が大変だということで、何か普及のための売る制度が必要なのかなと思った次第で、このような質問をしてみたところです。家庭用にも県の補助があって、それは市でも補助をすると、それなりに半分ぐらいの補助もできるのかなと思って、でも我が市でも検討するというところでうれしかなと思ったところでした。

また、産業用ボイラーとか農業施設のボイラーということも考えられますので、そちらの方にもひとつ目を向けながら、大いにペレットを推進していただきたいなと思っております。

寒河江市には、このように林業の川上から川下まで一環した産業が今できておりますし、非常に自治体としては効率のいい木材資源の利用になっているのかなと思っております。これは、ほかの自治体には多分ないんじゃないかなということでございます。従って、アピールしろ、アピールしろと先ほど申しあげましたけれども、本当にこれは次の寒河江市の大きな特徴になっていくのかなと思っております。従って、そういう市の特徴をもっとこれから宣伝、アピールしていった方がいいんじゃないかなと、このように思っているところでございます。

農業もそうですけども、こういうふうなエコ、バイオマスは21世紀の産業だということで今宣伝されているところでございますけども、ひとつ本市の未来もかかっているのかなと、このように思っているところでございます。ぜひひとつこの振興、努力をお願いしたいと思っております。

話はちょっと変わりますけども、異常気象の話ですけども、今年は非常に雨が多かったということでございます。今年は特に災害、梅雨の災害が非常に大きいと。先日の新聞報道にも、今年の梅雨の水害被害は2,700億円、これは2004年の、おとしですか、4,560億に次ぎ、最近10年間で2番目の被害ということで、非常に水害の被害が大きくなっているということでございます。

この間村山市の富並川の事故がございました。2人の学童がお亡くなりになり、非常に気の毒に思っているところでございます。我々平和にと、そういうふうになれ親しんでおりまして、そういうことに非常に警戒が乏しくなったのかなと自戒しているところでございますけども、各市町村、自治体、財源難で治山治水がひよっとしたらおろそかになっているのかなと思っております。そういうことで、本市も葉山山系を持っているところでございますので、ちょっと気をつけてみたらいかかと、このように思っております。県は、増水懸念の河川のリストアップを行うということでございまして、本市も同調して調査を行ったらどうかと、市長の考えを伺っておきたいと思います。

以上、2問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今環境問題というのは、非常に大きな問題でございますし、そしてまた、その環境を破壊しないようにというねらいでいろいろな取り組みが全世界的に、また日本も行われておるわけでございますので、そういう中で我々はやっぱり地道に一人一人、市民一人一人が、あるいは公共団体、機関挙げて、企業も挙げて省エネということに目を向けて活動をやっけていかなければならないと、このように思っておりますし、そういう意味での省エネ対策ということが必要だろうと思っておりますし、循環型社会というものによりよく目を向ける必要があるかなと、このように思っておりますし、また一方、今言ったように、二酸化炭素をふやさないような森林資源の保存活動というものは、当然これはやっけていかなければならないと、このように思います。

それで、1問にもございましたけれども、目標値の設定と、こういうことは非常に私は難しいと、こう思います。山形県でやっているから、市でもできないはずはないと、その県の割合から申してどうだというふうなお話でございますけれども、どのように理論設定といえますか、もっていけばいいのかなというふうなことで非常に難しい問題ということでございます。

それから、間伐の関係の御質問でございますが、財源的には先ほどもお話がありましたけれども、本市の間伐実施推進事業というものを市の単独補助事業ということでやっておりまして、高松地区の森林の間伐などを実施しております。

それから、森林整備活動というものを支援するため、国庫補助事業でございますけれども、森林整備地域活動支援交付金事業というものがありますので、白岩地区、醍醐地区等の森林、約414ヘクタールほどございますけれども、その森林の現況調査、それから施行実施区域を明確にするところの測量作業、それから作業道の整備等を実施しておりますところでございます。これらの有利な事業等を十分活用しながら、西村山地方森林組合とか、あるいは県の林業公社とか、地元関係者と連携を図りながら、その森林整備に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

今、それから申しあげましたところの地域活動支援交付金事業というものは、本年度で最終年度となっておりますが、これを来年度以降も継続してもらうように国等に働きかけておるところでございます。

それから、財産区の山の整備の状況ということにつきましては、これは担当の方から申しあげたいと思います。

それから、税の創設のことでございますけれども、先ほども申しあげましたように、国においても、県においても考えておると、こういうことございまして、国の方は環境税というようなスタイル、その方に力点を置いたところの税の体系になるようでございますし、それから山形県では、いわゆる森林という面に着目したところの財源確保ということで、新たな森づくりに対する費用ということでの県民の理解をいただくと。そして、受益と負担という面からの森林環境税といえますか、それを考えておるようでございますので、それらを注目して、どのような使途を、使い道を考えておるのか、その辺も見てまいりたいと思っております。市町村に配付してよこすのか、あるいは県だけの財源として使うのか、その辺も見ておきたいと、このように思います。

それから、木質のバイオマスでございますけれども、先ほど申しあげましたように、いろいろペレット等のボイラーということでの使い道はなされておりますけれども、それ以上の普及というのが非常に拡大しない現状にあるのではないかなと、このように思います。議員の農業面の施設にそれらをうまく使うと

というようなことも一つのアイデアかなと、このように思いますけれども、今後十分関係者あたりとも話し合いをする余地があるかなと、このように思っております。

それから、水害が発生していると、それに対して治山治水の分野でどのように問題が起きるのかというような調査をしてはどうかということでございますけれども、御質問の意を受けて勉強といいますか、検討の課題とさせていただきたいと思っております。

何点かありましたけれども、以上じゃないかなと思っております。

○新宮征一議長 財務室長。

○秋場 元総合政策課財務室長 財産区による、森林の管理状況についての御質問がございました。

寒河江市には、御案内のように四つの財産区がありますが、高松、醍醐、三泉については管理組合、幸生については議会が設置されておりまして、それぞれ毎年ですけれども、維持管理経費を予算化しておりまして、その中で下刈りなどの事業を実施しておりまして、森林の保全に努めているというような状況であります。

また、市からの支援についてどうなのかということもあったかと思いますが、予算などの直接的な支援につきましては、なかなか困難な状況にありますけれども、制度的に難しいというふうなことがありますけれども、管理運営に係ります事務的な面とか、そういった面、側面からの支援等をしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 答弁ありがとうございました。

市の段階でやれるもの、やれないもの、そういうことでありましようけれども、今の分権時代とか三位一体の改革の時代とかと、こう言われております。地方でやれることは地方でということでもございましょう。ぜひいろいろ研究なされまして、もっとこれだったらやれるのかなということを見出して、さまざまな林業、林産業の活性化にひとつ取り組んでいただきたい、このように思っています。何せ未来産業でありますし、市の百年の計かもしれませんので、お願いしたいと思えます。

市民の生活向上に資するような行政を、常に心がけいただけますようお願い申しあげまして、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長 通告番号15番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある問題に関心を持っている市民を代表して、以下教育委員長に質問をいたします。

この教育基本法の改正問題については、去る6月定例議会でも行いました。しかし、十分な時間もなかったために中途半端に終わってしまいました。改めて今議会で、テーマを絞って質問をしたいと思います。

御承知のように、教育基本法の改正を目指す法案は、教育関係者からだけでなく、国民の多くから改正の問題点が指摘され、さきの国会では採決には至らず、継続審議となり、9月開会予定の臨時国会で再び審議されることになっています。自民党は、次期総裁のいすをめぐる党内で選挙戦を繰り広げていますが、その有力候補と言われている安倍官房長官は、臨時国会の最大の目玉として教育基本法の改正案を採択することだと言っているように、この問題は秋の政局の最大の焦点になろうとしています。

私は、6月定例議会の質問で、教育までが戦争遂行の道具とされた戦前の大政翼賛政治のもとの歴史の反省を踏まえ、戦後制定された現在の教育基本法、これは教育は人格の完成を目指すことを目的として行われなければならないこと。また、教育は時の権力者や特定の宗教などからの影響を排除して、直接国民に対して行われなければならないと規定した今の教育基本法のこの内容を、今変えなければならない理由は何もないのではないかと指摘をし、そのことについて教育委員会の見解を伺いました。

一方で、残念なことに現状の義務教育の実態は、教育基本法の崇高な目的からは大きく逸脱をして、国際競争力に打ち勝つ人材の育成とか、企業の求めに応じた人材の養成という方向に突き進んでいる感があります。今回自民党が提案している新しい教育基本法案についても、産業界の強い要望が背景にあると言っても過言ではないのであります。

さきに紹介しましたように、国連が1998年と2004年に行った日本の教育の現状について改善を求める二度の勧告を行っていることや、その中で日本の子供たちは、高度に競争的な教育制度のもとでストレスによって発達障害にさらされていると指摘され、日本政府に改善を求めていることをさきに紹介いたしました。

この十数年の間に政府の義務教育に関する対応は、いわゆる知識偏重からゆとり教育へ、そして今また学力重視へと二者択一的に揺れ動いてきました。その都度政府の猫の目のような教育政策に振り回されてきたのは子供たちであり、現場の教師たちであります。今ほど教育のあり方が問われているときはないと思います。そうした事情も踏まえ、6月議会の質問の継続という意味合いも含めまして、以下教育委員長に質問を行います。

一つは、最初に愛国心の有無が寒河江市内の小学校の通知表に盛り込まれているか否かについて伺います。文部科学省は、2002年の学習指導要領の改訂で、小学校6年の社会科に「我が国の歴史や伝統を大切に、国を愛する心情を育てるようにする」という目標が書き込まれました。それ以降、全国で愛国心の有無が通知表に盛り込まれるようになったのであります。

この間山形県内でも、隣の西川町や東根市など幾つかの自治体でそうした通知表の存在が明らかにされ

ています。小学校6年の子供を持つ父母にしかわからないことでもあり、通知表がどのような内容になっているか余り知られていない中で、事態が進んでいることに驚かされましたが、それにも増して通知表の内容にまで文部科学省の指導が及んでいることに愕然とします。以前担当課に伺った際は、寒河江ではそのような例はないということでしたが、この場で明確な答弁をいただきたいと思います。

二つ目は、現在策定作業中である寒河江市教育振興計画に関連して伺います。

教育委員会が策定した素案を見ると、他の自治体の策定した教育振興計画とどう異なっているのか、違いを見つけるのが難しいほど似通った部分が多くあります。また、不思議なことに共通して触れていないテーマもあります。その中の大きな問題の一つと私は考えますけれども、社会的な格差が教育に落としていく深刻な影響について、教育はどのように対応しようとしているのかについて伺いたいと思います。

私が指摘したいのは、市内の子供を持つ父母の経済状態がどうなっているのかについてであります。今年の2月の調査ですけれども、寒河江市の小中学校全体で要保護と準要保護の世帯数は177世帯となっています。これは、8年前のおよそ倍の数です。しかも、中学校の1.58倍の増加率に比べて、小学校の増加率が2.35倍であります。これは、ここ数年で急速に父母の経済環境が悪化していることを示しているものだと私は思います。多額のお金が必要な塾通いが常態化している子供がいる一方で、スポーツ少年団や部活の費用も負担し切れない子供がいるという現実を踏まえて、可能な限り教育格差が生じないように努力すべきだと考えます。

父母の経済力の格差が、子供の教育格差や学力差につながらないように、行政は細心の配慮を行うべきだと思います。こういう問題への対応こそ、教育振興計画の中できちんと位置づけて議論すべきだと思いますが、所見を伺いたいと思います。

3点目に、文部科学省が今年一部で試行し、来年から小学校6年と中学校3年の全員、約240万人を対象に学力テストを本格実施するとしている件について伺います。

この学力テストは、1961年に1度実施されました。しかし、学校間の過剰な競争をあるなどさまざまな弊害が指摘され、5年後に廃止されて今日に至っている経緯があります。今日どのような理念のもとで再び学力テストを再開しようとしているのか、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

次に、教育施設の防災対策について伺います。市内には、14の小中学校のほかに文化センターなど多くの文教施設があります。その多くが災害の際の避難施設に指定されています。

私は、以前から寒河江市の地下を走る山形盆地活断層の備えは、百年の大計をもって行うべきことを何度も提起してきました。行政のやるべきことは、活断層の調査、公共施設の耐震構造への改善、自主防災組織の組織化、個人住宅の耐震構造への助成、防災地図の作成などなど多岐にわたります。その中でもとりわけ学校は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす場所であり、早急に耐震調査を進めて、その結果を受けて耐震対策を計画的に進めるべきことを求めてきました。

教育委員会は、この間築年数の比較的古い学校を中心に耐震度優先調査を進めてきましたが、その内容と結果はどうだったのか。また、それを受けてどのような耐震対策をとられようとしているのか、計画を持っているのか伺いたいと思います。

最後に、昨日の質問と一部重複しますが、児童生徒に対する防災教育の推進状況について伺いたいと思います。

私は、きのうの答弁の中で示された、いわゆる一般的な防災教育に加えて、本市の歴史的な地形や地質、活断層の存在などについて具体的な分析を踏まえた防災教育の推進を図るべきだと考えますが、その見解

を伺います。

以上、教育委員会の誠意ある答弁を求め、第1問を終わります。

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 幾つか答弁をいただきましてありがとうございます。

通知表の問題ですけれども、事前に聞いておりました内容の答弁でありましたので、この件は……（発言する者あり）そんなのは聞かない方がよかったじゃなくて、これは公式に聞くのが大事なことであります。ただ、現実にはよその自治体ではそういうことがやられておりますので、県内でも。例えば東根などは全部の学校で、さっき教育委員長が言われたような内容ではなくて、国を愛する心情を持つようとしているかどうかというような通知表の内容になっておまして、小学校6年生にこれを求めるのはさすがに酷だということで、東根の場合は直ちに訂正になったそうですけれども、政府の首脳も国会の答弁の中で、これについては好ましくないというふうな見解が出されておりますので、恐らく全国的に改まっていこうとは思いますが。

ただ、そういうふうな教育の、いわば通知表の内容にまで文部科学省が踏み込んでこうなさいというようなひな形を提示するというような手法がいいのかどうかという問題は、引き続き今後問題にされていかなければいけないというふうに思いますので、改めてこの場で取り上げた次第であります。

それから、教育振興計画とのかかわりで、父母の経済力が非常に大変になっている父母がふえているという問題について、やっぱりもう少し振興計画の策定の中で踏み込んだ議論がなされなければいけないのではないのかというふうな気がします。それに関連して、ホームページに振興計画の審議会ですか、検討委員会の会議録が公開されておりますけれども、要約だとは思いますが、非常に議論としては深まっていないような気がします。もう少し各論にわたって踏み込んだ議論がなされないと、いわば素案に色を塗るだけというような検討委員会になってしまうのではないのかという気がします。

先日、懇談会をやった内容がどのように反映されるのかなんていう指摘もあったし、もう少しそこら辺では踏み込んだ議論が保障されるような場を設定すべきではないかというふうに思いますが、その点にかかわって、要するに経済力のなさが、例えば部活をやめる、あるいはスポーツ少年団に通えないというような子供が現にいるわけですので、こういうのを可能な限り回避していくような、子供のいろんな才能をあまねく伸ばしていくような教育が義務教育だと思いますので、そういう配慮がなされるような振興計画の策定、実のある計画の策定が必要なのではないかという意味で質問をしたわけでありまして、配慮されているという答弁だけではどうも納得できませんので、改めてこの点についての話を聞きたいと思えます。

それから、学力テストについては、40年ぶりに復活するというところで、いろんな各界各方面からいろんな意見が出ているようであります。前回の教訓を踏まえて、学校別の成績は公表しないとか、いろんなことを言っているようでありますけれども、その保障が果たしてあるのかという心配が常につきまとうんですね。結局は先生の指導力がどうのとか、子供の学力がどうのこうのとかの、いわゆる比較対象の一つの資料としてこれが使われていくのではないかという懸念が私にはあります。

これについて、それがそうはならないというような担保があるのかどうかです、伺いたいということと、それからこれはいろんなところから問題にされていきますけれども、学力を診断する際のいわゆる科目が非常に少ない、非常に偏重しているという指摘がなされています。総合的な学力を判断する材料にするのであれば、もっと多くの科目があってもいいのじゃないかとかは、学力テストの是非は別にして、こういう批

判も出ていることは事実であります。算数と国語だけですか、今のところ考えられているのはですね。そういうのではなくて、もっと総合的な学力をつけていく努力を促すような取り組みをするには、この2教科だけでは不十分なのではないかというふうな指摘もあることを、指摘をしておきたいと思います。

それから、防災対策の問題ですけれども、7校の学校について優先度調査をしたと。私もこれを見せていただきました。いや、大変な膨大な量で、各学校ごとに診断の結果が出ています。その一つの基準としてなされたのが、昭和56年以前と以後の建物の比較のようでありました。いわゆる耐震構造を強化しなさいというふうに建築基準法の改正がなされたのが昭和56年なんです。実はそれ以前と以後では非常に大きな違いがあるというふうに言われています。ですから、本当は昭和56年以前の建物について、やっぱりきちっと診断をすべきではないのかと。

ただ、寒河江の場合は学校整備が非常に進んでおりまして、早くからこれがなされておまして、それにかかる学校がどの程度あるのかちょっと私わかりませんが、現在調査した7校の中で、実は活断層の周辺にある学校というのが幾つかあるんです。陵東中学校です、それから西根小学校、それから寒河江中部小学校、それから南部小学校の4校が、いわゆる今回調査の対象になった学校の中で……寒河江小学校はそうじゃないですね、寒河江小学校はその後建てられたので、南部小学校除くですか……ということで、そうすると陵東、西根、中部ということが今回診断の優先度調査の対象になった学校に入っているわけですけれども、耐震優先度調査の資料を見せてもらった限りでは、陵東中学校が一番危ないような気がしました。相当早く建てられた学校ということもありまして、非常にいろんな意味で問題が生じているのかなというような気がしますけれども、ところが伺うところによると、優先度調査はしたけれども、耐震補強工事はめどがない、立っていないというのが今の現状だそうであります。

これでは、調査はしたけれども何もしないということにして、優先度調査は単独事業で、寒河江市単独でやったということで非常に評価されますけれども、同時に引き続き、いわゆる危険な校舎から着手して耐震構造に変えていくという取り組みがなされないと意味がないんじゃないかというふうに思います。危険はいつ来るかわかりませんし、ましてや子供が日常的に生活する場所でもありますし、そういう意味でも教育委員会の責任で、これはしっかりと計画を立てていく必要があるのではないかと思います。

もう一つは、西根小学校などは、昔沼だったところに建っている学校でありまして、大昔ですね、昔亜炭とか泥炭をとったところでもあります。メタンガスも出てくる場所もあります。非常に軟弱地盤で、タイムカプセルを私の子供たちが埋めたんですけれども、40センチも掘らないうちに水が沸き出してくるといふ場所なんですね、今西根小学校が建っている場所は。ですから、建物のほかに地盤の問題もあるということをやっぱり認識しておかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

そういう意味で、いろんな意味でも総合的な調査をやって、安心して子供たちがそこで学校生活を送れるように、そして親たちも安心して送り出せるように、あるいは万が一の災害の際の避難所として当てにできるような施設として市民に提供できるように配慮していく、そして必要な手を打っていくと。これは、やっぱり速やかにやる必要があるというふうに思います。その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、防災教育の推進については、きのう柏倉議員からもありましたけれども、同時に寒河江というまちはどういうまちなのかと。災害に強いまちなのか、それとも弱いまちなのか、あるいはこういう点を直すように行政としては努力をしているとか、していないなんていうことはないんですけども、そういう現実に子供たちが将来ここで生きていくまちに誇りが持てるような防災教育も必要なのではないかとい

うふうに思います。そういう教育システムあるいはマニュアルをつくって防災教育を推進していく必要があるし、その方がより現実味があるし、子供たちにとっても身近に感じるのではないかというふうに思います。

それから、耐震の体験をする車が県の消防ですか、にあると思うんですけども、これを計画的に各学校にローテーションで回していくような、今年醍醐小学校でやるそうですけども、計画的にこれを、寒河江の小学校全体にそれをローテーションで回していけるように、なかなか需要があって借りられないそうですけども、計画的にそういう、いわゆる地震を実体験できる非常に貴重な装置ですので、こういうものを学校に巡回させるというようなことも教育委員会の仕事の一つなのではないかなというふうに思いますが、そうした取り組みもぜひ進めていただきたいということについて見解を伺いたいと思います。

以上で第2問を終わります。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 何点が御質問ございました。子供たちの環境の問題、学力テストにかかわる、文科省で考えている学力テストですね、問題、さらには耐震にかかわっての対応、そして学校の教育活動の中における防災への指導等々でございます。いずれも非常に今後のこと、あるいは具体的な面での今後のことにかかわりますので、教育長並びに担当課長の方から答弁申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 教育振興計画の絡みについて、私の方からお答え申し上げます。

教育振興計画の素案の中には、社会の変化に対応できるようなさまざまな面からの取り組みを項目ごとに載せております。これは、主な取り組みという形で相当数入っているのではないかなと思っています。そういうものを今後の教育の中に生かしていくといったような基本的な考え方でございます。その中には行政だけではなくて、行政のほかの分野とも一体的に、またあるときは一緒になりながらやっていくといったような姿勢もお示しをしているところであります。

また、検討委員会の審議の中身については、これまで3回やってもらっていますけども、今後さらに続くわけですけども、答申の際にはこの素案というものはあくまでもたたき台なんですよということをきちんと申しあげながら検討してもらっておりますので、相当突っ込んだ審議がされるのではないかなと思っています。

さらに、ホームページ等にも載せながら、市民の声も広くいただいていくといったような姿勢をとっていますので、今のままで検討を進めてもらえれば大変ありがたいなと思っています。

以上でございます。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 じゃ、学力テストに関連したことでお答え申し上げます。

学力テストにつきましては、先ほど委員長からありましたように、前回の反省を踏まえてさまざまなことが要綱の中に載っております。その中で一つは、結局は先生の指導力がどうのこうのとか、子供の学力がどうのこうのというふうになるのではないかという御心配がございましたが、学校側のとらえとしましては、先生方のとらえとしましては、学力テストの結果があくまでも最終的な決定ではなくて、長いスパンで考えた場合に、今この子たちに何が必要なのか、あと自分の指導力で何が不足しているのか、先ほど委員長の答弁の中にありましたけども、子供たちの学力を伸ばすため並びに指導力の向上を図るための一つの資料という扱いで見えております。最終的に子供たちが社会の一員として活躍できる子供にするために、最低つけなければいけない力が確実に付いているのかどうかという素直な反省をもとに、今年度何を重点に指導しなきゃいけないのか、そういう視点でこの調査結果を活用するという方向性は今後とも同じではないかなというふうに思います。

それから、総合的な学力を図るのに国算だけではという御質問がございましたが、確かにこの点につきましても要綱の中に書いてありまして、この結果で得られるのは、あくまでも学力の一部であるということで、例えば学校が保護者に、地域に公表するなどというのは各学校の判断になるわけですが、する場合には、あくまでも学力のすべてというとらえ方ではなくて、そこに学ぶ力の中で資料を活用したり、問題を発見したりという、そういう力はどうなのだということもつけ加えながら公表しないと誤解を招きますよということも、きちんと要綱の中に示されているとおりですし、そのことはもっともだなというふうに思っておるところです。

以上です。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 校舎等の耐震化に対する問題でありますけども、委員長から答弁したとおり、今後国の制度なども活用して実施していくことが必須になると思いますので、国の制度の研究をしながら進めていきたいというふうに考えております。基本的には委員長がお答えしたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 大方方向性が出されておりますので、耐震化の問題に絞ってお伺いをしたいと思います。

何度も何度もこの耐震対策については、この議場で私は取り上げてきたいきさつがあります。9月1日は防災の日ということもあって、全国で防災対策の訓練やいろんな取り組みが行われました。その中で共通しているのは、学校がいわゆる震災や災害のときの避難所として位置づけられているということであり、ます。ですから、寒河江市でも大方の学校がそういうふうになっていて、なっていないところもありますけれども、そのためにいわゆる市民の生命、財産、あるいは子供たちの生命を守るとりでの学校という位置づけが全国でなされているんですね。それで、耐震化の取り組みが進められているということでもあります。

文部科学省も耐震化への取り組みについては、支援する制度があったというふうに私は思っていますけれども、何か新しい制度が出てくる可能性があるんでしょうか。今回以上に、今ある制度以上にそういうものがあるのかどうか伺いたいと。

ここに、政府が発表した資料がありますけれども、公立小中学校施設の耐震改修状況の調査結果というのが、今年の4月1日現在の報告書があります。山形県は全体の37番目、47都道府県のうちの37番目になっているようであり、ます。耐震化の割合は、1,710棟のうち約44%しか耐震化がなされていないという調査結果のようであり、ます。これでは、何も無いところだったら問題ないのかもしれないし、そんなに急ぐ必要もないのかもしれませんが、この寒河江は、山形盆地活断層が走っているし、先般の調査報告書の中でも、阪神大震災級あるいはそれ以上の、もし全部の断層が動いた場合は、そういう地震が発生する可能性もあるところだという報告書も、政府の地震調査研究会の報告書として出されているところであり、ます。

その近くに陵東や西根、あるいは中部などがあると。耐震化が必要な校舎が現に存在するという位置づけを、やっぱりきちっとする必要があるんじゃないかと。人ごとではないんですね、これは。ですから、教育委員会としてはそういう自覚を持って、もっと真剣にこの問題に対応していただきたいというふうに思います。そこら辺がちょっと認識がいまいちかみ合わないの、再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 全国の4月1日現在の耐震化率は54.7パーセントということで、主に東海地方の方で高く、進められているように把握しておりますけれども、国の耐震化に対する助成制度は、当初優先度調査は該当しないというようなこともありましたし、基本的な補助率は3分の1ということで出されておりますけれども、緊急5カ年計画に限って2分の1に格上げするという新しい制度なども出てきておりますので、そういう国の動向を十分に研究しながら、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、御了承をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 全国の4月1日現在の耐震化率は54.7パーセントということで、主に東海地方の方で高く、進められているように把握しておりますけれども、国の耐震化に対する助成制度は、当初優先度調査は該当しないというようなこともありましたし、基本的な補助率は3分の1ということで出されておりますけれども、緊急5カ年計画に限って2分の1に格上げするという新しい制度なども出てきておりますので、そういう国の動向を十分に研究しながら、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、御了承をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 ああ言えばこう言うで、余り実のある議論になっていないようですけども、耐震化の割合でいきますと、首都圏なんて言いましたけども、実は宮城県が74.7パーセントなんです、進んでいるのが、宮城県ですよ、お隣の。それから、福島県が50.4パーセントなんです。両隣の県がそのぐらい、秋田はどうかといたら52.3パーセント、山形県よりずっと進んでいるんです、こういう中でも。

だから、いわゆるお互い有利な資料を引っ張り出して自分の立場を合理化しようなんていう議論は、私するつもりはありませんが、今あなたたちが担当しているのは、子供たちの生命を守る、あるいは地域住民の避難所としての役割を持っている学校の安全を確保する、こういう仕事なんですよ、皆さんの仕事は。そういう意味で、もう少し真剣にこの問題に取り組んでいただきたいということを要望して、質問を終わります。

佐藤良一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号16番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 一般質問に通告しておりませんが、結婚50年の節目を迎えられ、金婚式を迎えられた寒河江市長、まことにおめでとうございます。また、健康に御留意され、市政に頑張ってもらいたいわけがあります。また、しかしながら佐藤良一独身で、本当に見本をいただければ幸いだと思っております。

以上、通告番号16番に対して質問いたします。

我が寒河江市の市道は、道路幅が2メートルから都市計画道路の幅の広い道路、歩道もついている街路樹が植えられた市道、また田畑の中の市道、田代、幸生といった山の手の市道に分けられるようでありませぬ。寒河江市の道路は、水道管、下水道管、ガス管、通信用のケーブルが埋設されています。側溝も整備されておりませぬ。今年の大雪でどの市道もアスファルトにひびが入ったり、穴があいたりしているのが現状でありませぬが、春先には穴が大体埋まっておりますが、ひび割れが大きくなっているところもまたあるようです。除雪による側溝のふたがひび割れたり、鋼鉄でできているふたのグレーチングが引っかけられ、壊れているところも見受けられるようです。道路幅が狭いところには、特に見受けられるようです。人身事故など起きてからでは遅いのでありませぬ。

佐藤良一も市内を車で回って、気づくと建設課に連絡しているところでありませぬ。側溝には鉄板がかけられているところもありませんが、車が通ると音はするし、はがれはしないか心配でありませぬ。チェリークア・パーク内の道路は、アスファルトの石が大量に散らばっているのが現状でありませぬ。28万人の人が訪れる花博に訪れる道路には余りにもお粗末のような気がするわけでありませぬ。

高松駅前から米沢方面における道路で、側溝のふたが角材でふたされているものもあるわけです。車も多いし、大型車も通るし、高松小学校の通学路にもなっているわけでありませぬが、山形県土木部次長まで務めた市長でもありませんが、道路管理者である市長、どのようにお考えになるんでしょうか。

都市計画道路で整備された歩道に街路樹が植えられているのは、春には花が咲き、人の心を和ませてくれるが、土のかぶっている面積が1メートル足らずであり、アスファルトの中に根をおろし、雪や風、雨に耐えているのでありませぬが、年に何本か枯れるものもあるわけです。枝折れもあるようでありませぬ。街路樹のあるところに生活をしている人々には、秋になると葉が落ちて掃除が大変なようでありませぬ。一部の町会では、ごみの袋に詰めているところもあります。余り多くなり過ぎると、電線や道路に枝がはみ出して、大型車の屋根にぶつかったり、信号、道路標識が見えなかったりあるのではないのか。陵東中学校の通りの街路樹が歩道のアスファルトを10センチ以上も盛り上げているものも見受けられます。工業団地のところでは、街路樹が人の背丈ぐらいのところまで歩道に伸びて、目に当たらないか心配でありませぬ。

今までの農道が市道に認定されたところでは、側溝、用排水路のふたが上からかぶさっているのが主で、市道のようにふたがかかるところがあごがついているのでありませぬ。道路と平らですが、農道から市道に認定された道路では段差ができていますので、鉄板やアスファルトでやっているのを見受けられるような感じもいたします。

幸生、田代地区では、カーブの多い道路でありませぬし、ガードレールや道路標識もかなり傷んでいるようでもあり、落石や路肩が崩れているところもあるようです。また、S字型のカーブも、カーブで見通し

が悪いところもたくさんあり、草や木が道路を覆いかぶさっているところもあるようであり、田代公民館から前田代の上に至る道路は、道路幅が狭く、坂道でもあり、路肩が傷んでいるようであり、田代のハノキの橋から葉山高原までは、田代橋の橋のたもとがかなり傷んでいるし、欄干も壊れているのが現状であります。牧場までの間、雪のためにガードレールがかなり傷んでいるようでもあり、また落石も起きておる次第であります。安全の面からして、何とかならないのかと思う次第です。

県道白岩田代線の入り口、畑入り口から畑までの道路は、S字カーブが多い市道であります、かなり路肩の方も壊れていますし、標識も壊れたり、なかつたりの現状であります。これは雪のため、除雪や雪の重みで壊れたものと思われます。まことに残念ですが、カーブミラーもなくなったり、壊れているところも、ポールだけのものもある次第であります。また、道路の端の木が道路を覆いかぶさっているところもあり、草も伸びて見通しが悪いようであります。そうでなくても、葉山の市民荘のところまでは、寒河江市民はじめ、市街地から畑の水はうまいと言って水くみに参られる方がたくさん見受けられます。これからは、秋のキノコや春先は山菜、新緑を楽しむ方が大変多いような感じもします。

そのため道路の安全性から見ても、早急に対策をとる必要があると思われます。田代幸生線においても落石あり、路肩には亀裂が入っているところもあるし、ガードレールも壊れているところがあります。幸生の柴屋橋の古い橋も欄干をはじめ、かなり傷んでいるところでもあります。白岩の中町の中道橋もかなり古く、傷んでいるような実態であります。この際ですから、全市道の安全性から見て点検し、維持管理をしっかりとってほしいと思います。事故が起きてからでは大変であります。

次に、林道の質問であります、田代から河北町の岩木に通じる林道であります、田代側が約300メートルぐらい舗装が行われていないのです。市長、何とか早く舗装工事が行われるようお願い申しあげる次第です。田代区民もそう願っているはずであります。今年、村山市の岩野から葉山の大円院までの村山市側の林道が6月に土砂崩れで通行どめになり、村山市の市民の方はキャンプ場までの道のりは、田代岩木線を通してキャンプ場に行っている現状であります。葉山高原牧場から大円院を通して村山のキャンプ場までの林道も、雪のため傷んでいるようであります。数年前でしたか、山形新聞にガードレールが壊れているところが写真で載っているのですが、そのままの状態であります。

また、畑まで行く間の道路も路肩が崩れ、1年近くたっていますが、まだ工事が行われていませんが、どうなっているのでしょうか。

また、幸生小学校のところから水辺の楽校の道路を通して西川町につながっている林道もあるわけですが、道路がかなり傷んでいると聞いております。落石や路肩が崩れたり、側溝も埋まっていると聞いておりますが、この辺の対策も考える必要があると思われます。三つの林道は、村山市、河北町、西川町と我が寒河江市側につながっているのですが、1市2町から見れば、まだまだ整備が必要な感じもいたします。

次に、実沢沿いにある寒河江市と山形森林管理所の管理している畑林道がありますが、これも毎年のように土砂崩れが起きている状態です。このことも何とか早く解決してほしいと私なりに思っているわけであり、

次に、公園について質問いたします。寒河江市には都市公園、農村公園、大きな公園から小さな児童公園まであります。佐藤市長になってからできた公園は、とてもきれいなようですが、チェリーランド、二の堰親水公園、栄町のふれあい広場、いこいの森、長岡山のつつじ園といったところではないのでしょうか。

それにしかり、若葉町、元町、船橋、西根、桜の丘などといったところは、余りにも差があるような気がします。公園内の木もかなり元気がないようで、フェンスも壊れているような気がします。前に述べた公園から見れば、明らかに手入れが行われていないのではないのでしょうか。いこいの森でも、駐車場のそばの木が風にあおられ、倒木されております。そのときちょうど駐車している車が2台ありましたが、運よく離れていて被害を免れております。もしこれが車や人間に当たったならば、大変な事故になっているはずであります。また、いこいの森の公園に置かれているベンチやいろんなものが、施設が、風、雨、雪にさらされながら腐食しているのが現状であります。長岡山の松も松くい虫による被害が、毎年目立っているようでありますが、道路沿いに立っている松が倒れないか心配でありますので、早急な対策が必要だと思われまます。

市長、この際だから寒河江市内の全公園の立ち木をはじめ、公園内に設置されている遊具の施設なども点検をし、壊れているものがあれば、事故の起きる前に撤去や何かを考える必要があると思われまますが、市長のお考えはどうでありましようか。

次に、地区公民館であります。初めに南部地区公民館であります。公民館は、南部小学校の跡地にあります。今年の大雪で雪おろしや雪片づけが大変ではなかったかと思われまます。公民館と一緒に元小学校の体育館があるわけでありまますけど、地震や火災、水害があった場合は避難場所にもなるので、耐震構造の診断は行われているのかであります。屋根をはじめ、外壁の周りがかかなり傷んでいるような気もいたします。

次に、柴橋公民館であります。駐車場には大きなアスファルトの穴があいているようであります。公民館の網戸は壊れているし、サッシ戸にはガムテープで外から押さえているところも1カ所あります。体育館は、元柴橋中学校のものをそのまま使用しているわけでありまます。何せ木造づくりで、雨、風、雪に耐え、今日に至っているのが現状であります。しかしながら、天井のベニヤが今にも落ちそうになっているのです。電灯も切れると聞いておりますが、早急に対策が必要ではないかと思う所存でございます。まして木造でありますから、窓枠の戸も木できていますし、風が吹けば音がガタガタ、冬はすき間風で寒いのではないかと思われまます。今までよくもったなと思っているわけでありまます。

また、体育館の中には学童保育も設置されておりますが、地震による耐震構造の検査はなされたときあるのかどうかであります。安孫子収入役はじめ、鈴木議員、そして内藤明議員にとっては思い出の体育館ではなからうかと思う所存でございます。市長の御理解ある答弁をお願いしながら、安全第一に考えて、この際だから建てかえなども検討すべきだと私は思う所存でございます。

次に、西部地区公民館であります。公民館の前の側溝は鉄板で覆われ、まさしくけがを受けないかと心配している所存でございます。体育館の雨どいは穴があき壊れているし、軒先は腐り、はがれているところもあり、体育館全体に見られるようであります。室内の電気も切れていると聞いておりますが、さらに寒河江側寄りには要らなくなった看板やタイヤが積まれているのです。この際だからきれいに処分してもらいたいわけでありまます。

3地区の公民館は、地区民にとって身近な施設であるし、小さな子供から大人まで利用しまますし、維持管理には十分注意してもらいたいわけでありまます。

次に、学校であります。市内には小学校が11校、中学校が3校あります。全国的に見ても事件、事故も多いようです。寒河江小学校では2回にわたり大きな事故も起きております。埼玉県内でのプールの事故があったときは、各学校とも安全点検が行われていたはずです。学校の室内では、理科の実験の事故、

重いものの移動のときの事故など、そして高いところから物を取ろうとした事故などが多く聞かれるよう
であります。

体育館といえば、新庄市の事件が大きな問題となったこともあります。雨や冬場は体育館で運動が行わ
れますが、そこで使用するものの点検などはどうなっていますか。使用するものの場所の保管での事故
などもあり得ると思われませんが、管理上どうなっているのでしょうか。児童や生徒にだけ任せないで、先
生も一緒にやるべきだと考えるわけです。

各小学校で、校庭には児童が遊んだりする遊具施設のものやいろんなものが設置されておりますが、月
に1回は点検をする必要があるのではないのでしょうか。ねじで固定されているものや、支柱に固定されて
いるものが腐食して倒れたりする事故も全国にあるようであります。

寒河江市においては、このたびの日本大学山形高等学校で、寒河江の出身の方の大活躍を目にしており
ますが、中学校においては運動部があり、市内の大会から地区、県、東北、全国と大会も行われるよう
であります。しかしながら、全国的に見ても練習中に事故も起きているようです。サッカーのゴールの鉄柱
が倒れたり、運動会での突然の風でテントが飛ばされたり、その事故も報道されているようであります。
練習する場合の道具はどのように点検なされているのでしょうか。各学校とも入り口はかなりきれいであ
りますけど、要らなくなったり、壊れたものや、植木の剪定、草取りした草など、石などが人目を避ける
ように置かれている学校も見受けられる所存であります。また、植木も枯れているところもあるようであ
ります。

次に、市営の野球場であります。今般夜間照明がついていないという話も聞いておりますけど、照明
器具の故障なのか、それとも何か原因があるのでしょうか。また、照明の鉄塔のさびも目立っているよう
な感じもします。また、スコアボードが雨や風や雪に耐えながらも、余りにも寂しく立っている今日であ
りますが、この際思い切って事故でも起きる前に、撤去なりを考えているのかでございます。

教育委員会の学校教育課の中に、施設担当の主幹がおるわけであります。児童生徒の目線に立った点検、
また大人の目線に立って点検も考えてもらいたいわけです。事故が起きてからでは当然遅いわけでありま
す。日本という国は、地震や雪、雨、風といった自然災害の多い国であります。今回の質問に当たり、災
害が起きたときは住民の避難場所や仮設住宅、そして各家庭から出るごみの置き場とするときもあるはず
であります。その点からも御配慮をいただきながら、以上で第1問終わりますが、市長、教育委員会委員
長の御理解を、答弁を期待して第1問を終わらせていただきます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

議員の質問は、具体的な箇所についてたくさん足を運んで調査なされたものについての御質問でございますけれども、私の方では五つに区分けして答弁申し上げたいと思います。

一つは、道路、林道の管理に対しまして、それから二つには、市道の交通安全施設、いわゆるガードレール、カーブミラー、それから道路構造物、木材によるところの側溝のふたとか、橋のコンクリート高欄のはがれ、グレーチングの曲がりとか、そういう破損箇所について答弁申し上げたいと思いますし、3番目は、山間部の林道や市道の交通安全施設、ガードレールの破損箇所について、そしてまた、林道で一部未舗装区間である箇所について、4番目は、街路樹で歩行者の交通の妨げになっている分野について、最後には、公園について破損しているとか、あるいはアカマツの問題と、枯れているというような問題について、区分けして答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、市道と林道の管理についてでございます。

市道は、市民の日常生活に重要な役割を、林道は森林の整備や保護にそれぞれ重要な役割を担っておるものでありまして、一般通行に支障を来さぬよう努めているところでございます。

また、市道や林道の道路の管理につきましては、舗装をはじめ、側溝やふた、カーブミラー、ガードレールの道路施設などについて週1回程度のパトロールを実施しております。また、地域住民の方からの道路施設の破損等の連絡は、道路の管理をする上で重要な情報でありまして、連絡があった場合は現地確認の上、安全確保に努めているところであります。

それから、市道林道の施設の破損は、経年劣化や突発的な破損等がありますが、まずは現地で破損状況の把握をして、事故回避のためのバリケードの設置などの応急的な処理を行い、軽微なものについては即時対応を、根本的な修繕を伴うものについては、安全の確保や緊急性を考慮し、予算措置を行いながら対応しているところであります。

御質問もございましたけれども、市道、林道のコンクリート高欄の一部はがれ、グレーチングの曲がりや交通安全施設であるカーブミラー、ガードレールの破損につきましては、既に対応しているところもありますが、緊急の度合いを見きわめながら順次修繕を進めてまいりたいと考えております。

山間部におけるところのガードレールなどの交通安全施設についてでございますけれども、冬期間の雪による施設の倒壊、破損が大半でありますので、雪への対応も含めながらガードケーブルの設置などについて研究してまいりたいと考えております。

それから、市道の木材によるところの道路を横断する側溝ふたにつきましては、道路舗装の長年の摩耗により、市販のコンクリート製品では厚さの関係で段差が生じるため、木材で厚さを調整し、暫定的処理で対応しているものでありまして、コンクリート製の暗渠設置などの対策を検討しているところでございます。

それから、林道の一部未舗装区間についてでございますが、交通量が少ないこと及び平成13年度に森林オーナー制度を導入した区域までの舗装整備が完了したことなどから、未舗装区間の舗装は見合わせているところであります。

さらに、林道の路面補修や草刈り等の維持管理については、グレーダーによる道路の路面補修は市が行い、草刈り等は市が費用の一部助成を行いながら、地元主体で行っていただくなど、地元関係者と一体となり管理を行っているところでございます。今後とも市道、林道の維持管理につきましては、地元関係者からの御協力をいただきながら円滑な道路交通の確保のため一体となり、努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、街路樹の管理についてでございますが、市で管理している街路樹は、市道上に植栽しているソメイヨシノやケヤキなど約7,500本あります。管理については、病害虫が発生した場合や大がかりな剪定作業は専門業者に委託しております。また、常に道路管理者と一体となって巡回パトロールを行い、危険箇所の把握に努めております。現在御案内のように、昨年10月と今年4月に組織したところの街路樹育て隊により、街路樹の簡単な剪定作業や街路樹周辺の除草、道路の危険箇所の情報提供などを行っていただいております。

また、市道工業高校西線の街路樹については、幹から出ている徒長枝でありまして、枝が細く、簡単に作業できることから、若草のみち会員で構成されているさがえ街路樹育て隊隊員と、市との共同により剪定作業を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、公園の管理について申し上げます。

公園は、自然との触れ合いやスポーツ、レクリエーションなどの憩いの場所を市民に提供しております。また、災害時には避難場所としての機能も持ち合わせておるわけでございます。公園の施設の主なものは、広場、フェンス、樹木、あずまや、遊具、トイレ、照明施設、ベンチ、水飲み場及びパーゴラなどがあるわけでございます。これらの施設については、年に1回の保守点検と、月に1回程度の巡回パトロールを行い、公園利用者が安全に使用できるよう危険箇所の把握と修復に努めているところであります。

また、ほとんどの公園の維持管理については、市と地元町会や老人クラブ等の団体と共同で管理しており、異常箇所があればすぐに通報していただくなど、二重の管理体制をとっているところであります。また、市で管理を行っている寒河江公園や西根公園などでは、定期的に管理員を配置し、公園の状況の把握と危険箇所の修繕等をその都度行っております。話がありました若葉町公園と八幡原第二号公園のフェンス、それから防犯灯の支柱などにつきましては、管理いただいている町会長さんと協議し、緊急性、危険度の高いところから計画的に撤去、または補修を行ってまいりたいと考えております。

寒河江公園におけるアカマツの松くい虫による枯木、枯れた木の対策についてでございますが、被害松については、毎年予算を計上し、道路や家屋に近い松から伐採を行うなどによりまして、利用者や隣接する家屋への被害が発生しないよう対策を実施しているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育委員会所管の施設の管理についてお答え申し上げます。

教育委員会では、学校教育及び社会教育のための各種の施設を所管しておりますが、まず利用者の安全を最優先事項としてその管理運営に当たってきております。しかし、全国的には予想外の事故が発生している例も見受けられますので、今後におきましても細心の注意を払いながら、特に指定管理者を定めて管理委託を行っている施設につきましては、指定管理者を十分に指導しながら、利用者の安全確保と効率的な運営に努めてまいります。また、必要な修理等につきましては、危険度や緊急性を見きわめて優先度を考慮しながら実施しておりますが、今後も計画的に実施してまいります。

なお、市の野球場の夜間照明設備につきましては、昭和54年に整備したものでありまして、30年近く経過したことからかなり老朽化が進んでおります。また、近年週休2日制の定着によって余暇時間が拡大したことによって、本市の野球場を使つての夜間の練習や試合が減ってきていること、野球チームも大幅な減少傾向にあることを受けて、夜間照明の需要が大幅に減ってきている状況でございます。今後これらの推移を見きわめながら検討しなければならないと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 ただいま市長並びに教育委員長の御答弁があったわけでありまして、2問に移らせていただきます。

市道です、都市計画道路や一般農道から市道になったもの、田畑の中を通っている市道もあるわけでありまして。また、田代や幸生のような山間部も通っているところもあるわけでありまして、やはりいろいろな山間部における事故なんかも、ガードレール突き破ったというのものもあるわけでありまして、十分その辺も気をつけてやってもらいたいなと思うんであります。また、畑入り口から畑まで、林道でも同じですけれど、標識がなかったり、ポールだけだったり、いろんな面があるわけでありまして、その辺も御配慮願えればなと私なりに思っているわけでありまして。

また、寒河江市内の道路におきましても、やはりいろんな狭いところから広いところもあるわけでありまして、その辺のことを考えながら、また通学路もあるわけですし、鉄板がかかっている理由が当然あるわけですが、車の音はうるさかったり、はね飛ばされてけがしたりなんかないように、その辺に十分注意する必要があると私なりに思っているわけでありまして。

また、今年の大雪で道路に穴があいたとか、春先のひび割れを覆ってはいますけれど、大半の道路でひび割れの舗装が結構見受けられるわけでありまして。その辺の修理なども今年何とか間に合わないか間に合うかどうか知りませんが、予算の関係で。その辺のこともありますので、十分配慮いただければなと思っているわけでありまして。

あと田代の八ノキ橋でありますけれども、欄干や土台も古くなって壊れてもおりますし、あと幸生の柴屋橋の古い橋もかなり傷んでおるわけですね。管理上もちょっと問題があるような感じもします。中道橋、白岩の橋も幅は狭いですが、いろいろ点検上、車両の重さに耐えられるかどうか問題があると私なりに認識しているわけでありまして。その辺の方も十分点検してもらいたいなと思っております。

あと林道でありますけれど、いろいろ3路線、併用林道も申しあげましたですけど、あと一つだけ私にお願いあるわけでありまして。十部一から葉山山頂の方に6キロばかり山形森林管理局の管轄の林道があるわけですが、葉山に登山する方は一番最短距離でありますので、ぜひ山形森林管理局に対して整備並びにお願い申しあげたいなと、市長の方からぜひその辺のことをお伝えくだされば幸いですし、ぜひこれからも山の問題に関してはお互いに、村山市、河北町、西川町並びに大蔵村と国道で結ばれているわけでありまして、ぜひその辺も御配慮くだされば幸いですと私なりに思っております。

あと街路樹でありますけれど、陵東中学校から行った坂道のところに桜の木が植えてありますけれど、あそここの歩道は10センチばかり盛り上がっているわけでありまして。あそこの対策などはどのようにお考えになっているのかどうかであります。せっかく春先はきれいな花を咲かせて、みんな喜んで見るわけでありまして、その辺の対策はどのように考えているのかどうかであります。

また、花博会場のメイン道路でありますけれど、あそこの道路は舗装をなされておりますけれど、碎石がかなり冬期間、夏でも散らばっているわけでありまして。約28万人の方が来る道路にしては、ちょっと情けないような気がするのですが、ぜひ来年の花博までに舗装のやり直しが必要じゃないかなと私なりに思うんですけど、道路管理者としての市長のお考えはどのようにお考えになるのでしょうか。

次に、公園でありますけれど、先ほどいろいろ述べましたけど、市長の地元のところの慈恩寺に山王台や八千代公園といった公園もあるわけですが、あそこにもあずまやがあるわけでありまして。眺めは最高で

ありますけど、あの辺に対して、松くい虫の枯れたものもありますけど、その辺の対策などもぜひ考えていただければなと思っているわけであります。

あといこいの森の、風で夜倒れた木が、事故がなかったから本当によかったなと私は思っているわけでもありますけど、そういう自然の目に見えないところで本当に事故が起きたならばと思うとぞっとしますので、ぜひそういう立ち木の問題に対しては、十分注意が払われなけりゃならないと思います。まして、いこいの森の周辺は山でありますので、これから八ちに刺されたという報道もよく全国的にあるわけです。その辺の対策も忘れないで考えてもらいたいわけであります。

あと児童公園や神社やお寺さん、空き地につくったものの対策も十分考えてもらいたいわけですね。事故が起きてからでは当然遅いわけであります。ぜひそのことも認識して考えてもらいたいと私なりに思っているわけであります。

あと公民館でありますけど、やはり南部地区の耐震構造の対策などはどのように考えているのか、答弁が全然なされておりませんし、屋根の対策や外壁の対策はどのように考えているのかどうかであります。柴橋地区の公民館も木造でありますし、いろいろ耐震構造やらの問題、その取り組みも全然なっておりませんので、ぜひ2問目をお願い申しあげたいところであります。西部地区公民館におきまして、雨どいや軒先が腐れており、はがれております。その寒河江側の方にはタイヤはじめ、いっぱい詰まっているわけです。この際だからきれいに整理してもらいたいなと私なりに思っているわけであります。

そういうわけで、公民館の耐震構造をはじめ、いろんなものを地区民が利用するわけであります。畳と障子紙ぐらいはあと何とかという言葉もありますけど、新しい方がいいんじゃないかなと私なりに思っているわけであります。

次に、学校の問題でありますけど、学校の正面はどこの学校に行ってもきれいでありますけど、新庄市の中学校の問題やら、いろんな学校の中での事故、テレビが倒れてけがしたあの、ピアノを運んでいるうちに倒れたあの、想像つかないものが当然全国的に大きくなっているわけであります。そのときプールの事故あればプールだけでというものも感じられるわけですけど、もっとその辺に目配りが必要じゃないかなと思っております。特に体育の授業や、道具ですね、その辺のチェックも十分願っているわけであります。

あと屋外に目を向けますといろいろなもの、草を取ったり、枝を切ったものや看板など、壊れたもの、人目を避けて置かれているのが各校の現状であります。やはりそのことも考えながら、教育委員会では施設担当の主幹まで抱えているわけですから、その辺も十分安全のために確認をし、要らなくなったものはすぐ片づけて処分するような感じもほしいわけであります。あと用具、施設も屋外ではあるわけであります。1カ月に1回はねじだのいろいろな点検も必要じゃないかなと思います。けがが起きてからではもう遅いわけでありますので、その辺の対策も十分目を配ってもらいたいなと思うわけであります。

あと野球場だのいろいろな、野球のネット、サッカーのゴールですね、鉄柱ですか、そういう事故もあるわけであります。ちょっとした事故で大騒ぎ、みんな各校長さんが記者会見で済まなかったと。尊い命がなくなったりいろいろあるわけですので、十分検討してもらいたいと私なりに思うわけであります。

それから、陵西中学校でありますけど、3階建ての建物でモルタルが落下している現状であります。早く耐震構造の対策を考え、修理が必要じゃないかなと、その辺の見通しなどもお聞きできれば幸いだと私なりに思うわけであります。

やはりあと野球場です。電気がつかないというのもあったけど、スコアボードは古くなって、解体した

方が本当によさそうな感じがします。その辺の方もこれから施設担当主幹がいるんでありますので、安全面からも十分認識、確認してもらいたいと思います。

あと寒河江市内の駅前はじめ、都市計画道路の中には下水管、水道管、ガス管、ケーブルなどが埋設されています。そのほかに狭いところでも下水道、水道といったものが埋設されていますけど、時々家庭と官地の境あたりが陥没したりしているところがあるわけです。そういうこともやはり事故があったりすると困りますので、十分対応なされるようお願い申し上げます。

いろいろと長くなりましたけど、事故が起きてからじゃ遅いんです。当然その辺のためにも総点検をなされて対応なされることを私つくづくお願い申し上げたいわけでありまして。何せ今の行政では、どこの自治体でも東京都を除けば大変であります。でも、その前に政府のやった構造改革によりまして、高いお金も決算委員会で水道会計にうたっている、8パーセント台で平成30年や40年まで返さなきゃならない、そういうもののお金で各自治体で整備なってきたことを思うと、十分今の現状があるわけでありまして、当然市民に対してもいろいろそれだけの恩恵も受けてきたわけでありまして、やはりこの際ですから、市民の安全を考え、優先的にやってもらえれば幸いです。

市長もやはり20年近くなっておりますので、その辺を考えながら、安全対策を優先的に市政を運営させるよう、また教育委員会におきましても3地区の公民館の対策、ぜひ考え、御検討されていただければ幸いです。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

1問でも答弁申しあげましたけれども、道路につきましてはパトロールをやっておりますし、公園につきましてもその監視といいますか、管理に目を光らせておるところでございますし、また市民からのいろいろな御連絡、あるいは町内会長をはじめとするところの要望やら、あるいは御意見などもちょうだいしながら、安全で、そしてまた安心して利用できるような道路、公園、林道について目を光らせておるところでございますし、また国やら県の方の道路管理者と十分連携を保ちながら、それぞれ情報交換して、お互いに連絡を密にして道路なり、あるいは林道等につきましてもやっておるところでございますし、また市町村境界等につながる問題につきましては、他の首長と協議をしながら進めておりますので、今後とも万全を期してまいりたいと思っております。

十部一峠から葉山に通るところの登山道というようなことでございますけれども、これらについても多くの方々がより一層葉山に登山ができるように、安全な道路の確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、石川西州崎線ですか、あるいは石持チェリーランド線とか、文化センター東線ですか、桜並木が大変な桜の名所になりつつあります、あるいは名所になっているかなと思っております、大変通る方々から桜の見ごろ、そしてまた葉が茂ったところと、大変喜ばれておるところでございますけれども、非常に成長がいいといいますか、桜の成長がいいというものでございますので、根元のインターロッキングとか、あるいは平板ブロック等が若干浮いておるといいますが、そんなところも見受けられるわけでございますので、その対応というものをどのようにすればいいかなと、こんなことをいろいろ今工夫しておるところでございます。

そしてまた、花咲かフェアの方に通じるところの道路につきましても、多くの方々が入場されるころでも、場所でもございますので、この辺についてもみんなに喜ばれるような道路にしていきたいと思います、こう思っております。

また、山王台にしましても、これもやっぱりあそこに立ったときの眺望というものは非常にすばらしいものがあるわけでございます。慈恩寺に訪れましても、山王台に訪れる人はその何分の一かなと、こうは思いますけれども、村山一面に眺望が開けておるところはすばらしい公園なわけでございますけれども、いかんせんあれもあずまやは2階建て、そしてまた木造ということになっておりますので、非常に傷みが激しいといいますか、早いのかなと、このように、頂上に建っておりますので、そんなこともあろうかなと、こう思っておりますけれども、十分これからその管理と、傷みが進まないようなことを何か考えてまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

残余につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 建設課長。

○浦山邦憲建設課長 さくらんぼ関係の歩道の段差の解消ですけども、これについては、今市長からありましたように、危険な度合いのところから対応しておりますので、今後ともその危険な状況を見きわめながら対応を進めていきたいというふうに思っています。

それから、山西線の舗装の、舗装するのかというふうな御質問ですけども、あの場所については透水性の舗装ということで、その関係上若干毎年一部はがれるような状況でございますので、その辺については春に直営で、花咲かフェアの前に職員で掃除もやっておりますので、今後ともそういった調整の中で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 所管している諸施設の管理運営については、その基本的な姿勢と考え方を先ほど1問でお答え申し上げたとおりです。個々に具体的なものにわたる御質問ですので、担当の方から答弁させていただきます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○熊谷英昭学校教育課長 それでは、学校施設の管理状況について申し上げます。

子供たちの学習に影響ないように、さらには施設を使って地域活動する地域の人に迷惑のかからないように、常に心がけて点検をしているところです。それで、職員主体の安全点検のみならず、定期的に必要な施設については専門職員あるいは専門業者の点検をさせてもらっているところであります。また、子供たちの注意力を喚起する意味で、子供たち自身の参画を得ながら、子供の目線での施設の安全点検も実施しておりますので、今後ともこのような取り組みが学校に根づくように指導していきたいというふうに思っております。

また、大規模改造の陵西中学校の御質問もありましたけれども、今年度大規模改造のための基本調査を実施しております。それらについて引き続き大規模改造が進められるように努力していきたいというふうに考えておりますので、御了解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今回の質問に当たり、自分の目で、足で確かめたものばかりでありますので、各担当課ではぜひこの議会が終わったならば、すぐ点検並びに確認をしてもらいたい。そして、安全な道路であって、また施設になってほしいわけであります。ぜひその辺をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○新宮征一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

発言の申し出

○新宮征一議長 兼子病院事務長より発言の申し出がありますので、これを許します。

兼子病院事務長。

○兼子良一病院事務長 8月31日の議第59号に関する佐藤良一議員の質問に対し、平成12年に発生した事故との答弁をいたしましたが、正しくは平成10年に発生した事故ですので、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

平成18年9月第3回定例会

散 会 午後1時36分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年9月13日(水曜日)第3回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

2番	佐	藤	毅	議員
----	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理委員会事務局	長		
	総合政策課	長	菅野英行	総合政策課 行財政改革 推進室長
尾形清一	財務室	長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	総合政策課	長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	企業立地	長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	推進室	長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	市民生活課	長	斎藤健一	健康福祉課長
小坂力三	建設課	長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	都市整備室	長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	下水道課	長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
	商工観光課	長		
工藤恒雄	会計課長補佐		安孫子雅美	監査委員
	病院事務	長	清野健	農業委員会 事務局長
宇野健雄	学校教育課	長		
	生涯学習	課長		
	生涯学習	課長		
	生涯学習	課長		

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成18年9月13日(水)

決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 2 認第 2号 平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- " 3 議第49号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 4 議第50号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- " 5 議第51号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 6 議第52号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 7 議第53号 平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- " 8 議第54号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- " 9 議第55号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- " 10 議第56号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- " 11 議第57号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- " 12 議第58号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- " 13 議第59号 損害賠償額を定め和解することについて
- " 14 議第60号 市道路線の認定について
- " 15 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 文教厚生委員長報告
(2) 建設経済委員長報告
(3) 予算特別委員長報告
(4) 決算特別委員長報告
- " 16 質疑、討論、採決
- 閉会

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　開　　午前10時25分

○新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、佐藤毅議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月28日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第1、認第1号から日程第14、議第60号までの14案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 最初に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日午前9時30分から、市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長はじめ、関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号、議第57号、議第59号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第51号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今回の新たな共同事業の内容について伺いたいとの問いがあり、当局より、このたびの法令改正により、レセプト1件当たり30万円を超え80万円までの医療費を対象として、県単位で国民健康保険団体連合会が拠出金、交付金を総括して、保険財政の共同安定を図ることを目的とした新たな共同事業ですとの答弁がありました。

委員より、市町村の拠出基準と1億7,250万円の根拠はとの問いがあり、当局より、県全体の総額とこれまで4年間の医療費等の保険者負担の実績を積算の基礎として、県全体の拠出の総額を100億円ほどと積算し、それを医療費ベース、被保険者数ベースの半分ずつに分けて、県内35市町村の実績であん分した率で算定した額が、寒河江市は3億4,500万円となり、その半年分で1億7,250万円という積算になっていますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第51号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、地域支援事業の介護予防事業ということだが、介護予防に該当する人は何名で、認定はどのようにしたのかとの問いがあり、当局より、介護予防事業に該当する特定高齢者については、県の指導では高齢者の約5パーセントと言われています。特定高齢者の決定方法は、基本チェックリストの項目で該当し、その後医者から意見書をもって認定となりますとの答弁がありました。

委員より、配食サービスの利用が少ないための減額だが、委託を受けている側で特別会計で対応した4割しか利用者がいないということで、単価の見直しなどの支障が出てくるのではないかと問いがあり、当局より、配食サービスについては、全体事業が1万2,000食で、このうち一般会計が4割、特定高齢者の該当する特別会計を6割と見ましたが、全体事業費が予算を上回る状況の中で、特定高齢者の方が少ないため一般会計に組み替えて対応する内容ですとの答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は全会一致をもって原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので、議第53号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び議第59号損害賠償額を定め和解することについてを一括議題とし、当局の説明を求め、初めに議第53号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、弁護士料の着手金のほかの52万5千円は、成功報酬のような性格のものかとの問いがあり、当局より、謝金として52万5千円を支払うものでありますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第53号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号損害賠償額を定め和解することについて質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、条例が成立した場合、平成19年4月1日からの施行となるわけだが、保育所の体制づくりや整備の関係などから、指定管理者導入実施時期をもっと柔軟に行うことはあり得るのかとの問いがあり、当局より、保護者の説明会や地域の説明会も終わっており、安心していただける状況と理解していますので、実施計画のとおり平成19年4月1日スタートと考えていますとの答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、国保に加入している方で出産される方は年間どれくらいいるのかとの問いがあり、当局より、平成17年度の実績で47人ですとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第57号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日午前9時30分から、議会図書室において、委員7名中6名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第50号、議第58号及び議第60号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、公共下水道事業債の特別措置分の内容についての問いがあり、当局より、平成18年度から資本費に対する地方交付税算定に用いられる公費負担割合が、寒河江市の場合7割から6割に改正されますが、平成17年度までに発行された公債費の公費負担割合を保障する措置として創設されたもので、この差額1割分の8,520万円が起債措置され、20年間で償還していくというものでありますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第50号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、8月31日午前10時12分から、本議場において、委員18名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第49号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第49号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担負担を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月13日午前9時30分から、本議場において、委員19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第49号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第49号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

○猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、8月31日午前10時30分から、本議場において、委員17名出席、当局からは市長はじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第2号平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

認第1号については、一つ、医療制度改正に伴う病院経営のあり方と未収金の回収について。一つ、病院における長期契約及び医療機器購入に係る入札方法について。一つ、業務委託業者に対する個人情報保護条例の徹底について。一つ、患者数の減少に伴う対策とジェネリック医薬品の使用拡大について。一つ、患者数の減少要因と医師確保の抜本的対策について。一つ、今後における市立病院の長期的計画について。

次に、認第2号については、一つ、配水管の耐震対策について。一つ、工事に伴う消火栓やソフトシーリングの使用法と製造会社について。一つ、配水池増設工事に伴う残土の再利用について。一つ、無収水量及び無効水量の使用内容について。一つ、水道料金の未収金対策について。一つ、冬期間における大雪の影響と各施設の除雪についてなどの質疑があり、当局より、それぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会をしました。

次に、本日9月13日午前9時45分から、本議場において、委員18名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号について、委員より、一つ、一時借入金の件、院長交際費の件及び1日当たりの給食の件について審議がなされたか。一つ、分科会での審査の内容を詳細に報告すべきであるとの質疑があり、分科会委員長よりそれぞれ答弁がなされました。

認第1号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第2号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第49号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 委員長報告では、この59号については質疑もなくというふうなことでありましたけれども、病院の過失が生じた場合の分限条例とのかかわりの関係で質疑をいたしておりますし、当局からも答弁がなされているわけであります。従って、質疑もなくではなくて、その部分、再度委員長の方にお尋ねをしたいと思えます。

○新宮征一議長 先ほど53号と59号が一括して報告あったようですけども、文教厚生委員長、どうなっていますか。

○荒木春吉文教厚生委員長 53と59号は一緒にしたんですが、私、質疑もなくと一応報告申しあげましたけども……済みません、休憩をお願いします。

○新宮征一議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時02分

○新宮征一議長 本会議を再開いたします。

荒木委員長、答弁願います。

○荒木春吉文教厚生委員長 答弁します。

川越議員の質問は、議第53号の中で出ましたが、私は主な質疑の内容を言っていましたので、川越議員

の質疑は割愛させていただきました。

以上です。

○新宮征一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時03分

○新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。これにて、平成18年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 榎 津 博 士

同 上 那 須 稔